

東北学院大学論集

歴史と文化

(旧歴史学・地理学)

第49号

国立故宫博物院所蔵 1848年コーカンド文書再考

.....小沼 孝博・新免 康・河原 弥生 1

近代中国における留日学生の主要な学習対象

—— 鄒容とその著書『革命軍』を例として ——

.....常 雲平・張 周：著、趙 力傑：訳 25

福島県喜多方市 灰塚山古墳第2次発掘調査報告.....辻 秀人 37

清華簡楚居の発現と楚国歴史地理研究.....谷口 満 (1)

紀州藩で製作された銅人形について

—— その監修者と近代における展示についての覚書 ——加藤 幸治 (39)

2013年

東北学院大学学術研究会

THE TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY REVIEW

HISTORY AND CULTURE

(Formerly HISTORY AND GEOGRAPHY)

No. 49

March, 2013

Reconsidering the 1848 Khoqand Documents Stored at the National Palace Museum

..... Takahiro Onuma, Yasushi Shinmen, Yayoi Kawahara 1

Main Subject of Study of Chinese Students in Japan in Modern China : Zou Rong (鄒

容) and the *Revolutionary Army* (*Geming jun* : 革命軍) as an Example ... Chang Yunping 25

The Result of First Excavation of Haidukayama Ancient Tomb II..... Hideto Tsuji 37

Chu ju (楚居) in Bamboo Strips Possession by Qing hua (清花) University and Histo-

rical Geography in Ancient Chu (楚) Mitsuru Taniguchi (1)

Study on the History of Medicine and Industrial Art Related to the Manufacturing of

Human Phantoms in Japan Koji Kato (39)

The Reserach Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan

国立故宮博物院所蔵

1848年コーカンド文書再考*

小 沼 孝 博・新 免 康・河 原 弥 生

はじめに

コーカンド・ハーン国 (ca. 1709-1876) は、フェルガナ盆地のコーカンドを拠点としたウズベク人政権であり、いわゆる中央アジア三ハーン国の一つに数えられる。1759年 (乾隆24)、タリム盆地のオアシス地帯 (カシュガリア、現在の新疆南部) を征服した清朝 (1636-1912) は、ただちにその西に位置するコーカンド・ハーン国と外交関係を樹立した⁽¹⁾。18世紀後半を通じて両者の関係は特に経済面で順調に発展し、比較的良好な関係を維持していた。ところが19世紀前半、コーカンド・ハーン国の国力増強にともない、両国関係は次第に緊張を高めていく。そして、全盛期のムハンマド・アリー・ハーン (Muhammad 'Alī Khān, r. 1822-42) の時代、コーカンド政権はカシュガル・ホージャ家の後裔⁽²⁾の聖戦に関与し、1826年 (道光6) と1830年 (道光10) に清朝治下のカシュガリアへの侵入を試みた。この背景には、コーカンド・ハーン国の東方貿易独占の意図が現れており、長期的なカシュガリア諸都市の占領を達成し得なかったものの、コーカンド・ハーン国は清朝から ① 関税の免除と、② カシュガリア在住の自国商人からの徴税を請け負うコーカンド・ハーン直属の「アクサカル」 (Aq saqal)⁽³⁾設置の権利を獲得した。

その後、カシュガリアの政情は比較的平和であったが、1847年 (道光27) に再びホージャ

*本稿は、中国語で発表した小沼・新免・河原 (2011) をもとにし、加筆・修正をおこなったものである。

⁽¹⁾ 約1世紀にわたる清-コーカンド関係の概略については、佐口 (1964: 345-530)、潘志平 (1991; 2006)、Newby (2005) を参照。

⁽²⁾ カシュガル・ホージャ家とは、16世紀後半から18世紀中葉に至るまで、カシュガリア一帯で政治的・宗教的権威を誇ったイスラーム神秘主義教団、いわゆるナクシュバンディー教団の指導者一族を指す。1759年に清軍によって駆逐されたが、中央アジア西部へ逃れた後裔たちが1820年代以降に故地カシュガリアへの侵入を繰り返した。中央アジア・中国西部におけるカシュガル・ホージャ家の諸活動については、Fletcher (1995) を参照。

⁽³⁾ 「アクサカル」とは、本来「白い髭」を意味するが、中央アジア社会では「長老、郷約、商頭」に対する呼称として用いられた。清代新疆史研究の立場では、アクサカルの設置要求は、カシュガリアにおけるコーカンド・ハーン国の商権拡大と解釈されている。一方、コーカンド・ハーン国史研究の立場では、清朝政府や現地官員の圧迫からコーカンド人を保護することが目的であったとする見解がある (Kuldashev 2009: 17)。

家後裔の侵入事件が発生する。いわゆる「七人のホージャ」の聖戦である。クルグズ（キルギス）遊牧民の一部とカシュガリアのテュルク系ムスリム（現在のウイグル人）の呼応を得たホージャ軍は、カシュガル回城（旧城）を陥落させることに成功したが、清軍の増援により、事件は短期間で鎮定された⁽⁴⁾。

台北の国立故宮博物院には、大量の清代外交関連文書が所蔵されている。その中で、コーカンド・ハーン国に関連するテュルク語文書は3件の現存を確認できる。そのうち2件は、コーカンドの使者アブド・アルガフル（‘Abd al-Ghafūr）が1848年（道光28 / ヒジュラ暦1265）に帶來した「来文⁽⁵⁾」であり⁽⁶⁾、一つはカシュガルのハーキム・ベグ宛の書簡（「摺件」081391、本稿では文書Aと呼ぶ）、もう一つはカシュガルの清朝大臣宛の書簡（「摺件」081402、文書B）である。この2件の文書は、清-コーカンド関係の晩期、特に「七人のホージャ」侵入以降の外交関係を考察する上で、極めて重要な史料と目される。本文書はすでに唐屹が紹介し、文書のファクシミリ、ローマ字転写（transcription）、英訳、そして文書に関する歴史的問題と言語的特徴について広く考察を加えている（Tang 1984）。その価値は今日でも減じていないが、その後の研究の進展と新史料の活用により、いくつか改善と補足を必要とする部分も出てきた。

唐屹の研究以降における、コーカンド・ハーン国の清朝宛テュルク語文書に関する研究には、中国第一歴史檔案館の所蔵文書を利用した潘・蔣（1988）や濱田（2008）がある。前者は、1832年起草のムハンマド・アリー・ハーンの来文の分析から、同年に生じたユースフ・ホージャ（Yūsuf Khwāja）の聖戦後における両国の交渉を考察したもので、テュルク語文書利用の有効性を示した。後者は、合計9件の文書の訳註であり、その貢献度は極めて大きい。また、テュルク語文書は利用していないが、その満洲語への翻訳文書を利用したディ・コスモの研究（Di Cosmo 1997）も参考すべき価値がある⁽⁷⁾。さらに、かつては参照が難しかった清朝の公文書（檔案）や中央アジア側の関連文献についても、現在では利用が可能になってきている。本稿は、以上のような研究の成果・動向をふまえ、1848年のテュルク語文書2件について再検討を試みるものである。

⁽⁴⁾ 「七人のホージャ」がだれを指すかについて、各史料で異同がある。加藤の考証によれば、その中にムハンマド・アミン（Muhammad Amīn、通称 Kättä Törä）、ワリー・ハーン（Walī Khān）、キチク・ハーン（Kichik Khān）、タワックル・ハーン（Tawakkul Khān）の4人が含まれるのは確実である（加藤1977: 61-63）。

⁽⁵⁾ 「来文」とは、外国・周辺勢力が清朝に送付した文書を指す。これに対し、清朝が外国・周辺勢力に送付した文書を「行文」という。

⁽⁶⁾ 残るもう一件の文書（「摺件」107086）は、ヤークーブ・ベグ（Ya‘qūb Beg）が清の同治帝に宛てた書簡である（Shinmen and Onuma 2012）。

⁽⁷⁾ ただし、これらの研究はいずれも唐屹の研究を見落としている。

1. 文書のテキストと訳註

本章では、文書 A・B のアラビア文字テキスト、ローマ字転写⁽⁸⁾、翻訳、および必要最小限の語註を掲げる。テキストとローマ字転写における □ で囲んだ文字は印章の文言、ローマ字転写における [] 内の文字は筆者が補ったものである。また、翻訳における [] は筆者の補足、() は筆者の註釈である。

1.1. 文書 A

テキスト

- 1 الجى عبد غفورنيك مهوور باسيب توتقان خطى بيزنيك بيكلاريمز تاشكندكا اوروشقالى كتوب وقتنى
- 2 غنيمت تافيب برمونه انسيز خلق اوغورلوقجه خواجهلارنى قوقندين اليب جقيب كاشقر اوزهسيكه كليب
غلبه قليب
- 3 اولوغ جريك يتب كلكانده سوقوشوب قاجيب قراولنيك تاشيغه جقاندان بيزنيك قوقندنيك بيكي ميز خال نظر
دادخوانى
- 4 الته يوز كشي بلان الديغه كلشهكا ايباريب خواجهلارنى نعمت ياقوب باشلق نه كشي توتوب قوقندغه
- 5 اليب باريب ياقوب عبدرحيم دولان صالحى قتارلق نه كشي اولتوردى نعمت ملا محمدى قتارلق نه
- 6 كشي بركتب ينه خواجهلارنى مو كشي قيوب باقيب تورادور قوقنداكي بيكلاريمز منى سن باريب
اوجورينى
- 7 اولوغ جانكجونكغه معلوم قليب كلكين بيزلار قديمقىدك افلك يمان نيتمز يوق بيزنيك بو غلبه لاردين
خبريمز يوق تلايمز
- 9 التفات قليب قوقندنيك سوداكرلاريمز قديمقىدك اولاد كليب باريب بورس ايلكرى
- 10 اولوغ خان اوتكان قوقند سوداكرلاريمزنيك باج ذكواتيني قوقند خلقىغه خوديدا قويسونى بيز اوزوميز قويساق
- 11 تلاكانيمز قديمقىدك شبو ايكي قسمى ايش ينه بولك قوشادورغان اشيمز يوق ينه خواجه
- 12 لارنى اليب جقيب برالى با اولتورالى ديساك اولار الحال بيغمبرنيك اولادى شريعتدا
- 13 اليب جقيب برماك اولتورماك يوق ايكان بونيك تاش يانيداكي نعمت ملا محمدى قتارلقنى
- 14 بيزلار اندا توتوب ايدوك بيزلار اندا اولتورادورغاننى اولتورب بنلايدورغاننى
- 15 بنلايمز قراولنيك ايجيده بولارنى اولوغ جريك توتقان بولسه بيزلار بر سوز ديكالى
- 16 اصله جاغمز ايماس بيزنيك شرعىكا باقيب اولتوروب بنلاشيمزكا
- 17 اولوغ جانكجونك اشمناسه لار تلايمز التفات قليب كشي قوشتوروب بردورسه لار بله باريب كوروب
- 18 تورسه بيزنيك شريعتدا اولتورادورغاننى اولتوروب بنلايدورغاننى بنلاساك
- 19 ينه كاشقردين قورقوب قاجيب جقيب كتكان اوشاق خلقلارنى بيز اوزوميز كشي
- 20 قوشوب اليب جقيب برساک ينه بيزنيك بيكلاريمز كلكان كشيدين ايتيب ايباركان
- 21 سوزىنيك ديكانى بيزنيك بوندين ايباركان خطميز اندا بارغاندا قاعدهكا كلماسه

⁽⁸⁾ 転写の方式は、原則として小松ほか(2005: 592)に依拠する。

- 22 اوزونک قاعدهکا کلتوروب خط قلیب مهورونک نی باسیب اشینی اوبدانلق بيله
 23 توکاتیب کلسانک بولادور دیب اختیاری منکا بریب دور بوندین کین خواجه لارنی
 24 باشلاب اولارنی قوقندین جیقارمای بیز اوزومیز عده کوتردوک مبادا
 25 بیزارلار انیکدین خبر المای قوقندین جقیب ینه غلبه فلسه بیزنیق کلب باریب سودا قلماق
 26 دین توکول باجمیزنی اوتماکنیک تاشیدا بیزنیق دین سوراسالار بونیک^۶

- 27 تاش یانیداکی
 28 کشمیر بدخشان قتارلق یرلار
 29 نیک خلقی برله بیزنیق اشیمیز یوق تلایمیز
 30 سولا امبان تاجی حاکم بیکم ینه تاجی حاکم بیکم اشکاغه بیکم
 31 التقات قلیب اولامجی تیب یوقاری سیغه یتکورسه لار
 32 دیب مهورومنی باسیب خط توتوم
 33 ربع الاول ای نیک یکرمه ایکی سی
 34 شنبه کونی سنه ۵۶۲۱
 به عبد الغفور ابن ملا عبد الصبور عطا کرد حق عز و جاه و سرور

ローマ字転写

- 1 Elchi ‘Abd Ghafūrnī[n]g muhūr basib tutqan khaṭī. Biznī[n]g beqlārimiz Tashkāndgā uru-shqali ketib, waqtñi
- 2 ghanīmat tafib, bir muncha ānsiz khalq oghurluqcha khwājalarini Qoqand[d]in alib chiqib, Kashqar üzäsīgā kelib ghalaba qilib,
- 3 ulugh cherig yetib kelgāndā soqushub, qachib, qarawulni[n]g tashigha chiq[q]anda biznī[n]g Qoqandni[n]g begimiz Khāl Naẓar Dādkhwāhni
- 4 alti yüz kishi bilān aldigha, Gülshāgā ibārib khwājalarini, Ni‘mat, Yāqūb bashliq nechā kishini tutub, Qoqandgha
- 5 alib barib, Yāqūb ‘Abd Raḥīm, Dōlān Šāliḥī qatārlıq nechā kishini öltürdi. Ni‘mat Mullā Muḥammadī qatārlıq nechā
- 6 kishini berkitib, yānā khwājalarini mu kishi qoyub baqib turadur. Qoqand[d]āki beqlārimiz meni, “sen barib,
- 7 uchurini
- 8 ulugh jangjunggha ma‘lūm qilib kelgin. Bizlār qadīmqudāk aflak, yaman nīyatimiz yoq. Biznī[n]g bu ghalabalardin khabarimiz yoq. Tilāymiz,
- 9 iltifāt qilib, Qoqandni[n]g sawdāgarlarimiz qadīmqudāk awlād kelib barib yürsä. Ilgāri
- 10 ulugh khān ötkān Qoqand sawdāgarlarimizni[n]g bāj-i dhakawātini, Qoqand khalqigha khudayda qoyushni biz özümüz qoysaq.

- 11 Tilāgānimiz, qadīmqidāk shubu ikki qismi ish, yānā bōlāk qoshadurghan ishimiz yoq. Yānā ‘khwāja
- 12 -larni alib chiqib berä[y]li yā öltürä[y]li’ desäk, ular al-ḥāl payghambarni[n]g awlādi. Sharī‘atda
- 13 alib chiqib bermäk, öltürmäk yoq ekän. Buni[n]g tash yanidaki Ni‘mat Mullā Muḥammadī qatārliqni
- 14 bizlär anda tutub edük. Bizlär anda öltürädürghanni öltürüb, banlaydurghanni
- 15 banlaymiz. Qarawulni[n]g ichidä bularni ulugh cherig tutqan bolsa, bizlär bir söz degäli
- 16 aşla chaghimiz emäs. Bizni[n]g shar‘īgä baqib öltürüb banlashimizgä
- 17 ulugh jangjung ishānmäsälär, tilāymiz, iltifāt qilib, kishi qoshturub berdürsälär. Bilä barib körüb
- 18 tursa, bizni[n]g sharī‘atda öltürädürghanni öltürüb, banlaydurghanni banlasäk.
- 19 Yānā Kashqardin qorqub qachib chiqib ketkän ushaq khalqlarni biz özümüz kishi
- 20 qoshub alib chiqib bersäk.” Yānā bizni[n]g beglārimiz kelgän kishidin aytib ibārgän
- 21 sözini[n]g degäni, “Bizni[n]g bundin ibārgän khaṭimiz anda barghanda, qā‘idagä kelmäsä,
- 22 özüng qā‘idagä keltürüb khaṭ qilib muhūrungni basib ishini obdanliq bilä
- 23 tügätib kelsäng, boladur.” deb ikhtiyārni mengä beribdür. Bundin keyin khwājalaryni
- 24 bashlab ularni Qoqand[d]in chiqarmay, biz özümüz ‘idda kötärdük. Mabādā
- 25 bizlär ani[n]gdin khabar almay, Qoqanddin chiqib yānā ghalaba qilsa, bizni[n]g kelib barib sawdā qilmaq
- 26 -din tügül, bājimizni ötmäkni[n]g tashida, bizni[n]gdin sorasalar. Buni[n]g
-
- 27 tash yanidaki
- 28 Kashmīr, Badakhshān qatārliq yerlär
- 29 -ni[n]g khalqi birlä bizni[n]g ishimiz yoq. Tilāymiz,
- 30 Sula amban Taji Ḥākim begim, yānā Taji Ḥākim begim, Ishik-agma begim
- 31 iltifāt qilib, ulamjitib yuqarisigha yetkürsälär,
- 32 deb muhūrumni basib khaṭ tut[t]um.
- 33 Rabī‘ al-awwal ayini[n]g yigirmä ikkisi
- 34 shamba küni, sana 1265.

Ba ‘Abd al-Ghafūr ibn Mullā ‘Abd al-Ṣabūr ‘atā kard ḥaqq-i ‘izz wa jāh wa sarūr

翻訳

使者アブド・ガフルが印章を押してしたためた書簡。我々のベグが戦うためにタシュケントに行き、〔その〕好機をできるだけ利用して幾人かの落ち着きがない人々が密かに

ホージャたちをコーカンドから連れ出し、カシュガル方面に来て攻撃し、偉大な軍隊（清軍）が到来した時に戦い、逃走して、〔清朝の〕哨所の外に出た時、我々のコーカンドのベグは、ハール・ナザル・ダードハーを600人とともに〔彼らの〕前方、グルチャに派遣し、ホージャたちとニーマト・ヤークーブをはじめとする数名の人を捕え、コーカンドに連れて行き、ヤークーブ・アブド・ラヒーム、ドーラーン・サーリヒーなどの数名の人を処刑しました。ニーマト・ムッラー・ムハンマディーなどの数名の人を投獄し、ホージャたちをも人を置いて監視しています。コーカンドにいる我々のベグは、私に対し、「おまえが行って、〔次のような〕知らせを偉大な将軍に伝えてくるように。我々は以前と同じように睦まじく、悪い意図はございません。我々はこの攻撃について存じませんでした。願わくは、ご厚情を賜り、我々のコーカンド商人たちが以前と同じように子子孫孫往来し続けますように。以前、偉大なるハーンが免除した、我々のコーカンド商人のザカート税〔の徴収〕を、そして〔カシュガリアに住む〕コーカンドの人々に対しフダイダを置くことを、我々自身が扱いたいと思います。我々が願うのは、以前と同様に、上記二つのこと〔だけ〕であり、それ以上に加えることはございません。また、『ホージャたちを連れ出して与えよう、あるいは処刑しよう』と申しましても、彼らは実際のところ預言者の子孫であります。聖法におきましては、〔彼らを〕連れ出して〔身柄を〕引き渡すこと、処刑することはありません。これ（ホージャたち）以外のニーマト・ムッラー・ムハンマディーらの者たちを我々はそこで捕えました。我々はそこで処刑すべき者を処刑し、処置すべき者を処置いたしました。もし〔清朝の〕哨所の内側でこれらの者たちを偉大なる軍隊が捕らえたということならば、我々がなにかを申すつもりは毛頭ございません。我々が聖法に照らして処刑し、処置することを、もし偉大な将軍がお信じにならないならば、願わくは、ご厚情を賜り、人（清朝の使者）を〔私がコーカンドに戻る際に〕随行させていただきますように。〔私と〕ともに〔コーカンドに〕赴き見ていただけるのならば、我々は、聖法にしたがって、処刑すべき者を処刑し、処置すべき者を処置いたします。また、恐れてカシュガルから逃げ出して〔コーカンド・ハーン国領に入った〕下々の者たちを、我々は自分たちで人を付けて連れ出し、〔清側に〕引き渡します。〕〔と申されました〕。さらに、我々のベグが〔私のカシュガル到来後に私のもとに〕来た人を介して申し送った言葉の言うことには、「こちらから我々が送った書簡がそちらに届いた際、もし慣例に沿わないならば、おまえ自身が慣例にしたがって書簡をしたため、おまえの印章を押し、ことを丸く収めてくればよろしい。」と権限を私に与えました。今後、ホージャたちを導いて彼らをコーカンドから出さず、〔それを〕我々自身約束いたしました。もしも我々が知りえずに、〔密かにホージャたちが〕コーカンドから出て、また〔清朝領への〕攻撃をおこなったならば、我々が往来して商売をおこなうことや、我々の税を免除すること以外において、我々にお問い合わせくださいますように。以上のこと以外では、カシミールとバダフシャンなどの土地の人々とは、我々は関係がございません。願わくは、スラ・アンバン（散秩大臣）たるわ

がタジ・ハーキム・ベグ、あるいはわがタジ・ハーキム・ベグとわがイシクアガ・ベグがご厚情を賜り、〔この文書を〕伝達し、お上にお届けいただきますように、と私の印章を押し、〔この〕書簡をしたためました。1265 年ラビー 1 月 22 日、土曜日。

語注

1a, ‘Abd Ghafūr : 文書 B では、‘Abd al-Ghafūr と記されている。文書 A・B の印章の文言によれば、彼はムッラー・アブド・アルサブール (Mullā ‘Abd al-Ṣabūr) の息子である。1848 年 3 月、アブド・アルガフルはカシュガルで参贊大臣奕山 (Ma. Išan) に馬と方物を献上した⁽⁹⁾。文書 A・B の文脈から判断して、アブド・アルガフルは、短期滞在の使者というよりも、カシュガルに中長期滞在する意図をもって派遣されたといえる。ベイセンビエフは、イマーム・アリー・クンドゥズイー (Imām ‘Alī Qundūzī) の *Tawārīkh-i manzūma* の内容にもとづき、アブド・アルガフルはヒジュラ暦 1265 年 (1848-49、道光 28-29) 年にカシュガルのアクサカルの職にあったが、ヒジュラ暦 1266 年 (1849-50、道光 29-30) にコーカンドで絞首刑に処されたと指摘している (Beisembiev 2008 : 305)。またワリハーノフは、当時のコーカンド・ハーン国内の混乱により、アクサカルの交替は頻繁にあり、その状況下でアブド・アルガフルも処刑されたと述べている (Valikhanov 1985 : 148)。ただし、*Tawārīkh-i manzūma* (タシケント本) の記述には、アブド・アルガフルは「暴虐」であるがゆえに、本国に召還され処刑されたとある⁽¹⁰⁾。

1b, beg : 当時のコーカンド・ハーンであるムハンマド・フダーヤール (Muḥammad Khudāyār, r. 1845-58, 1862-63, 1866-75) を指す。コーカンドの統治者は、アーリム (‘Ālim, r. 1799-1809) 以降、ハーン (khān) の称号を正式に採用した。しかし、イルダナ (Īrdāna, r. ca. 1758-68/69) の時代より、清朝はコーカンドの統治者がハーンを自称することを認めていなかった。このためコーカンドの歴代統治者は、清朝に対してはベグ (beg) あるいはビィ (bī) の称号を用いた (佐口 1964 : 351-352 ; Newby 2004 : 32-33 ; 潘 2006)。

1c, Tashkāndgā urushqali ketib : 1847 年発生 of タシケントの反乱を指すと思われる。コーカンド・ハーン国の重税に対する民衆暴動で、最終的には鎮圧された (Nabiev 1966)。ただし、フダーヤール・ハーン本人が反乱鎮圧に赴いたという明確な証拠はない。

3, Khāl Nazar Dādkhwāh : 1847-48 年におけるこの人物の地位については不明である。ベイセンビエフの考証によれば、1862 年にナマンガンの統治者、1862-63 年にアンディジャンの司令官となり、1863 年 1 月に戦死している (Beisembiev 2008 : 173)。

4, Gülshā : オシ (現在のクルグズ南部の主要都市) とカシュガルとの間の山間部に位置するグルチャ (Gulcha) を指す。

5a, Yāqūb ‘Abd Raḥīm : この人物の来歴は不明である。

⁽⁹⁾ 「摺件」081398、道光 28 年 2 月初 6 日 (1848/3/10)。

⁽¹⁰⁾ Imām ‘Alī Qundūzī, *Tawārīkh-i manzūma*, f. 60.

5b, Dōlān Ṣāliḥī: 詳細は不明だが、ヤルカンドーアクス間のバルチュク付近に住むドーラーン (Dōlān) 人に属する人物と見られる。ドーラーン人は独自の生活・文化形態を保持するカシュガリアの「特殊種族」である⁽¹¹⁾。清代はヤルカンドーアクス間の軍台に配置され、差役に従事させられていた。また、ドーラーン人は白山党ホージャの熱狂的支持者としても知られ、1826年のジャハンギール・ホージャの聖戦には積極的に参加した (佐口 1964: 449-457)。「七人のホージャ」の聖戦においても、彼らの参加した事実が確認できる (加藤 1977: 65)。

5c, Ni‘mat Mullā Muḥammadī: 清朝史料中の「奈嗎特／奈邁提」を指す。この人物は本来タシケント出身の商人であり、「七人のホージャ」侵入時にはカシュガルのアクサカルを務めていた。ニーマト・ムッラー・ムハンマディーは、「七人のホージャ」軍がカシュガル回城を包囲した際、内応して城門を開け、「七人のホージャ」軍を入城させた。この功績により「ミン・バシ」(Ming Bashi、千人長)の身分を授与された (Valikhanov 1865: 218-219; Valikhanov 1985: 148-149; Kuropatkin 1882: 145)。ただしその後、清軍到来の報を聞くと、カシュガルでの交易によって獲得していた銀三千数百両とプル銭 (銅銭) 160余串 (160,000文) を棄てて、真っ先に遁走したという⁽¹²⁾。なお、1858年にカシュガルに赴いたワリハーノフは、このニーマト・ムッラー・ムハンマディーを Named-khan と呼んでいる。一方、同じくワリハーノフによれば、1857年 (咸豊7)のワリー・ハーン (Walī Khān) の聖戦時にカシュガルのアクサカルは Nurmukhamed-datkha (< Nūr Muḥammad Dādkhwāh) という人物であった (Valikhanov 1985: 150)。ニュービイは、Named-khan と Nurmukhamed-Datkha を同一人物と考え、ニーマトが再度アクサカルとして赴任したと考えているが (Newby 2005: 226)、両者は別人と見るべきである (加藤 1977: 69; Kuldashv 2009: 18)。

8a, jangjung: 「将軍」の音写。ただし、この「将軍」がイリ将軍を指すと即断するのは性急である。18世紀中葉以降、カシュガリアに将軍職は設けられず、コーカンドとの交渉はカシュガル駐留の清朝大臣 (Ma. amban) であったが、コーカンド側はこの大臣を「将軍」と呼ぶことを慣例としていたようである。たとえば、1760年 (乾隆25)のイルダナの手簡では、参贊大臣の新柱 (Ma. Sinju) を「シ将軍」(Tu. Shī Jangjung) と記している⁽¹³⁾。また、1795年 (乾隆60)のナルブタ (Nārbūta, r. ca. 1768/69-1798/99)の手簡には、「カシュガル地区の事務を管轄する将軍・大臣」(Tu. Kashghar yurtini ishini bilib turghan jangjung ambanlar) との文言が見られる⁽¹⁴⁾。したがって、この文書中の「将軍」とは、カシュ

⁽¹¹⁾ ドーラーン人の歴史と民俗については、佐口 (1995: 140-170)、Svanberg (1996: 260-282) を参照。

⁽¹²⁾ 「奕山奏稿」355-356、道光27年11月初8日 (1847/12/15) 具奏。

⁽¹³⁾ 「満文録副奏摺」1819.15.1、56: 2288、乾隆25年4月包。

⁽¹⁴⁾ 「満文録副奏摺」3514-9、160: 3563、乾隆60年10月包。この文書については、近刊予定の Onuma (2013) を参照。

ガルに駐在し、現地事務を統括する清朝大臣と見なすのが妥当であろう。

8b, 11, 17, 29, Tiläymiz ~ Tiläganimiz : 一人称の“Tiläymän”（私は願います）を含め、これらを文頭に置く構文は、テュルク語としては不自然であり、むしろ漢文文書の「請」（請うらくは）の用法、あるいはそれに由来する満洲語文書における“Bairengge”の用法に対応する（Onuma 2013）。

10a, bāj-i dhakawāt : “dhakawāt” (ذکوات) の正書法は“zakawāt” (زکوات)。ザカート (zakāt) の複数形。ザカートは本来イスラーム教の「五行」の一つであり、ザカート税は窮苦なるムスリム救済のために徴収される税であるが、ここでは清朝が徴収する商税の意で用いられている。新疆征服後、清朝は最初、カシュガリア諸都市から外部へ赴く現地ムスリム商人から商品の見積もり総額の十分の一を徴税し、新疆に到来するコーカンド等の外来商人からは二十分の一を徴税した。しばらくして減税し、新疆現地の商人は二十分の一、外来商人は三十分の一とした（潘 1991 : 58 ; 王 2003 : 273-274）。

10b, khudayda : 満洲語の“hūda-i da” (商頭)⁽¹⁵⁾の音写。かつて佐口は、漢文史料中の「呼岱達」(Ch. hudaida) はペルシア語“khudā-dād” (神の与えし) の意と解釈したが（佐口 1964 : 381）、文書 A のアラビア文字の書法（語尾の d が無い）からも、この説はもはや成り立たない⁽¹⁶⁾。

14, banlaydurghan : “banla-” (処理する) は漢語の「辦」から作られた清代カシュガリアにおける行政文書用語である。

28-29, Kashmīr, Badakhshān qatārliq yerlärni[n]g khalqi birlä bizni[n]g ishimiz yoq : 次章で詳述する。

30a, Sula amban Taji Hākim begim : “Sula amban” は、満洲語で「散秩大臣」を意味する“Sula amban”の音写。“Taji” は外藩王公に授与された爵位「台吉」(Ma. taiji < Mo. tayiji) の音写。ハーキム・ベグは清代ベグ制における最高位の官位であり、管轄オアシスの城村事務を統括した。なかでもカシュガルのハーキム・ベグは、コーカンドとの外交事務を担当する特別な職務を持っていた（Onuma 2013）。1848 年当時のカシュガルのハーキム・ベグは、トルファン郡王家の始祖エミン・ホージャ (Amīn Khwāja) の曾孫であったズフル・アッディーン (Zuhūr al-Dīn) である⁽¹⁷⁾。ズフル・アッディーンは「七人のホージャ」軍がカシュガル回城に到着する前に、そのほかの 10 名のベグとともにカシュガル漢城（新城）に逃避していた⁽¹⁸⁾。

30b, Ishik-gha begim : イシクアガ・ベグはハーキム・ベグに次ぐ官員で、ハーキム・

⁽¹⁵⁾ “hūda-i da” は、“hūda” (商人) と “da” (頭目) の合成語である。

⁽¹⁶⁾ ニュービィは満洲語起源説を支持しつつも、満洲語の“hūda-i da” はペルシア語“khudā-dād” に起源を持つとの見解を示すが（Newby 2005 : 65）、これは正確でない。

⁽¹⁷⁾ エミン・ホージャの長子ヌール・ムハンマド (Nūr Muḥammad) の孫。カシュガルのハーキム・ベグとしてのズフル・アッディーンの事蹟については、『附編』5-7 を参照。

⁽¹⁸⁾ 「奕山奏稿」412 ; Newby 2005 : 223.

ベグの事務を輔佐した。当時のイシクアガ・ベグは二等タイジのアブド・アルマリク (‘Abd al-Malik)⁽¹⁹⁾。

31, ulamjġitib : 唐屹は“olar berjertib”と読んだが (Tang 1984 : 18)、これは正確でない。“ulamjit-”は、満洲語の“ulanji-”、あるいはモンゴル語の“ulamjila-” (伝送する) から作られた行政文書用語である⁽²⁰⁾。

31, Rabr‘ al-awwal ayini[n]g yigirmä ikkisi shamba küni, sana 1265 : 西暦に換算すると、1848年2月15日になる。

1.2. 文書 B

テキスト

- 1 اولوغ جانكجونكغه من عبد الغفورنيك مهور باسيب توتقان خطم بر قسمیسی بيزنيك قوقندنيك بيكميز همه
ايش كوشنيك
- 2 اختياريني منكا بريب ایدی منيك سوزوم قوقندنيك بيكي نيك سوزی من عبد الغفور يانیب قوقند بيكلاريميز
قاشيغه
- 3 بارغاندا من توتقان خطنيك ايجيداكی سوزدين بولك سوز بوتكالسە من عبد الغفوردين سوراسالار من همه
ايشقه
- 4 ايکه بولامن ينه بر قسمیسی تيلاکانيم
- 5 اولوغ جانكجونك النفات قليب كشي قشوب برسە لار نعمت ملا محمدی قاتارليق لارنی شرعی بلان اولتوروب
بنلايميز انداغ
- 6 يمانلارنی يورتوميزدا ساقلامايميز موندین بارغان كشي اولتوروب بنلاکانيمیزنی كوروب تورسا مبادا
- 7 بيز نعمت ملا محمدی قاتارليق لارنی اولتورمساک کين کی کونده بو يرلارکا جقيب اشکارا بولوب قالسه
بيزنيك قوقند
- 8 نيك بيکی دين سوراسالار ينه بر قسمیسی قوقندليقغه اقسقال بولوب کلکان كشي تولاسی اليک كشي
- 9 اليکدين زياده كشي توختاتماساق مبادا اليکدين زياده كشي قاشمیزدا توختاتساق جارلاب تاقيب من
عبد الغفوردين
- 10 سوراسالار ينه بر قسمیسی قديم کاشقردا اولتوروشلوق خلقيزدين بولک کاشقريغه سوداغه کلکان
- 11 قوقندلک سوداكرلاريميز سوداسینی توکاتيب در حال قراولدين جقيب کتسه مبادا کين کی کونده اوغورلوقجه
- 12 توختاب قالسه شونی جارلاب تاقيب بنلاب من عبد الغفوردين سوراسالار بو ايشنيک همسيکه
- 13 من عبد الغفور عده کوتاريب مهورومنی باسيب خط توتوم تاريخقه مينک ايکی يوز التمش بش ابط یلی
- 14 ربيع الاول اي نيك يکرمه توقوزی يکشنبه کونی سنه ۵۶۲۱

به عبد الغفور ابن ملا عبد الصبور عطا کرد حق عز و جاه و سرور

⁽¹⁹⁾ 「奕山奏稿」418.

⁽²⁰⁾ “ulamjit-”は、1801年(嘉慶6)年にカシュガルのハーキム・ベグが清朝大臣に送付した呈文でも使用されている (Onuma 2010 : 187, 191)。

ローマ字転写

- 1 Ulugh jangjunggha men ‘Abd al-Ghafūrni[n]g muhūr basib tutqan khaṭim. Bir qismisi, bizni[n]g Qoqandni[n]g begimiz hamma ish-kūshni[n]g
- 2 ikhtiyārini mengä berib edi. Meni[n]g sözüüm Qoqandni[n]g begini[n]g sözi. Men ‘Abd al-Ghafūr yanib, Qoqand beglärimiz qashigha
- 3 barghanda men tutqan khaṭni[n]g ichidäki sözdin böläk söz yütkälsä, men ‘Abd al-Ghafūrdin sorasalar. Men hamma ishqa
- 4 egä bolaman. Yänä bir qismisi, tilägänim,
- 5 Ulugh jangjung iltifāt qilib, kishi qoshub bersälär. Ni‘mat Mullā Muḥammadī qatārliqlarni shar‘ī bilän öltürüb banlaymiz. Andagh
- 6 yamanlarni yurtumizda saqlamaymiz. Mundin barghan kishi öltürüb banlagänimizni körüb tursa. Mabādā
- 7 biz Ni‘mat Mullā Muḥammadī qatārliqlarni öltürmäsäk, keyinki kündä bu yerlärgä chiqib äshkärä bolub qalsa, bizni[n]g Qoqand
- 8 -ni[n]g begidin sorasalar. Yänä bir qismisi, Qoqandliqgha aqsaqal bolub kelgän kishi tolasi ellik kishi.
- 9 Ellikdin ziyāda kishi tokhtatmasaq. Mabādā ellikdin ziyāda kishi qashimizda tokhtatsaq, charlab tafib, men ‘Abd al-Ghafūrdin
- 10 sorasalar. Yänä bir qismisi, qadīm Kashqarda olturushluq khalqimizdin böläk Kashqargha sawdāgha kelgän
- 11 Qoqandlik sawdāgarlarimiz sawdāsini tügätib dar ḥāl qarawuldin chiqib ketsä. Mabādā keyinki kündä oghurluqcha
- 12 tokhtab qalsa, shuni charlab tafib banlab, men ‘Abd al-Ghafūrdin sorasalar. Bu ishni[n]g hammasigä
- 13 men ‘Abd al-Ghafūr ‘idda kōtārib muhūrumni basib khaṭ tut[t]um. Tārīkhqa ming ikki yüz altmish besh it̄ yili
- 14 rabī‘ al-awwal ayini[n]g yigirmä toqquzi yakshamba küni, sana 1265.

Ba ‘Abd al-Ghafūr ibn Mullā ‘Abd al-Şabūr ‘aṭā kard ḥaqq-i ‘izz wa jāh wa sarūr

翻訳

偉大なる将軍に、私アブド・アルガフルが印章を押してしたためた書簡。一つのこととして、我々のコーカンドのベグは〔カシュガルで交渉すべき〕すべての事柄の権限を私に与えました。私の言葉は、コーカンドのベグの言葉であります。私アブド・アルガフルが〔コーカンドに〕戻って、我々コーカンドのベグのもとに行きました時に、私がしたためた書簡の中における言葉とは違う言葉に変わりましたならば、アブド・アルガフル

にお問い合わせくださいますように。私は一切のことに責任を持ちます。もう一つのこととして、願わくは、偉大なる将軍がご厚情を賜り、人（清朝の使者）を〔私がコーカンドに戻る際に〕 随行させていただきますように。我々は、〔コーカンドにおいて〕 ニーマト・ムッラー・ムハンマディーを聖法にしたがって処刑し、処置いたします。そのように我々は、これら悪人たちを我々の土地に匿いませぬ。こちらから行く人（清朝の使者）は、我々が〔ニーマト・ムッラー・ムハンマディーを〕 処刑し、処置するのを見ていてくださいますように。もし我々がニーマト・ムッラー・ムハンマディーなどの人々を処刑せず、後日〔彼らが〕 こちらの諸地方（カシュガル地方）に出で、〔その事態が〕 明らかになったならば、我々のコーカンドのベグにお問い合わせくださいますように。もう一つのこととして、〔カシュガリア諸都市に住む〕 コーカンド人に対してアクサカルとしてやってくる者の上限は50人です。我々は50名以上の人を〔カシュガリア諸都市に〕 留まらせませぬ。もし我々が50名以上の人を我々（カシュガリア諸都市に住むコーカンド人）のもとに置いたならば、捜査して見つけ出し、私アブド・アルガフルにお問い合わせくださいますように。もう一つのこととして、以前よりカシュガルに居住していた我々の人々（コーカンド人）以外で、商売のためにカシュガルに来る我々コーカンド人の商人たちは、商売を終えたら直ちに（清朝領の）哨所から出て去るよういたします。もしその後も密かに留まるならば、それを捜査して見つけ、処置して、私アブド・アルガフルにお問い合わせくださいますように。このことすべてを私アブド・アルガフルは保証し、私の印章を押して書簡をしたためました。1265年犬年ラビー1月29日、日曜日。1265年。

語注

1, Ulugh jangjung : この「将軍」がイリ将軍ではなく、カシュガルの大臣を指すことはすでに述べた。ただし、当時カシュガルに駐留して業務を統括していたのは、ヤルカンド参贊大臣の奕山である。奕山はもともとイリ参贊大臣の職にあったが、「七人のホージャ」の聖戦に対処するため、一時的にヤルカンド参贊大臣に転任していた。

8, Qoqandliqgha aqsaqal bolub kelgän kishi tolasi ellik kishi : 次章にて詳述する。

10, qadīm Kashqarda olturushluq khalqimiz : すでに加藤（1983 : 23）が指摘しているように、1828年（道光8）のカシュガルのコーカンド人は715戸であり⁽²¹⁾、1857年（咸豊7）の報告では、カシュガル回城居住のコーカンド人は4,000～5,000人に達した、といわれている⁽²²⁾。

13, it yili : 唐屹は、文書 B 中の十二支紀年法の使用は「清朝皇帝に対する服従の意」を示すと推論している（Tang 1985 : 25）。しかし、清朝が勢力を伸ばす前から中央アジア

⁽²¹⁾ 『回疆奏議』80 : 83b-84a、道光8年7月19日（1828/8/29）。カシュガルの715戸に、クチャ、アクス、ウシュ、ヤルカンド、ヤンギヒサル、ホタンに居住していたコーカンド人を加えると、合計1567戸である。

⁽²²⁾ 『伊犁奏摺』3 : 7a、咸豊7年閏5月3日（1857/6/24）。

社会ではすでに十二支紀年法による年代の記載は広く見られたので、この推論は正確ではない。

14, *rabi' al-awwal ayini[n]g yigirmä toqquzi yakshamba küni* : 西暦に換算すれば、1848 年 2 月 22 日になる。この日付が正しければ、文書 B は文書 A の 7 日後に書かれたことになるので、曜日も土曜日 (shamba) であるべきだが、日曜日 (yakshamba) になっている。

2. 考察 — 文書の特徴と歴史的背景 —

2.1. 文書の特徴

文書 A はカシュガルのハーキム・ベグとイシクアガ・ベグに送られた書信であり、文書 B はカシュガルの清朝大臣に送られた書信である。18 世紀中葉の新疆征服以降、慣例として、コーカンド・ハーン国はカシュガル清朝大臣に宛てた書信と、ハーキム・ベグに宛てた書信の 2 件を携帯してきた。ただし、清朝大臣宛の書簡は形式的な挨拶文であり、具体的な要求はハーキム・ベグ宛の書簡に書かれる場合が多かった (Onuma 2013)。文書 A (1848 年 2 月 15 日起草) と文書 B (1848 年 2 月 22 日起草) も、この慣例に違うものではない。

ところが、当時カシュガルに駐留して「七人のホージャ」の聖戦後の善後策にあたっていたヤルカンド参贊奕山は、

コーカンドが使者を派遣し、〔道光 27 年〕12 月 12 日にカシュガルに到着した。〔その使者の〕申し立てによれば、彼らのミン・バシであるムスルマン・クリの書状を持ってきている (霍罕遣夷使於十二月十二日至喀什噶爾、據稱帶有該夷明巴什木素滿庫里稟函)⁽²³⁾。

と奏報している。この「12 月 12 日」は 1848 年 1 月 17 日にあたり、文書 A・B の起草日より約 1 ヶ月早い。しかも文書の起草者は、コーカンド・ハーンではなく、ミン・バシ (Ming Bashi) のムスルマン・クリ (Musulmān Quli) であった。この矛盾をどのように理解すべきであろうか。

1842 年にブハラ・アミール国の侵攻によりアーリム・ハーンが殺害されて以降、コーカンド汗の権力は急速に弱体化し、ハーン国の実権は、ブハラ・アミール国からのコーカンド奪還を支援したクルグズの部族首領の手に握られた。キプチャク (Qipchāq) 部族の首領であるムスルマン・クリは、1845 年にフダーヤールをハーンに擁立し、自らは摂政として権力を掌握していた (Nalivkin 143-168 ; Kim 2004 : 78-79)。

ただし、清朝との交渉においては、名目上はコーカンド・ハーンの家臣でしかないムスルマン・クリからの「稟函」は不適切であり、清朝当局に正式に受領してもらえなかった

⁽²³⁾ 『宣宗実録』451 : 20a-b、道光 28 年正月庚子 (1848/2/29) 条。

のではないだろうか。少なくとも、この「稟函」の内容について清朝側が審議・対応した形跡は史料上見出せない。さすれば、使者アブド・アルガフルはカシュガル到着後に、ムスルマン・クリの「稟函」に替えて、慣例に倣って2件の書簡を新たに準備したと解釈できよう。無論それら書簡とてコーカンド・ハーンからの書状ではないのであるが、それゆえに文書Aの中でアブド・アルガフルは、フダーヤールから「『こちらから我々が送った書簡がそちらに届いた際、もし慣例に沿わないならば、おまえ自身が慣例にしたがって書簡をしたため、おまえの印章を押し、ことを丸く収めてくればよろしい。』と権限を私に与えました。」と弁解し、また文書Bの冒頭で「我々のコーカンドのベグは〔カシュガルで交渉すべき〕すべての事柄の権限を私に与えました。私の言葉は、コーカンドのベグの言葉であります。」と強調しているのである。

以上のことは、文書A・Bの書式や用語からも明白である。文書A・Bでは「偉大なるハーン」(ulugh khān)と「偉大なる将軍」(ulugh jangjung)の語が擡頭されている。通常、コーカンドからの来文に擡頭が用いられる例は少ない。また、清朝治下のカシュガリアでは、清朝の行政文書を基礎にして、非常に特徴的なテュルク語の文書書式と用語が作られた(Onuma 2010)。文書A・Bに見られる、文頭に“Tilāymiz ~ Tilāganimiz”(願わくは)を置く構文、漢語「辦」からの造語“banla-”(処理する)や満洲語・モンゴル語からの造語“ulamjit-”(伝送する)はその代表例である⁽²⁴⁾。コーカンドから来て間もないアブド・アルガフルやその同行者が、このような文書形式・用語を熟知していたとは考え難い。よって該文書の実際の起草者は、コーカンド人ではなく、カシュガリア出身者であり、かつ清朝の行政文書の書法に習熟していた者であったと推測される。

2.2. フダイダとアクサカル

文書Aの中でコーカンド・ハーン国が要求しているのは、カシュガリア域内におけるコーカンド商人の① 関税(ザカート税)の免除と、② フダイダの設置である。コーカンドはこの二つの権利をすでに1832年に獲得しているので、今回はその権利の継続的な行使をあらためて要求したということになる。その理由は後述に譲るとして、ここで問題としたいのは、コーカンドがアクサカルではなくて、フダイダの設置を要求した点である。

佐口やクズネツォフの研究では、フダイダとは、1832年以前の段階にけるカシュガル居留のコーカンド商人の管理者と見なされている。その時代、フダイダは、清朝当局の承認の下、ハーキム・ベグによって選任されたのであり、本国の統治者とは直接の関係はなかった。しかし、1820年(嘉慶25)にコーカンド・ハーン国は初めて清朝にアクサカルの派遣と設置を要求し、ユースフ・ホージャの聖戦後の交渉を通じて清朝に要求を認めさせ、1833年(道光13)にコーカンド・ハーンが直接任命するアクサカルが設置された。

⁽²⁴⁾ そのほかに「賞」から作られた“shangla-”(〔目上の者が〕賞与する)などがある。

このような経緯をふまえて、従来フダイダとアクサカルは性格の異なる別の存在と考えられてきた（佐口 1963：351-352, 380-383, 389-393, 403, 488-490；佐口 1966：220-221, 233；Kuznetsov 1973：137）。

ところが、ニュービイは以上のような解釈に疑問を呈している。その理由は、清朝の漢文史料では 1840-50 年代までフダイダの名称は頻繁に使われており、またその職務はアクサカルとほとんど区別がないのである（Newby 2005：65）。たとえば、「七人のホージャ」に荷担したニーマトについて、ワリハーノフ、クロパトキン、ベリユーらは彼をアクサカルと見なしているが、清朝史料は彼をフダイダと記している⁽²⁵⁾。

ここで注目すべきは、**文書 B** の中で述べられている、アクサカルの定員 50 名という点である。いかなる史料からも、アクサカルの定員を 50 名とする規定は見いだせないが、ワリハーノフは、ユースフの乱後にコーカンドが清朝に要求した条項について、次のように指摘している。

一、外国から東トルキスタンの六都市⁽²⁶⁾ — アクス、ウシュ、カシュガル、ヤンギヒサル、ヤルカンドおよびホタン — に持ち込まれる商品への税金は、コーカンドによって専用される。二、これらの税の徴収のため、コーカンドは上述の各都市に商業監督者 — 「アクサカル」 — を持つ。それらは、本国の政治代表者でもあるカシュガルの監督者の権威のもとにある。三、六都市に到来したすべての外国人は、あらゆる点において、コーカンドの監督者に従わなくてはならない（Valikhanov 1965：221；Valikhanov 1985：147）。

これら要求がすべて清朝に認められたわけではないが、以上からは、コーカンドのアクサカルがカシュガルだけでなく、カシュガリア西部の六つの都市に設置されていたことがわかる。そしてその中で、カシュガルのアクサカルは、他の都市のアクサカルの代表者として突出した権限を有していた。**文書 B** にある定員 50 名をどのように解釈するかは今後の課題であるが⁽²⁷⁾、カシュガルの筆頭アクサカルは、他のアクサカルと区別されており、ゆえに 1833 年以後もフダイダの名称が冠せられていた、という推察は可能であろう。

2.3. 1840 年代のパミール地域周辺の国際関係

続いて、**文書 A** 第 28-29 行の「以上のこと以外では、カシミールとバダフシャンなどの土地の人々とは、我々は関係がございません。」の一文の背景を考察したい。なぜアブド・

⁽²⁵⁾ 『宣宗実録』432：8a-10b、道光 26 年 7 月甲午（1846/9/1）条；「奕山奏稿」355-356、道光 27 年 11 月初 8 日（1847/12/15）具奏。

⁽²⁶⁾ 六都市（アルティ・シャフル／Alti-shahr）とは、タリム盆地一帯を指す地域名称である。各史料で異同があるが、一般には、カシュガル、ヤルカンド、ホタン、アクス、クチャ、ヤンギヒサル（あるいはウシュ、カラシャル）の六都市を指すといわれている。

⁽²⁷⁾ この定員数について、アクサカルのもとで働く下級官吏を含めた 50 名名ではないか、という指摘をデイビッド・ブローフィー（David Brophy）氏から受けた。

アルガフルは、わざわざこのような弁明をしているのであろうか。

1831年のユースフ・ホージャの聖戦が終結し、コーカンド・ハーン国が清朝からカシュガリア域内における商業特権の獲得に成功すると、1833年頃から清朝辺境のパミール地域、特にサリコル(Sariqol、現在のタシクルガン付近)一帯に進出を開始した。サリコルはヤルカンドから、カシミール、バダフシャンへ通じる通商路⁽²⁸⁾の要衝に位置していた。東西貿易の独占を狙うコーカンド・ハーン国は清朝に対し、カシュガリア滞在の自国商人だけでなく、カシミール、バダフシャンなどの外国商人に対する課税権を執拗に要求した。しかし、清朝にことごとく要求を拒否されたため、報復の意味もこめて、サリコルを占領し、外国商人からの徴税を企図したのである(佐口1964: 498-504; Tang 1984: 4-8; 潘1991: 150-152; Newby 2005: 202-206)。

1837年以降、コーカンド・ハーン国のパミール地域への圧力はいったん弱まった。これは、北方のタシケントでの反乱や、ブハラ・アミール国のフェルガナ盆地への侵攻によって内政が混乱したためである。しかし、1845年にムスルマン・クリが権力を確立すると、1846年にムスルマン・クリは、「フダイダ」のニーマトを通じて清朝に、①カシュガリア内のカシミール、バダフシャン、ラダック等の外国商人からの貨税を徴収する、②キプチャク部のブルト(クルグズ)からの地租を徴収する、③ラダック路、バダフシャン路に城塞を築き、哨所を設けて貨税を徴収する、ことを認めるよう要求した。なかでも①と②に関しては、徴税担当のアクサカル(特にカシュガルのフダイダ)の権限を著しく拡大させるものである。当然ながら清朝はこれらの要求を拒否した(佐口1986: 504-506; Newby 2005: 221-223; 潘2006: 112)⁽²⁹⁾。

以上のようなパミール地域をめぐる軋轢があった中、「七人のホージャ」の聖戦が発生した。1820-30年代において、全盛期のコーカンド・ハーン国には、ユースフの聖戦を支援してカシュガリアでの商権拡大を図った前例があった。しかし、1847-48年のコーカンド・ハーン国は、ムスルマン・クリが権力を掌握したとはいえ、なお内憂外患をかかえており、国力は衰微しつつあった。西北方面でブハラとの戦争やロシアの南下に直面していた状況において、東方のカシュガリアにおける商業特権は国家を支える貴重な財源であり、ハーン国の生命線であったといえる。おそらく、コーカンド・ハーン国が恐れたのは、前例の如く、彼らがパミール問題の報復として「七人のホージャ」を支援した、と清朝から見なされることだったのであろう。もしそう見なされた場合、清朝との関係が悪化し、清朝からの関税免除とアクサカル設置による自国商人への課税権という、すでに獲得していたカシュガリアでの二つの特権が剥奪されることも想定された。すなわち、コーカンド・

⁽²⁸⁾ ブハラの商人も、コーカンド領内を通過する際に通行税を支払わねばならなかったため、パミール地域を経由してカシュガリアと通商をおこなっていた(佐口1966: 227-230)。

⁽²⁹⁾ 『宣宗実録』428: 19a-b、道光26年4月戊申(1846/5/18)条; 『宣宗実録』432: 8a-10b、道光26年7月甲午(1846/9/1)条。

ハーン国は東方関係を安定させるため、今回は清朝への過剰な要求は避け、まずは従来の特権の確実な維持を最優先の目標に定めたのである。「七人のホージャ」の聖戦に加わった人物に対する厳正な処罰の実施をアピールするなど、清朝に対して恭順な姿勢を示している両文書の文面は、この推論の傍証たり得るであろう。

おわりに

本稿では、台北の国立故宮博物院に所蔵される 1848 年起草のコーカンド文書について、従来の解釈をいくつか修正し、また文書の特徴や歴史的背景について補足的な説明をおこなった。最後に、この文書を受け取った清朝の対応について論じ、結論に代えたい。

奕山はアブド・アルガフルの書簡の漢訳⁽³⁰⁾を読み、その文面が非常に恭順であること、かつカシュガル人のトフタ・トゥルディ（托胡塔吐爾都 < Tokhta Turdi ⁽³¹⁾ の証言と内容が合致することを確認し、最終的にコーカンド・ハーン国の意向は信用に足りるものであると判断した⁽³²⁾。その後この 2 件の文書は、カシュガルで作成された漢訳文書とともに道光帝に呈遞された。道光帝は、コーカンド・ハーンが「七人のホージャ」のカシュガル侵入の情報を事前に知り得ていなかったことと、書簡の内容が極めて恭順に属することから、旧例に照らして関税の免除とフダイダの任命を認可し、さらに使者のアブド・アルガフルに銀 600 余両⁽³³⁾と蟒袍・調緞の賞与を命じた⁽³⁴⁾。

ただし、このような決定は、清朝の「寛大さ」だけを示すものではない。この時代、コーカンド・ハーン国だけではなく、清朝も内憂外患を抱えていた。両国には互いに積極的な外交政策を展開する国力を有していなかったのである。1850 年代においてもカシュガル・ホージャ後裔はカシュガル地区への侵攻を繰り返した。1852 年、1855 年、1857 年の 3 回の侵入事件も、「七人のホージャ」の聖戦に参加した経験のあるタワックル・ハーン、ワリー・ハーンらが中心となって起こしたものである（佐口 1963：515-527；Kim 2004：31-32；潘 2006：113-116）。不安定な政治・社会状況が続く中、1864 年には新疆各地で大規模なムスリム反乱が勃発し、さらに 1865 年にはブズルグ・ハーン（Buzrug Khān）に随行したコーカンド・ハーン国の武官ヤークーブ・ベグ（Ya'qūb Beg）が侵入し、新疆における清朝権力は無力化した。時を同じくして、1864 年にロシアはコーカンドへの侵攻を開始し、

⁽³⁰⁾ 文書 A の漢訳は「摺件」081399、文書 B の漢訳は「摺件」081401。唐屹の研究には両漢訳文書のファクシミリが掲載されている（Tang 1984：16）。漢訳の内容は意識であり、省略部分も少なくない。

⁽³¹⁾ トフタ・トゥルディは、1846 年にコーカンドに派遣され、アブド・アルガフルに随行してカシュガルに戻ってきた人物である。

⁽³²⁾ 「摺件」081424、道光 28 年 2 月初 6 日（1848/3/10）。

⁽³³⁾ 正確には銀 617 両である（「摺件」081396、道光 28 年 2 月初 6 日（1848/3/10））。

⁽³⁴⁾ 『嘉道諭檔』53：88、道光 28 年 3 月初 6 日（1848/4/9）；『宣宗實錄』453：7a、道光 28 年 3 月庚辰（1848/4/9）条。

1865年にハーン国北部のタシケントを占領、1867年にはタシケントにトルキスタン総督府を成立させた。しかもヤークーブ・ベグの独立（1867年政権樹立）は、かえってハーン国本国の重要な財政基盤であった新疆貿易の利益を停滞させることになった。コーカンド・ハーン国は、1868年にロシアの保護下に入り、ついに1876年には滅亡するに至る。本稿で検討した2件の文書は、清朝とコーカンド・ハーン国の関係の「黄昏」を、まさに暗示しているといえよう。

参考文献

1. 文書・未刊史料

「摺件」：「軍機処檔摺件」、台北：国立故宮博物院図書文献館所蔵。

「滿文録副奏摺」：「軍機処滿文録副奏摺」、北京：中国第一歴史檔案館所蔵。

「伊犁奏摺」、奈良：天理大学図書館所蔵。

Imām ‘Alī Qundūzī, *Tawārīkh-i manzūma*. Institut Vostokovedeniia Akademii nauk Respubliki Uzbekistan (Institute of Oriental Studies, Academy of Science, Republic of Uzbekistan), No. 597.

2. 編纂・公刊史料

『宣宗実録』：『大清宣宗成皇帝実録』476巻、賈楨等奉敕撰、咸豊6年（1856）；[再版]12冊、台北：華文書局、1964。

『回疆奏議』：『那文毅公籌劃回疆善後奏議』8巻（巻73-80）、道光14年（1856）；[再版]2冊、台北：文海出版社、1968。

「奕山奏稿」：馬大正・呉豊培主編『清代新疆稀見奏牘匯編（道光朝巻）』、265-452頁収録、烏魯木齊：新疆人民出版社、1996。

『嘉道上諭檔』：中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』55冊、桂林：広西師範大学出版社、2000。

『附編』：Jalilov Amanbek・河原弥生・澤田稔・新免康・堀直『『ターリーヒ・ラシーディー』テュルク語訳附編の研究』東京：NIHU プログラムイスラーム地域研究東京大学拠点、2008。

3. 二次文献

Beisembiev 2008 : T. K. Beisembiev, *Annotated indices to the Kokand chronicles*, Tokyo : Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa, 2008.

Bellew 1875 : Henry Bellew, “History of Kashgar,” in *Report of a Mission to Yarkund in 1873*, ed. T. Douglas Forsyth, 106-213, Calcutta : Foreign Department Press, 1875.

Di Cosmo 1997 : Nicola Di Cosmo, “A Set of Manchu Documents Concerning a Khokand Mission to Kashgar (1807),” *Central Asiatic Journal*, 41 (2) : 159-99, 1997.

Fletcher 1995 : Joseph Fletcher, “The Naqshbandiyya in Northwest China,” in *Studies on Chinese and Islamic Inner Asia*, ed. B. F. Manz, 1-46, Aldershot, Hampshire ; Brookfield, VT. : Variorum, 1995.

濱田 2008 : 濱田正美「北京第一歴史檔案館所蔵コーカンド関係文書9種」『西南アジア研究』68 : 82-111, 2008.

加藤 1977 : 加藤直人「『七人のホージャたち』の聖戦」『史学雑誌』86(1) : 60-72, 1977.

加藤 1983 : 加藤直人「天理図書館所蔵「伊犁奏摺」について」『史叢』32 : 18-40, 1983.

- Kim 2004 : Kim Hodong, *Holy War in China : The Muslim Rebellion and State in Chinese Central Asia, 1864-1877*, Stanford : Stanford University Press, 2004.
- 小松ほか 2005 : 小松久男・梅村坦・宇山智彦・帯谷知可・堀川徹編『中央ユーラシアを知る事典』東京：平凡社、2005.
- Kuldashev 2009 : Sh. T. Kuldashev, “Politicheskie, ekonomicheskie i kul’turnye svyazi mezhdú Kokandskim Khanstvom i Vostochnym Turkestanom (XVIII - sep. XIX vv.),” *Avtoreferat, Dissertatsii na soiskanie uchenoi’ ctepeni kandidata istoricheskikh nauk*, Tashkent : Akademiia nauk Respubliki Uzbekistan, Institut Istorii, 2009.
- Kuropatkin 1882 : A. N. Kuropatkin, *Kashgaria : (Eastern or Chinese Turkistan.) : Historical and geographical sketch of the country ; its military strength, industries and trade*, tr. from the Russian by Walter E. Gowan, Calcutta : Thacker, Spink, 1882.
- Kuznetsov 1973 : V. S. Kuznetsov, *Ekonomicheskaiia politika tsinskogo pravitelstva v Sintsiane v pervoi polovine XIX veka*, Moskva : Nauka, 1973.
- Nabiev 1966 : R. N. Nabiev, *Tashkentskoe vosstanie 1847 g. i ego sotsial’no-ekonomicheskie predposylki*, Tashkent : Fan, Uzbekskoi SSR, 1966.
- Nalivkin 1886 : V. P. Nalivkin, *Kratkaia istoriia Kokandskago khanstva*, Kazan : Tipografiia Imperatopskago Universiteta, 1886.
- Newby 2005 : Laura Newby, *The Empire and the Khanate : A Political History of Qing Relations with Khoqand C. 1760-1860*, Leiden ; Boston : Brill Academic Pub, 2005.
- Onuma 2010 : Onuma Takahiro, “A Set of Chaghatay and Manchu Documents Drafted by a Kashgar Hakim Beg in 1801 : Basic Study of “Chaghatay-Turkish Administrative Document”,” in *Studies on Xinjiang Historical Sources in 17-20th Centuries* (Toyo Bunko Research Library, 12), eds. James A. Millward, Shinmen Yasushi, and Sugawara Jun, 185-217, Tokyo : The Toyo Bunko, 2010.
- Onuma 2013 : Onuma Takahiro [forthcoming], “The 1795 Khoqand Mission and Its Negotiation with the Qing : Political and Diplomatic Space of Qing Kashgaria,” *Transactions*, 21, Istanbul : Swedish Research Institute, 2013.
- 小沼・新免・河原 2011 : 小沼孝博・新免康・河原弥生「国立故宮博物院所蔵 1848 年兩件浩罕來文再考」『輔仁歷史學報』26 : 107-138, 2011.
- 潘 1991 : 潘志平『中亞浩罕國与清代新疆』北京：社会科学出版社、1991.
- 潘 2006 : 潘志平『浩罕國与西域政治』烏魯木齊：新疆人民出版社、2006.
- 潘・蔣 1988 : 潘志平・蔣莉莉「1832 年清与浩罕議和考」『内陸アジア言語の研究』4 : 87-102, 1988 ; [再録] 潘 (2006 : 157-171).
- 佐口 1963 : 佐口透『18-19 世紀東トルキスタン社会史研究』東京：吉川弘文館、1963.
- 佐口 1966 : 佐口透『ロシアとアジア草原』東京：吉川弘文館、1966.
- 佐口 1995 : 佐口透『新疆ムスリム研究』東京：吉川弘文館、1995.
- 新免・河原 2007 : 新免康・河原弥生「ブズルグ・ハーン・トラとカッタ・ケナガス村の墓廟」、澤田稔編『中央アジアのイスラーム聖地：フェルガナ盆地とカシュガル地方』（『シルクロード学研究』28）、79-99、奈良：シルクロード学研究中心、2007.
- Shinmen and Onuma 2012 : Shinmen Yasushi and Onuma Takahiro, “First Contact between Ya’qūb Beg and the Qing : The Diplomatic Correspondence of 1871,” 『アジア・アフリカ言語文化研究』84 : 5-37, 2012.
- Svanberg 1996 : Ingvar Svanberg, “Ethnic Categorizations and Cultural Diversity in Xinjiang : The Dolans along Yarkand River,” *Central Asiatic Journal*, 40 (2), 260-282, 1996.

Tang 1985 : Tang Ch'i 唐屹, "Two diplomatic documents from the Khokend Khanate to Ch'ing empire in the mid-19th century," 『国立政治大学学報』 50 : 1-47, 1985.

Valikhanov 1865 : Chokan Valikhanov, "Alty-shahr : Historical Review," in *The Russians in Central Asia : their occupation of Kirghiz steppe and the line of the Syr-Daria : their political relation with Khiva, Bohkara, and Kokan : also descriptions of Chinese Turkistan and Dzungaria*, by Capt. Valikhanof, M. Veniukof and other Russian travelers, translated from the Russian by John and Robert Michell, 162-238, London : E. Stanford, 1865.

Valikhanov 1985 : Chokan Valikhanov, *Sobranie sochinenii v piati tomakh*, tom. 4, Alma-Ata : Glavnaia redaktsiia Kazakhskoi sovetskoi entsiklopedii, 1985.

王 2003 : 王東平 『清代回疆法律制度研究 (1759-1884 年)』 哈爾濱 : 黑龍江教育出版社、2003.

【付記】 本稿は平成 24 年度文部科学省科学研究費（若手研究 B [小沼孝博]）による研究成果の一部である。

（おぬま たかひろ、東北学院大学文学部）

（しんめん やすし、中央大学文学部）

（かわはら やよい、人間文化研究機構地域研究推進センター）

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

文書 A

Tang (1984: 14) から転載。行番号は唐屹が付したものと。

- 1 اولوغ جانگورنگ من عبد الغفور نيك محمود سبب تو نسا خلم بر قسم بر بزرگ تو خند نيك كبر ايشش بوشش نيك
- 2 اختيار بنى سحاب سبب ايدى نيك سوزوم تو خند نيك نيك سوزى من عبد الغفور ياز تو خند نيك لار ايمر سنف
- 3 بار فاند امن تو نسا خط نيك ايدى ك سوزدين بولك سوز بولس حال من عبد الغفور من سوز لار من ايمر استه
- 4 ايك بولامن - يند بر قسم سبب تيلك كائيم
- 5 اولوغ جانگورنگ نسا تيلك ك سبب بر لاد لغت ملا محمد تماريق لارغه مشر علم او لودوب سببلا غير انداغ
- 6 يمان لارغه يور تو نسا سبب قلا يانيمر سوزدين باره نيك كائى او لودوب سببلا كائيمر كودوب تو سبب مباد
- 7 بمن لغت ملا محمد تماريق لارغه او لودوب كائين ك كونده بولير لادك جوب سبب كاد بولوب قال سبب نيك تو خند
- 8 نيك نيك ايدى سوز سبب لاد - يند بر قسم سبب تو خند نيك نيك سبب حال بولوب كائيمر كائى لوكاب ايرك كائى
- 9 ايرك بن زياده كائى تو ختام سبب مباد ايرك بن زياده كائى تو ختام سبب مباد لوب تا فير من عبد الغفور
- 10 سوز سبب لاد - يند بر قسم سبب قديم سبب سوز او لودوب سبب خلق سوزدين بولك كائيمر سوز سبب لادك كائيمر
- 11 تو خند لادك سوز كرايديمر سوز سبب لوكا تيب سبب حال قرا ليرين جوب كائيمر سبب لوكا كائيمر كونده او خور لوب
- 12 تو نسا قال سبب سوز سبب مباد لوب تا فير سبب لاد من عبد الغفور يان سوز لادك سبب لوكا سبب نيك سبب
- 13 من عبد الغفور عده كوتا سبب محمود نوم نيك سبب خط لودوم تا و سبب تو خند نيك ايدى لارغ سبب لوكا سبب
- 14 سبب الاصل اى نيك كرايدى تو خند نيك كوفه ۱۲۶۵



文書 B

Tang (1984: 15) から転載。行番号は唐屹が付したものを。

Reconsidering the 1848 Khoqand Documents Stored at the National Palace Museum

Takahiro Onuma, Yasushi Shinmen, Yayoi Kawahara

Abstract

A large number of diplomatic documents belonging to the Qing period are stored at the National Palace Museum in Taipei. The collection includes the two documents in 1848, written in Arabic-script Turki, addressed from the Khoqand khanate. The two documents, which were brought by the Khoqand envoy ‘Abd al-Ghafūr, are letters that were presented to the Hākim beg and the Qing administrator (*amban*) of Kashgar. In 1847, the “holy war” of “Seven Khwajas,” one of the revolts of the “Kashgar Khwaja” descendants, broke out against the Qing. ‘Abd al-Ghafūr was dispatched to Kashgar as the representative of the khanate for the postwar negotiations. Therefore, in our study of the Khoqand-Qing relationship in their final stage, these two documents are highly valuable as original sources. In this paper, mainly on the basis of these documents, we make some revisions in the earlier interpretation and provide some additional explanation, taking into account the features of the documents and their historical background.

Since the conquest of Xinjiang in the mid-eighteenth century, the Khoqand letter addressed to the Qing had been written in the form of a two-letter set. The application of this form can be also observed in the two 1848 documents. However, ‘Abd al-Ghafūr’s arrival in Kashgar was about one month before the draft. In addition, these documents include the *taitou* (elevating words to the head of the next line to indicate respect), which was a marked characteristic of official documents of Chinese dynasty, and some peculiar words coined from Chinese, Manchu, and Mongol languages, which were used as bureaucratic terms in Eastern Turkistan under the Qing rule. On the basis of these features, we can point out that ‘Abd al-Ghafūr, following the old regulation, prepared the two documents after his arriving at Kashgar and that its actual writer was not a Khoqandian but a local Turki who was well acquainted with the drafting of Qing administrative documents.

In 1831-32, the Khoqand khanate had obtained the following rights from the Qing government: (1) exemption from duty and (2) appointment of a “Commercial Agent” (*Aq saqal*) to the Khoqand Merchants in Eastern Turkistan. In the documents, the Khoqand requested to retain these two rights; however, the title of “Commercial Agent” that the Khoqand had then requested to appoint was not the *Aq saqal* but *Khudayda* (< Ma. *huda-i da*). Most of the earlier studies recognize that the *Aq saqal*, first appointed in 1833, replaced the *Khudayda*; therefore, their positions were different. However, according to the two documents and other related sources, we can understand that the *Aq saqal* of Kashgar held greater authority than those of other cities, who were continuous-

ly called *Khudayda* even after 1833.

After obtaining the commercial privileges in 1831-32, The Khoqand began to spread the power among the Pamir area and tenaciously demanded to the Qing government for a right to collect taxes from the Kashmir and Badakhshan inhabitants. After 1837, the Khoqand's control over those areas weakened because of the political troubles at home and abroad. However, after the establishment of Muslmān Quli's power in 1845, the Khoqand once again requested the Qing for a right to tax the foreign merchants arriving Xinjiang from Kashmir and Badakhshan. The "holy war" of "Seven Khwajas" took place in such a chaotic situation, which involved the conflict of interests of the Pamir area. Although Muslmān Quli came into power, the Khoqand was then at war with the Bukhara khanate and confronted with the pressures of Russia in the northwestern side. The commercial privilege in Qing Xinjiang was an important source of revenue to support the khanate. For the stability of the eastward relations, it was possible that the Khoqand gave priority to certainly protect the vested rights, withholding an aggressive attitude toward the Qing.

The Qing finally approved the "exemption from taxation and appointment of the *Khudayda* according to the old regulations." However, such a decision is not a mere expression of the Qing's magnanimity. At that time, the Qing, as well as the Khoqand, was facing several troubles at home and abroad. Both of the countries had no power to be able to actively promote their own diplomatic policies. The contents of the two documents imply the twilight of the Khoqand-Qing relation.

Key Words : Khoqand, Xinjiang (Eastern Turkistan), Kashgar Khwajas, *Aq saqal*, *Khudayda*

近代中国における留日学生の 主要な学習対象

—— 鄒容とその著書『革命軍』を例として ——

常 雲 平・張 周：著
趙 力 傑：訳

摘要：近代の革命宣伝家であった鄒容は日本に留学した時、すでに『革命軍』の原稿を完成していた。この小さな冊子には、自由・共和・天賦の人権といった西洋から伝わった政治観念について一定の紙幅を割いて書かれているが、それに対して日本に言及する箇所はただ六回しかなく、しかもみな一言二言にすぎない。この現象は、中国が西洋のことを理解する過程の中で日本が仲介の役割を果たした度合いを体現するのみならず、清末の日本への留学気運の高まりのなかでも、なお近代中国が西洋を学習の対象とする事実が変わらなかったことを反映しているのである。

キーワード：『革命軍』、日本、近代中国、学習の対象

※以下、〔 〕は説明のために訳者がつけたものである。

清末に最も流行した革命宣伝刊行物である『革命軍』に反映された人権思想と民族主義等の内容は学界ですでに広く議論されてきた⁽¹⁾。しかし、いまだ論じがたいのは、『革命軍』は基本的に鄒容が日本滞在中に完成したにもかかわらず、二万字の文章の論述のなかで日本に言及する箇所がたった六カ所だということである。我々は質問を禁じ得ない。なぜ、政治システムの上でやや保守である立憲君主国の日本に留学したのに、このような急進的な革命思想が生まれたのだろうか？ なぜ、日本に留学したこの若い学生は自分の代表的な著作のなかでこのように日本を無視したのか？ 本稿は、鄒容の経歴と『革命軍』の内容の検討から、以上の二つの問題について解答し、更に、近代中国が一貫して西洋を学習の対象としていた事実を明らかにする。

⁽¹⁾ 例えば：楊慶『鄒容〈革命軍〉之人権思想解析』、『江南大學學報』（人文社會科學版），2003年第5期；周術槐『政治上的激進與文化上的保守——以鄒容的民族主義思想為例』、『貴州民族研究』，2008年第3期；楊瑞松『打造共同體的新仇舊恨：鄒容國族論述中的“他者建構”』、『深圳大學學報』（人文社會科學版），2011年第6期

一. 日本に留学した学生に革命思想が生じた原因

日清戦争に敗北した後、一部の中国人は日本に注目しはじめ、そして日本へ学ぶべきであると主張するようになった。唐才常は「もしも実学を求めるのであれば、道を日本に借りるのがよい」と主張した^[一]。譚嗣同もまた「中国ともっとも近くて効力がある留学先としては、日本が一番であろう」^[二]と強調した。義和団運動後、清朝政府は「人材の育成は現今の急務」と考え、各省に留学生を選抜させ、成績優秀者を留学させるよう命令した^[三]。同時に、日本の国情をよく理解していた初期の留学生も、日本に留学することを強調し始めた。章宗祥は『日本遊学指南』で日本留学に対して、「路程について言えば、遠くても十日、近くても五日で到着できる。費用は、多くても二百金あまり、少ければ百金あまりで十分だ。学校について言えば、政治・農業・工業・商業・軍備・技術など、完備していないものはない」⁽²⁾と指摘した。路程は欧米に留学するより短く、費用もまた欧米への留学に比べて少ないことがもとより日本を留学先として選ぶ利点であったが、中国よりも完備した西洋式の教育こそが学生を引き付けた主要な要因であった。鄒容は「中国には完全な学校はない」^[四]と考えていたためにこそ日本に向かったのであるが^[五]、留学により国を救う方途を探求したいと考えていたため、親族の「華舅」に反対されることとなった⁽³⁾。政府による奨励と初期の日本への留学生からの提言により、西洋の知識への渴望があり国を救いたいという目的を持つ中国青年は日本に留学する道を踏んだのである。しかし、一部の学生は清朝政府が求めるような人材に育たず、かえって保守化した政治に対して急進的な革命思想を生み、清王朝の滅亡に加担する墓堀人を養成することとなった。これは統治力が日増しに弱まってきた清朝政府が中国の近代化を実現できなかったという事実だけではなく、中国人留学生が在日時に見聞したことと緊密な関係があった。

第一に、清朝政府が長期にわたって鎖国の政策を堅持したため、世界の近代化に対する認識が不足しており、近代世界システムに組み込まれた後に自分たちを救済しようとしても、その行動は明らかに緩慢で、しかも積弊は改め難いものがあった。そして終には清朝政府は有識者に捨てられてしまう。アヘン戦争以来、西洋列強による中国への侵略はますます厳しくなっていた。清朝政府の西洋資本主義からのショックに対する反応は緩慢で、太平天国を鎮圧した後にやっと洋務〔近代化事業〕を推進する過程で西洋を学習し始めたのである。しかし、洋務運動の代表的成果であった北洋艦隊が日清戦争で全滅し、清朝政府の「同治〔1862年～1874年〕・光緒〔1875年～1908年〕の中興」も永遠に過ぎ去ってしまったのであった。こうして民族的な危機感が高まり、維新派は変法運動を起こす。し

⁽²⁾ 黄福慶著『清末留日學生』、臺北：中央研究院近代史研究所、1975、第6-7頁

⁽³⁾ 鄒容は「華舅」（劉華廷）に言われた：「中國之弱，乃是天運盛衰之理，陳陳相因。前滿人盛，今洋人盛，所謂報應。張、劉亦偉人，尚無奈何，天下汝一人豈能挽回。士農工商皆為衣食計耳，汝將英文讀好，即吃著不盡，何必別生他念，若欲為國，試看譚嗣同將頭切去，波及父母，好否自知」。張梅編注『鄒容集』、北京：人民文學出版社、2011、第72頁

かしすぐに頑迷な保守派の反発に遭い、失敗に終わった。ちょうど少年であった鄒容はかつて維新派に対して希望を抱いていたが、〔維新派の〕譚嗣同が殺された後、「赫赫たる譚君、湖湘の士気は衰えても、ただ願わくは後来のものよ、志を継ぎ消すことなかれ」という詩を作り^[五]、その心情を吐露している。しかし、清朝政府は知識人を失望させることとなった。〔鄒容は『革命軍』のなかで〕列強による中国分割が進行していた時に「我が同胞の土地を割譲し、我らの同胞の財産を奪わせ、それで一家〔清朝の皇帝家〕一姓〔愛新覺羅氏の宗族〕五百萬家奴〔五百万人の「奴才」（家内奴隷）であると自称しうる皇帝の近臣集団である満洲族たち〕のたった一日の安逸を買う」^[五]と指摘し、台湾・香港・大連・旅順・膠州・広州といった中国の領土に対しては「割譲される前においても、割譲された後であっても、みな一紙の公文書すら天下に公布されることは無い」と弾劾、また特にドイツの勢力圏に入った膠州湾について〔清朝政府という賊徒によって山東省の膠州湾が売り払われてしまったからには〕「ドイツ人よ、〔山東省という〕堯王・舜王・禹王・湯王・文王・武王・周公の遺訓の土地を破壊せよ、〔『孟子』『公孫衛上』にいう〕生を受けた人類のなかで未だかつてない存在〔たる孔子〕、神聖にして不可侵なるその孔子の故郷を破壊してしまえ」と〔逆説的に〕述べ、また「この神の国の四万万〔すなわち四億人〕の民衆」をして「教化に浴させず野蛮な状態におかせる」^[五]ものと叫ぶのであった。そして辛丑和約〔義和団終了後の北京議定書〕を締結した後は清朝政府は恥ずかしげもなく「中華の物力を計算し友邦の歓心を買う」^[五]ようになったとするのである。清朝政府は徹底的に零落し、そして一部の知識人は清朝政府の改革への期待を放棄していった。まさに孫文が「八カ国連合軍が北京を攻略したとき、清朝の皇太后〔西太后〕と皇帝は逃げだし、和睦のための賠償金は九万万両〔北京議定書の賠償金は四億五千万両であったが、三十九年の分割払いによる利払いを含めると八億五千万両となり、ここではそれを九万万すなわち九億と表現している〕におよんだため、清朝政府の威信は地を掃い、人民の生活は日々に苦しくなり、そして革命派は「〔今までと違い革命派が〕一般人から浴びせられる罵声は聞かれなくなり、また有識の士は多くが我々のために切齒扼腕し慨嘆してその〔革命の〕事が成らないことを歎いている」状態となり、それまでの「全国の世論はみな我々を乱臣賊子・大逆無道と見なさないものはなく、呪詛面罵の声は耳より絶えることはなく、私がおもむくところで私を認識した者はみな毒蛇や猛獣を見たように恐れ、あえて私と交遊しようなどという者はいなかった」状況は一変したうえ、当時日本に留学していた学生は「おおむねみな頭脳が明晰で、士気も高く、革命の理想にただちに反応する」状態であったため、留学生の間には革命思想がすぐに伝播していった^[六]。これこそが革命をめざす政治結社「同盟会」が日本で設立された原因の一つなのである。

第二に、一部の留学生は清朝政府に失望していったのと同時に、日本での学習を通じて近代西洋の政治体制の優れた点を認識し、中国に、西洋のように資産階級革命によって近代的な政治体制を建設するという希望を抱いたのである。鄒容は『革命軍』に近代西洋の

基準にもとづき、「国」と「国民」を定義し、「一国の政治機関は、その国の人がともに運営し、かりにも政治機関を運営できず、また行政権に参与できないのならば、これを「国」と言うことはできず、またこれを「国民」ということはできない。これは世界の公理であり、万国が共有していることである」としている^[五]。またいくつかの近代の西洋の制度を通して「文明国」の先進性を説明した。例えば、「[中国とは異なり] 外国の労働者には〔その国の〕国政に参与して自由の説理を〔さまたげられることなく〕のびのびと述べて民主をつらぬくことを目的とする者がいる。また全国の労働者をあわせ一つの大きな会を建設し、法律を定めて労働を保護しようとする者もいる。さらには集会して演説し、また新聞社を設立して社会について話す者もいる」^[五]こと、「外国の大商人たちはみな議員となって政権を握っている」こと^[五]、「文明国のなかでは、もし一人でも非業の死を遂げたものがいれば、かならず新聞に何度も掲載され、場合によっては何十回も掲載されるのである。司法官が案件を審問するときには、もし証拠物件があったとしても、犯人の自供がなければ罪に問うことはない（審問時には酷刑をちらつかせて審問することもない）」^[五]というのである。最後に、彼は将来の中国の憲法はアメリカの憲法を参照しながら、中国の特性を加味して作るべきであると希望し、また中国の自治法はアメリカの自治法に基づき制定するべきであるとして、さらに「およそ国全体や個人に関すること、外国との交渉のこと、官僚の設置や職務分業そして国家に関することについてはみなアメリカに準じて行うべき」とまで言うのであった^[五]。それでは、中国はどのような方法により近代的な政治体制を確立しようというのであろうか。実は、鄒容の主張する見習うべき対象から考えれば、その解答を探しだすのは難しいことではない。アメリカの共和政が建立されまた完璧であるのは、まさにイギリスによる植民統治を打倒することを前提としていたためであり、もしも中国がアメリカにならって近代的な政治体制を作るというのであれば、革命という方式によって清朝の封建的専制統治なるものを打倒すればもうすぐに「順理成章」[筋が通ればおのずとよい文章ができるようにアメリカ式共和政が建設できる]となるのである。それだからこそ、鄒容は中国での革命の必要性を論述するなかで「フランス人は三回〔1787年にルイ16世を倒した革命、1830年にシャルル10世を倒した七月革命、1848年にルイ＝フィリップを倒した二月革命を指すか〕、アメリカは七年〔独立宣言を行った1776年7月4日から1783年11月19日のイギリス軍撤退までを指すものか〕の革命を戦った。だからこそ中国も革命してまた革命せよ、革命しなくても革命せよ」と叫ぶのであった^[五]。鄒容は依然としてフランスやアメリカといった当時の共和政国家を例として中国の革命を鼓吹することを忘れないのである。

第三に、一部の日本人の中国人留学生に対する態度は友好的であったものの、日清戦争以降には、日本の民衆は次第に中国を蔑視するようになっていったため、中国人留学生は日の出の勢いで力をつけていく隣国〔たる日本〕に対して民族的自尊心を失い、しかも革命刊行物に影響されて清朝政府の権威に対して疑義を生じていった。日本人の中国留学

生に対する友好と蔑視については、魯迅の仙台医学専門学校〔現在の東北大学医学部〕での経験に観察することができる。この学校の教師であった藤野巖九郎は、毎週魯迅の講義ノートをチェックして「脱漏があれば補い、文法の過ちがあれば、それを訂正してくれた」という^[7]。藤野先生が気に掛けてくれたからこそ、魯迅はそのクラスで落第するには至らなかったのである。しかし、魯迅の成績はクラスのなかで平均程度であったため、「中国が弱国であり、それゆえ中国人は当然に低能力児なのである」^[7]という考え方を持つ日本人学生たちは、藤野先生が魯迅に試験問題を漏洩したのだと思ったのであった。一般の日本人の中国留学生に対するこのような見解は、中国人に対する呼びかけ方に直接反映している。じっさい 1896 年には早期の日本留学生十三人の中の四人は日本の子供による「豚尾奴」という嘲笑と日本食に耐えられず、早々に帰国している。鄒容はまたここで「弁髪をひっぱりながら洋服を着てロンドン市街をさまよい歩けば、行き交う人はみな『Pigtail』（訳せば豚のしっぽ）『Savage』（訳せば野蛮人）などと言う。……また東京市街をさまよい歩けば、行き交う人はみな『チャンチャンボツ』（訳せば尾をひく奴才）と言う〔チャンチャンボツは原文ママ。戦前に知られた「乃木大将のしりとり俗謡」で「陸軍の乃木さんが凱旋す、雀、目白、ロシヤ、野蛮国、クロパトキン、金の玉、負けて逃げるはチャンチャン坊、棒で叩くは犬殺し、シベリヤ鉄道あるけれど、土瓶の口から湯気吐けば、バルチック艦隊逃げてゆく、国を守るは陸軍の…」と歌われたように、中中坊（チャンチャンボウ）すなわち中国野郎といった意味だろう。鄒容の述べる「拖尾奴才」の「奴才」（下僕）とは満洲族のみに許された皇帝に対する自称で、皇帝の「下僕」と自称できるほどに近臣である優越感のあらわれでもあったが、清末から民国にかけて過度に下僕根性の満洲族としての意味が強調されていく〕と述べるのであった^[5]。一部の日本人の中国への好意と日本社会による中国軽視との間の強烈な落差は、中国人留学生が清朝政府への不満を高め、一部の学生は熱心に革命に取り組むようになっていった。1905 年に日本に留学した学生である黄尊三はその日記に湖南省籍の某学生が革命派の人物の情報を清朝政府に密告したため、湖南の学生すべてから孤立してしまったことを書き記している。そして、黄尊三本人もまた「〔梁啓超ら清朝の皇室を保全し立憲君主制を導入しようとする保皇派の運営する〕『新民叢報』を愛読していた」段階から「はじめて〔孫文ら清朝を打倒して共和政を実現しようとする革命派の運営する〕『民報』を読んだ」らすぐに「『新民叢報』よりも価値がある」と思うにいたった過程を経験していた^[6]。

二. 『革命軍』に触れられない日本

鄒容は日本に留学した時に『革命軍』を完成し、当時の中国で革命が必要かどうか、誰の命を革めるのか〔すなわち革命する対象〕、どのように革命するのか、革命の目的や革命が成功したときに建設される制度といった問題を系統的に論述したのであった。しかし

奇妙なことに、中国人の日本留学生を代表する著作であるにもかかわらず、『革命軍』の中で日本に言及した箇所はたった六回だけである。さきに触れたように中国人が「チャンチャンボウ」と呼ばれたことは一回目となる。ついで〔第四章の〕「革命には必ず人種を見分けて明確にする必要がある」の章では四回にわたって言及されている。すなわち「朝鮮や日本もまたわが漢族の植民した土地」であり^[五]、人種の表には日本人が「黄色人種」の下の「中国人種」に分類され、「(皇漢民族は——文脈から筆者が考えるに)改めて日本との国境を越え、また或いは北のかた黒竜江の南岸よりロシアとの国境を越えて侵入する……」^[五]ものであり、「[残念ながら中国人は清朝に対して順民を自称し、香港人がヴィクトリア記念碑に「徳が天地にあまねく」といい]台湾人が明治天皇の功德を頌えて「天皇陛下の仁徳はあまねく広くゆきわたる」と記す〔ように異民族に服属したが、これも人種の区別がなかったからである云々〕」^[五]のであるといい、最後に〔第五章の〕「革命では必ずまず奴隷根性を払拭せねばならない」の一章では「日本の議院には台湾人の足跡はない」^[五]と指摘するのであった〔台湾人初の議員は辜顕栄の昭和9年(1934年)7月の貴族院議員勅撰で、昭和20年(1945年)4月1日には「朝鮮及び台湾住民の国政参与に関する詔書」により衆議院議員となる道も開かれたが選挙の行われぬまま日本は敗戦し「台湾人」は日本国籍を離脱した〕。こうした日本に関する論述からみると、これらはおおむね満洲族と漢民族とが人種を異にすること、また国民の奴隷的根性を明らかにすることのために執筆されており、日本の政治について称揚するような意志を見いだすことがまったくできない。この現象は表面上こそ鄒容が日本に留学した理由と符合しないが、実際はかえってここに〔『革命軍』の叙述が〕発生した必然性を有するのである。

第一に、中国人の日本留学生が学習した近代的観念は西洋から渡ってきたものであった。近代西洋の自由・平等・天賦の人権といった思想は、『革命軍』でも度々触れられている。鄒容は満洲族を駆除するのは「我が〔『春秋左氏伝』桓公二年の記載から〕〔という礼楽典章の制度をもつ〕祖国を恢復し」、「我が天賦の権利を回収し」、「我が生をうけて以来の自由を取り戻し」、「人々の平等の幸福をあがなう」^[五]ためであると明確に宣言したのであった。「平等自由の大義」を説明した時にも、「生まれてより人はみな自由であり、平等である」ものであり、君と臣といった差別はまったく存在しないと述べた^[五]。将来の中国を構想するにあたって、鄒容は「国民となれば、男女は一律平等であるべきで、また貴賤の差があってはならない」し、「各人にはこれを奪う権利はなく、すべて天から授けられたものである」から「生命や自由そして一切の利益については、すべて天賦の権利なのである」ため「〔何びとも〕他人の自由、たとえば言論、思想、出版といったものを侵すことはできない」^[五]とするのであった。そして甚だしきにいたっては、黄帝の子孫〔たる中国人〕が学習すべき対象は西洋の歴史的人物であるワシントンやナポレオンを代表格としたのであった。以上から分かるように、鄒容は日本に留学したものの、ただ言論・出版が相対的に自由な環境下で〔ある日本で〕さらに多くの近代的西洋の知識を得たのであって、それ

は「私は幸いにも吾が同胞の得たルソーの『社会契約論』、モンテスキューの『法の精理』、ジョン・スチュアート・ミルの『自由論』、〔トーマス・カーライルのものか〕『法国革命史』、〔ジェファーソンの〕『アメリカ独立宣言』などの書籍の翻訳を読んだ」という感慨からも十分に理解できる。

第二に、鄒容は滞在期間が短かったため、日本の勃興に対して十分に認識していなかったのだろう。同時に日本の国際的地位は鄒容の留学した期間にはまだ欧米列強と同列に並ぶものではなかった。鄒容は1902年9月から10月にかけて日本に到着、翌年の3月には張継とともに南洋学監の姚焜の弁髪を切ったため強制的に帰国させられた。日本に留学すること一年にも満たない彼は、日本を全面的には理解できなかったはずである。それでは、どの国について比較的よく理解していただろうか。鄒容はアメリカの制度を将来の中国の手本と考えていたわけだから、アメリカは当然ながら比較的よく理解していたことであろう。この他、「早く満洲人の束縛から脱出したとして、私はイギリスを、ロシアを、ドイツを、フランスを恐れる。とはいえきばをむき出し爪をふるい〔凶暴さをむき出しにして〕我が中国を蚕食し分割しようとしている者も、また気をひきしめ息をこらし我が権威をおそれ我が勢力を警戒するであろう」^[五]とする可能性の指摘からは、我々は鄒容が日本がこれらの国々と並ぶものではないと考えていたことを知ることができよう。実際、遅れて来た資本主義国である日本は、日露戦争以前はいまだ世界の強国ではないと認識されていた。明治維新以降、日本は西洋諸国と締結した不平等条約を少しずつ修正していったが、関税自主権は1911年になってようやく取り戻したものであった。下関条約を締結したのもすぐに日本はロシア・ドイツ・フランスの三国干渉を受け、条約に明記されていた遼東半島の割譲を放棄させられたのであった。その後、イギリスと同盟を結んだことでやっとロシアと闘争することができるようになったのである。すぐに1905年には日本は日露戦争で勝利を手にし、西洋列強の中で国際的な声望を得て、やっと名実ともない帝国主義国の一員となったのであった。

第三に、鄒容が『革命軍』を執筆した主要な目的が四万万〔すなわち四億人の〕同胞を革命へと導くことにあり、日本の政治における保守的な傾向が革命を喧伝することと合致しなかったことがあるだろう。鄒容は「革命とは、天演〔社会進化〕の公例である。革命とは世界の公理である。革命とは存亡を争う過渡的時代の重要な意義である。革命とは、天に順い人に応えるものである。革命とは、腐敗を払拭し良善なるものを推奨するものである。革命とは、野蛮から文明に進むものである。革命とは、奴隷を禁じて彼らを主人とするものである」^[五]と指摘している。1688年のイギリスの〔名誉〕革命、1775年のアメリカの独立革命、フランスの三回の革命は上述の革命の標準と合致するもので、だからこそ文中に何度も出現するのであろう。じっさい、革命なかでも民族革命と関係ある内容はよく具体的に描写されるのである。例えば「十三州の独立、ドイツの連邦形成、イタリアの統一、試みにこうした革命時代の歴史を読めば、それは民族の士気を鼓舞し、君主と戦

い、帝制を打ち倒し、貴族を誅殺し、自由を唱え、自治に努め、内に戦闘状態を停止し、外に外国と対抗することにある」^[五]と述べているし、場合によれば列強の民族に属さないアイルランドでさえ、鄒容にとってみれば他民族に反抗して自治を勝ち取った例と認識されるのであった。逆に当時の日本を見れば、1889年に公布された『大日本帝国憲法』には「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と明確に規定されていた。天皇は国家元首であり、また陸海軍の統帥であり、内閣の権力は議会より高く、天皇に対してのみ責任を持ち、国民は「臣民」と呼ばれ、臣民が持つ選挙権は性別と財産によって制限されていた。これはみな鄒容の述べる「満洲人の立てた皇帝を誅殺して、以降の万世にふたたび専制君主が立つことのないよういましめる」、「全国は男女を問わずみな国民である」^[五]という社会理想とは遠く離れていたのであった。

三. 近代中国の学習した主要な対象——西洋

以上の分析から、中国人学生は形式上こそ日本に留学していたものの、実質的には西洋文化と接触していたことを簡単に見出すことができる。この事実は当時の清朝政府が日本へ学生を派遣した目的とも合致しており、また日本の「西学東漸」〔西洋の学問が東方へ伝播すること〕の仲介的な立場と関連したもので、中国近代化の成果にも表れたのであった。

そもそも、清朝政府が日本へ留学生を派遣した目的は、西洋を学習することによって、王朝の生命を延長したいと願ったからであった。アヘン戦争以降ほどなくして、魏源は『海国図志』の中で、西洋を学習するのは「夷狄の長じている技術を学習して夷狄を制する」ためであるという思想を表明していたが、統治者の注意を引くことはできなかった。後に開明的な地主〔と規定されている曾国藩、左宗棠、李鴻章といった人物を指すか〕によって洋務運動が提唱されると、清朝政府はやっと西洋の先進的な技術を学習すべく行動を開始した。日清戦争以降に起こった維新運動は近代西洋の政治思想を伝えて西洋的な君主立憲国を建立するという内容を持つものであった。すなわち近代中国はずっと西洋を進歩した手本と見なしてきたと言ってもよい。清末に日本へ留学する気運が高まったことも例外ではなく、張之洞の『勸学篇』では「一年間留学することは、西洋の書物を五年間読むことに勝る……外国の学校に一年通うことは、中国の学校に三年通うことに勝る」^[九]という記述でも、中国の学習対象が西洋と外国にあると明確に記している。彼は日本が西洋を学習した成果を肯定したうえで、日本を成功例として分析し、「日本は小国に過ぎないのに、どうしてこのように急速に発展したのだろうか。伊藤〔博文〕・山縣〔有朋〕・榎本〔武揚〕・陸奥〔宗光〕らは、みな二十年ほど前に外国へ留学した学生であった。そして自国が西洋に脅かされていることに憤り、同志百人あまりを率いてドイツ・フランス・イギリスを訪

問し、政治や工業、経済、陸海の戦術を学び、学習を終えて帰国すれば将軍や大臣といった政府高官に登用され、政治は一変し、東洋を勇壮に見渡すほどになった」^[九]という。これを見ると、張之洞の目には、日本の崛起はまさに西洋を学習し、実現としたものであると映っていたことがわかる。そして日本は西洋を学習してすでに莫大な効果を上げており、欧米とくらべてなおまだ「路が近く費用を節約でき、より多くを派遣することができる」し、「中国から近くにあり、考察に容易」であり、「東文〔日本の文〕は中文〔中国の文〕に近く、理解に簡単である」うえ、「西洋の学問はとても数多いが、西洋の学問では是非とも必要というほどではないものについては、日本人がすでに簡潔にしたり適宜あらためたりしてくれている」し、「中国と日本の情勢や風俗は似ており、模倣する上で簡単である」^[九]として、中国人を日本へ留学させる吸引力があったにもかかわらず、あくまで張之洞は最後に「もし詳細を求めまた完全を求めるのならば、そこで西洋に赴くのはどうして不可であることがあろうことか」^[九]と強調することも忘れず、もし日本で学習したことを詳細にそして完全なものとしたいと考えるのならば、やはり西洋にいかなければならないと指摘したのであった。だからこそ、清朝政府の日本への学生派遣政策でも、西洋を学習するという範疇を離脱しなかったのであった。

次に、日本の明治維新そのものが西洋を学習する過程であったため、日本の成功こそが中国へ日本を通じての西洋理解を可能としたのであった。明治政府は「文明開化」政策の方針のもと、多くの留学生を西洋に派遣して学習させ、同時にまた多額の報酬を出して西洋の学者や技術者を日本へ招聘し、自国の人才を育てさせた。下層の国民もまた衣食住など生活のさまざまな面すべてで西洋を学習し、ひいては〔日本の〕統治集団の上層部は日本を「欧州化した帝国」^[十]へ変化させて、英語を国語として、欧米人と通婚関係を結び、日本人種を改良していこうと求め始めたのであった。まさに無我夢中に西洋化したからこそ、日本はやっと近代アジアで西洋に学び最も成功した国となった。そしてこの日本の成功こそが中国の西洋学習の近道となったのである。ある学者は「中国が西洋文化を輸入する過程で、日本はとても重要な役割を果たし、中国は日本から少なからざる西洋文化を間接的に獲得することができた」と指摘している^[十一]。この「間接に獲得」したのはおおむねまさに日本に留学した人々の翻訳活動によって得られたことを意味する。1900年、中国人日本留学生によって組織された最初の翻訳団体である訳書彙編社が成立した。その『訳書彙編』創刊号には、鄒容の『革命軍』でも言及された『法的精神』と『社会契約論』が掲載された。それらの西洋の著作の中訳版は、おそらく日訳版からの重訳によって完成されたものである。その後の数年間で、日本留学生により翻訳された日本の書籍の数は大幅に増加し、同時期の西洋の書籍の翻訳活動を大きく上回ったのである。1901年から1904年までに出版された533種の書籍のうち、321種が日本人の著作であるのに対し、英・米・仏・独・露といった西洋人の原著からの訳本は合わせて131種に過ぎない^[十二]。しかしそれでもなお、我々はなお〔翻訳された〕一部の日本人の著作から西洋の影響を見出すこと

ができる。たとえば、上野貞吉〔ママ。上野貞正か〕の『欧米政体通覧』〔東京堂より1901年刊行。1903年に顛涯生により『歐美政體通覧』として翻訳された〕、失島元四郎〔ママ。アメデー・ガブール (Amédée Gabourd) の『拿破崙全伝』を翻訳した矢島玄四郎か〕の『ナポレオン伝』〔斯文館より1888年に刊行。蔡民友により翻訳された。原著者の名前は康熙帝愛新覺羅玄燁の名を避けたものか〕、村井知志〔ママ。村井知至か〕の『社会主義』〔労働新聞社より1899年に刊行。1903年に羅大維により翻訳された〕は、近代西洋の政治制度や歴史人物そして社会思潮を紹介するもので、その内容はみな日本の伝統文化が源流となっているものではなかった。ここからも我々は中国が西洋を学ぶ過程において日本が仲介者の役割を演じたことを断定できよう。

三番目に、中国近代化の成果は例外なく西洋の事物とみなされたものと関係があるが、それらの学習成果の重点や獲得した経路も時間的に異なっていく。19世紀も60年代から90年代にかけては、洋務派官僚は西洋の軍事技術を勉強することを提唱した。この理念が文化活動の領域にまで波及したため、中国国内で翻訳された西洋の自然科学や応用科学に関する書籍は1850年から1899年までの訳書全体の70%を占めることとなった^[+-]。1895年より以後は、民族の危機が日増しに高まることとなったため、〔清朝を護持し体制改革を目指す〕維新派と〔清朝を打倒する〕革命派はどちらも内政より富国強兵を目指すと主張し、両者のこの観念に応じて西洋の人文科学や社会科学に関する訳書が大幅に増加し、自然科学と応用科学の割合を超えていったのである。1880年から1904年までにかけて翻訳された日本の書籍では、宗教哲学類は4%、文学類は13%、社会科学類は32%、歴史地理類は11%、その他の雑録が10%を占めたのに対し、自然科学と社会科学は30%を占めるに留まった^[+-]。この前と後とでは重点に変化が生じたことは明らかである。学習経路においても、前期の成果は主に直接に西洋資本主義諸国から導入され完成したものであった。例えば、当時の世界で第六位、またアジアで第一位と讃えられていた北洋艦隊は基本的にイギリスとドイツの戦艦を購入して組織されたものであった。後期の成果は主に日本の勃興ののちに間接的に学習された基礎のうえで建設されたものであった。例えば、重慶の最初の近代工業企業——森昌洋火公司〔1889年に四川商人の盧幹臣らが日本より帰国して建設した森昌泰自来火廠が原型〕——の蒸気機関・植字機・旋盤といった設備はみな日本から導入されたものである。近代化の成果を達成した方法は同様ではなかったが、強力な戦艦、威力ある砲台〔といった近代的兵器〕にせよ生産機器にせよ、さらには立憲君主政や共和民主政といった政治制度にせよ、すべて最初は西洋に発生したものであった。西洋の要素が中国近代化の成果へ立ち現れることはここからも類推できよう。

おわりに

近代中国が学習した主要な対象は西洋であり、日本は仲介者の役割を果たしたに過ぎな

かった。では、中国人日本留学生は近代の中国と日本との文化交流に対して何ら役に立たなかったのであろうか。もちろんそうではなく、留学生は日本に関する著作を執筆し日本の書籍を翻訳したことにより、中国人へ日本を理解する近道を提供し、ある程度に中国人の日本留学ブームを加速させた。そして、中国人日本留学生は日本に絶え間なく流入し、日本に対し自身の留学教育政策を調整させるべく迫ったため、1905年には留学生たちは日本政府の「取締規則」に対して集団で抗議を行うにいたった^[+三]。また一部の留学生は学業が終了して帰国した後、日本で手に入れた技術を利用して自分なりの組織を建設し、故郷の近代化を加速したのであった。例えば、江津の人であった（現在は重慶市に属する〔江津区となっている〕）何鹿蒿は1907年に帰国した後、ただちに重慶市江北区の劉家台に鹿蒿玻璃廠〔ガラス工場〕を建設した。その生産品は四川全土に拡がり、1911年のパナマ万国博覧会では一等賞を獲得したのである。何鹿蒿は近代の「四川ガラス工業の創業者」となったのであった。

この他に、日本が中国留学生に与えた影響も無視できない。特に、留学生が西洋書籍を翻訳した際には、日本の翻訳した漢字語彙を借用して西洋の先進的な思想の伝播を行うこととなった。例えば、もし留学生が、日本人がもともと中国の古籍に見られた「革命」という言葉で英語の「revolution」を表現したことを吸収していなければ、中国人の「革命」に対する認識は恐らく「湯武革命」〔夏王桀が湯王に打倒され殷となり、殷王紂が武王に打倒され周になった革命〕に止まり、『革命軍』という書名も中国に出現しなかったことであろう。同様に、経済・義務・幹部・支部・進化・警察・会社・会費といった日本語の語彙が西洋文化の中国への伝播を促進したのであった。

一国の文化の生命力とは往々にして国家の実力に伴って盛衰し消長するものである。近代以来、中国と日本の伝統文化は武力を背景とする西洋文化の前で劣勢におかれた。であればこそ、両国ともに西洋を学習することにより国家の弱体を改変しようとしたのである。その異なる点は、日本は明治維新を通じて民族の危機から脱出し、清朝は西洋を学習する途上で何度も壁にぶつかることとなった点である。なかでも日清戦争では日本が中国を圧倒したため、日本の国力が中国を超えたのは争う余地の無い事実となり、日本の文化もまた中国の伝統文化に対して優勢にたつようになったのである。しかし、その時の日本文化とはすでに伝統的な文化ではなく、近代の西洋文化の要素が混合したものとなっていた。中国が留学生を派遣した目的は、まさに本質的に西洋から伝播された文化を学習することにあつた。ここから考えれば、近代中国の主要な学習対象は日本留学の機運の高まりとともに変化したわけでは決してなかったのである。

参考文献

[一] 湖南省哲学社会科学研究所編：《唐才常集》，中华书局1980年版，第151頁

- [二] 蔡尚思、方行编：《谭嗣同全集》（增订本）下册，中华书局 1987 年版，第 344 页
- [三] 《光绪朝东华录》第 4 册，光绪 27 年辛丑，第 102 页（总 4720 页）
- [四] 张梅 编注《邹容集》，北京：人民文学出版社，2011，第 72 页
- [五] 张梅 编注《邹容集》，北京：人民文学出版社，2011，第 72 页
- [六] 孙中山 著 牧之 方新 守义 选注《建国方略》，沈阳：辽宁人民出版社，1994，第 91 页
- [七] 鲁迅《藤野先生》，《朝花夕拾》，北京：人民文学出版社，2000，第 73 页
- [八] [日] 实藤惠秀 著 谭汝谦 林启彦 译《中国人留学日本史》，北京：生活·读书·新知三联书店，1983，第 129-130 页
- [九] 张之洞 著《劝学篇》，桂林：广西师范大学出版社，2008，第 72 页
- [十] 近代日本思想史研究会，近代日本思想史第 2 卷，北京：商务印书馆，1992，第 5 页
- [十一] 黄福庆 著《清末留日学生》，台北：中央研究院近代史研究所，1975，第 160 页
- [十二] 张静庐 辑注《中国近代出版史料二编》，北京：中华书局，1957，第 100-101 页
- [十三] 李喜所，李来容《清末留日学生“取缔规则”事件再解读》，《近代史研究》，2009 年 第 6 期

（平成 24 年 12 月 12 日から 15 日の間、重慶師範大学学術訪問団の一員として常雲平先生が来学された。せっかくの機会であり、なにか東アジア近代史に関する特別講義を、とお願いしたところ、先生は心よくお引き受けくださり、歴史学科河西ゼミの学生を対象に一場の講義を試みられた。本稿は、その講義の原案となった先生のご論文の全訳である。常先生、および当日の通訳・本稿の翻訳を担当していただいた趙力傑君（東北大学大学院生）にあらためて御礼申しあげたい。谷口 満 記）

福島県喜多方市
灰塚山古墳第2次発掘調査報告

辻 秀人・横田 竜巳・武田 翔平・菅原 健太
名久井伸哉・石橋 咲紀・高橋 萌子・日谷 旭

調 査 体 制

調 査 期 間	平成 24 年 8 月 5 日～8 月 26 日、9 月 3 日～9 月 6 日
調 査 主 体	東北学院大学文学部歴史学科考古学専攻辻ゼミナール
調 査 員	佐々木拓也・成田 優・服部芳治・星野剛史・松本尚也・森田彩加・ 横田竜巳・吉田龍司（4 年生） 小野寺美聡・武田翔平・菅原健太・名久井伸哉・石橋咲紀・高橋萌子・ 日谷 旭（3 年生）
調査参加者	芦野 悟・阿部大樹・小田菜月・大場雅美・岸 知広・木村圭佑・ 佐々木雪乃・志藤貴俊・澁谷若菜・東海林裕也・菅原里奈・田邊茉依・ 中條麻美・西川悠也・廣瀬拓磨・藤原 翼・升澤貴裕・宮崎真理子・ 森 千可子・谷田部隆章・結城彩花（2 年生） 和泉絵理・木村緋花梨・佐藤智恵・鈴木里奈・畠山沙貴・三浦悠里花 （1 年生）
調 査 協 力	喜多方市教育委員会・東洋興産株式会社・ 山中雄志、片岡 洋（喜多方市教育委員会）・田部文市（新宮区区长）、 渡辺和男
土地所有者	新宮区

例 言

- 1、本書は平成 24 年 8 月 5 日～8 月 26 日、9 月 3 日～9 月 6 日実施した福島県喜多方市灰塚山古墳第 2 次発掘調査の報告書である。
- 2、調査は東北学院大学文学部歴史学科考古学専攻辻ゼミナールのゼミ活動の一環として実施したものである。
- 3、調査は東北学院大学文学部教授辻秀人が担当した。調査の主な参加者は考古学ゼミナール所属東北学院大学文学部歴史学科の 3、4 年生、考古学実習 I を履修する 2 年生、及び参加を希望した歴史学科 1 年生である。
- 4、出土遺物、作成図面の整理は東北学院大学文学部歴史学科考古学ゼミナール所属の 3 年生が中心となって実施した。
- 5、本書の編集は辻秀人が担当し、執筆は参加者が分担した。各項目の執筆者は文末に記した。報告の記載は各執筆の原稿に辻が加筆訂正を行ったものである。従って最終的な文責は辻にある。
- 6、本書に掲載した図面の高さ表示はすべて海拔高、北はすべて真北を示す。

序章 調査の目的

東北学院大学辻ゼミナールでは、東北古墳時代の様相を解明することを目標として活動を継続している。福島県会津地方に多く古墳が分布することはこれまでによく知られてきた。中でも会津盆地東南部の一箕古墳群、東北部の雄国山麓古墳群、西部の宇内青津古墳群は前期の首長墓の系譜を3代以上にわたってたどることができる、有力な古墳群である(辻 2006)。調査の対象とした喜多方市灰塚山古墳は宇内青津古墳群の最も北に位置する前方後円墳である。

灰塚山古墳はこれまで、福島県立博物館によって測量調査が実施され(福島県立博物館1987)、全長60mを超える大型前方後円墳であることが判明している。宇内青津古墳群では亀ヶ森古墳に次ぎ2番目の規模である。古墳の形態も宇内青津古墳群の中ではやや異質であり、最北を占める位置もあってその内容が注目されてきた。ただ、出土遺物が知られておらず、所属時期等についての手がかりがなく、古墳の範囲も測量段階では必ずしも明確にはされていなかった。

今回の調査は、宇内青津古墳群の中で最北の大型前方後円墳の姿を調査することによって本古墳群の様相を評価するための重要な情報を入手することと、古墳の所属時期を決め、周囲の遺跡、中でも古墳時代中期の豪族居館とされる古屋敷遺跡との関連の有無を明らかにすることを目的として実施する。

調査は5年間継続する予定で今回は第2次調査にあたる。第2次調査ではくびれ部、後円部、前方部の墳頂平坦面の様相を明らかにすることを目的として実施した。

引用文献

福島県立博物館 1987年 『古墳測量調査報告』福島県立博物館調査報告第16集

辻 秀人 2006年 『東北古墳研究の原点 会津大塚山古墳』新泉社



写真1 調査風景

第1章 古墳の立地

第1節 古墳と周辺の地形

灰塚山古墳は喜多方市慶徳町新宮字小山腰 2908-1 に所在する。会津盆地の西側を画する越後山地の東側の縁辺にあたる丘陵上に立地する。会津盆地の平坦地と西側山地との境界にある丘陵末端部で、周囲を解析された独立丘陵の頂上部分に古墳が築かれている。丘陵を構成する土層は七折坂層で、河川の堆積物である砂層、礫を主体とし、火砕流堆積物も含まれる。七折坂層は断層が至近距離にあるため、層位が傾斜している（註1）。

第2節 歴史的環境

灰塚山古墳は会津盆地西部に分布する宇内青津古墳群中の北端に位置する大型前方後円墳である。宇内青津古墳群を構成する主な古墳は前方後円墳12基、前方後方墳3基で会津盆地の平野部から西側丘陵上まで広く分布している。最古段階は会津坂下町杵ガ森古墳、白ガ森古墳で、古墳時代前期でも古い段階にあたる。福島県最大の前方後円墳である亀ヶ森古墳とその横に並ぶ前方後円墳、鎮守森古墳は近年いずれも前期古墳と考えられており、他に森北1号墳、雷神山1号墳、虚空蔵森古墳、出崎山3号墳、7号墳が前期古墳と考えられている。中期、後期になると古墳は減少し、わずかに長井前ノ山古墳が中期、鍛冶山4号墳が後期と考えられている。天神免古墳は前期または、中期で所属時期が確定していない。

ところで、近年喜多方市古屋敷遺跡が発掘調査の結果、中期後半の豪族居館であることが判明し、国史跡に指定された。古屋敷遺跡に拠点をおいた首長の墓は当然宇内青津古墳群中にあるのが自然である。現在その候補として古屋敷遺跡に近い天神免古墳、虚空蔵森古墳、灰塚山古墳が考えられている。いずれの古墳も未調査で築造時期が確定せず、古屋敷遺跡と対応する古墳は確定していない。

灰塚山古墳の立地する独立丘陵は、国指定史跡新宮城跡と接し、すぐ西側にあたる。新宮城跡は中世の城館跡であり、中心部分によくその本来の姿をとどめている。その中心は14世紀にあり、15世紀まで存続したと考えられている。灰塚山古墳は新宮城から西側を見たときに、最も近い丘として目に入る位置にある。灰塚山古墳の位置に新宮氏の墓所が想定されており、中世においての何らかの意味をもち、使われた可能性もある。

註1 福島県立博物館竹谷陽二郎氏のご教示による。



第1図 宇内青津古墳群分布図

第2章 発掘調査成果

第1次調査で前方部、後円部墳頂の一部を調査し、後円部と前方部の墳丘構造と墳端を確認した。第2次調査では、後円部墳頂平坦面上の塚状遺構の様相を把握するために、第1次調査第4トレンチを東西に拡張して西側をb区、東側をc区とした。また、塚状遺構の北側に第5トレンチを設け、塚状遺構の北側を確認し、塚状遺構の全体状況を把握することに努めた。第1次調査で後円部、前方部ともに主軸上の墳丘構造、墳端を確認したことを踏まえ、東西のくびれ部の様相と墳端を確認するために第6、7トレンチを設定した。

1. 前方部墳頂平坦面の調査

(1) 第3トレンチb区(第2図、写真2~3)前方部墳頂平坦面の調査

第1次調査では、前方部墳頂平坦面の様相を知るため、古墳主軸東側に小規模な第3トレンチを調査した。調査の結果墳丘上面と小規模な土壌(SK01)が検出された。しかし、調査範囲が狭く前方部墳頂平坦面全体の様相を把握するには至らなかった。そこで第2次調査で古墳主軸の西側のやや広い範囲を調査区とし、第3トレンチb区とした。第1次調査第3トレンチは第3トレンチa区と改称した。

トレンチ内の表土を除去し、墳丘上面を検出した。全体に礫が散らばっており、トレンチ北側を中心とした範囲に黄色の土が確認された。黄色の土は第1次調査3トレンチaの墳丘面の特徴と一致するため、両者は同一層であると考えられた。トレンチ東側を中心に川原石からなる集石が発見された。川原石は古墳周囲の地山の構成する層には存在しないため、人為的に持ち込まれたものであると考えられた。検出当初は、隣接する新宮城に関わる中世遺構の可能性が考えられた。集石の下部に遺構が存在する可能性を考慮し、全体の精査を完了してから、集石にL字形にサブトレンチを設置し、集石の平面を記録しながら石を取り除いて掘り下げを行った。サブトレンチ調査の結果、集石は墳丘上面にだけ見られ、下部に掘り込みは確認できなかった。確認のためサブトレンチを含む集石北西側1/4を掘り下げたが、遺構は確認できなかった。遺物も出土しなかったため、集石の時期、性格は確認できなかった。集石の性格は今後の調査の進展の中でさらに検討する必要がある。

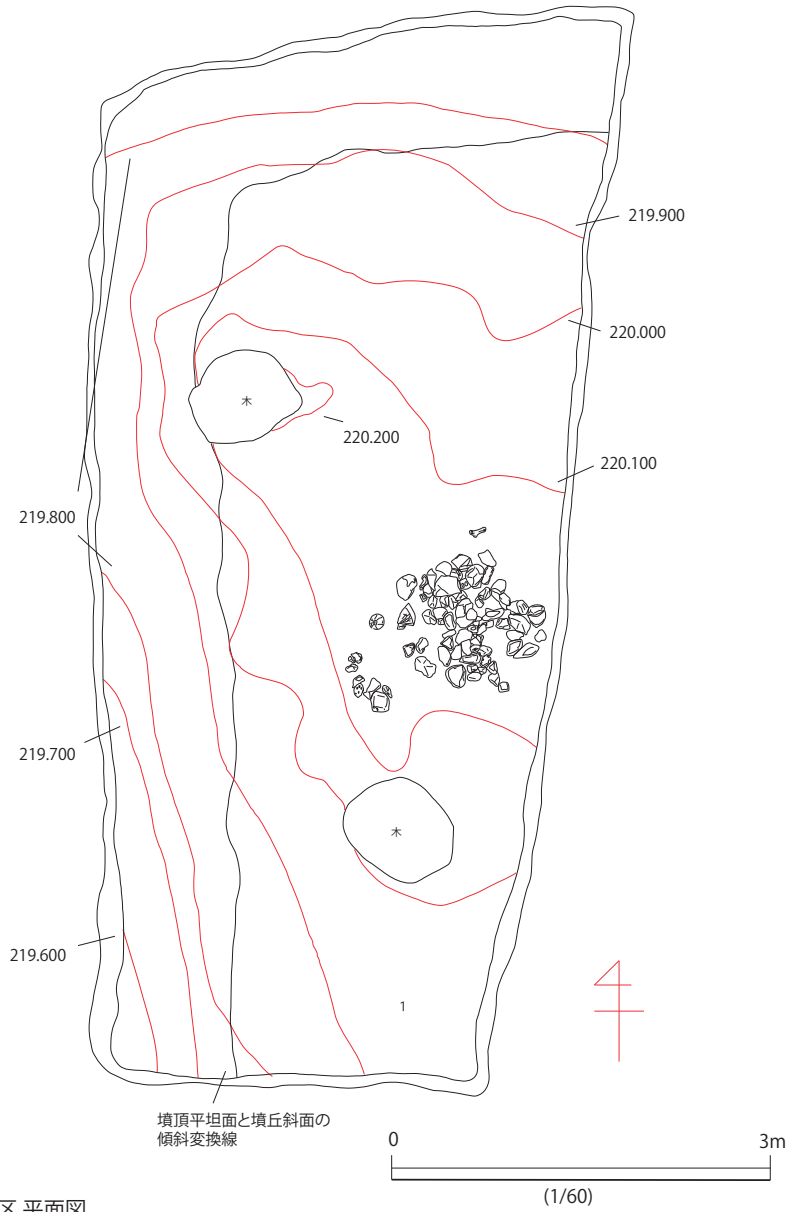
(名久井伸哉)



写真2 第3トレンチb区 全景



写真3 サブトレンチ 東壁



第3トレンチb区平面図

層	土色	粘性	しまり	シルト	備考
1	Hue10YR6/3 にぶい黄橙	弱	中	シルト	礫混じり極小～極大 全体の5%

第2図 第3トレンチb区 平面断面図

2. 後円部塚状遺構の調査

(1) 第4トレンチb、c区(第3図 写真4~5)後円部塚状遺構東半部の調査

灰塚山古墳の墳頂平坦面は、一般的な古墳と異なり、本来ならば平坦である部分が塚状に盛り上がった状態になっている。この塚状の盛り上がりは、古墳築造時に構築されたものか後世に付加されたものかを判断することは古墳を理解する上で重要である。前年の第1次調査では、塚状遺構の中央付近にある近年掘られたと見られる穴を含めて古墳主軸に沿ったトレンチを設け、第4トレンチとした。第4トレンチ調査の結果、この塚状構造物が古墳本来の施設ではなく中世または近世の遺構で、隣接する国史跡新宮城跡に関わる遺構の可能性があることが示された。それを受け今年の調査では、墳頂平坦面に存在する塚状遺構の様相と、遺構と古墳の地山部分の境界を探るため、後円部東側半分には第4トレンチb、c区の2つのトレンチを設定した。第1次調査第4トレンチは第4トレンチa区と改称した。

後円部は全体が腐葉土の層に覆われていたため、まずこの腐葉土の層の除去を行い、全体の様相の確認を行った。

表面の腐葉土を除去した後、表土はぎ、清掃を行った。その結果、塚状構造物の最上部、段築部(形状は四角)、墳頂平坦面を確認することができ、これは北側に隣接する第5トレンチa区、5トレンチb区の様相と合致した。塚状遺構は全体に方形を呈し、大きさは第5トレンチの成果を参照すると、東西方向に約8m、南北方向に約10mを測った。墳頂平坦面からの高さは60cm前後である。塚状遺構の最上層は黒色シルトでその下層に多量の川原石の集積が認められた。川原石は長径10cm前後で砂利に近く、周辺の地山の土とはまったく異なり、明らかに持ち込まれたものと考えられた。

塚状遺構の中央部分には円形に近い形のもう一段高い部分が認められた。ただ、この高まりは近年掘られたと見られる穴に接しており、穴を掘った際に彫り上げられた土が積み上げられた結果残されたものである可能性が高く、塚状遺構の本来の形ではない可能性が考えられた。

腐葉土、表土の除去作業中、トレンチの中央部から2点、その西側から1点、南側から2点の遺物が出土した。多くが近世、近代の遺物であり、塚状遺構の築造時期を想定できるものではなく、古墳の年代の特定への手掛かりともならなかった。

塚状遺構東半部は全体に低い方形をしており、調査当初の円形塚状の形態の想定とは異なっていた。塚状遺構の性格解明は今後の課題となった。

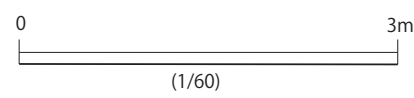
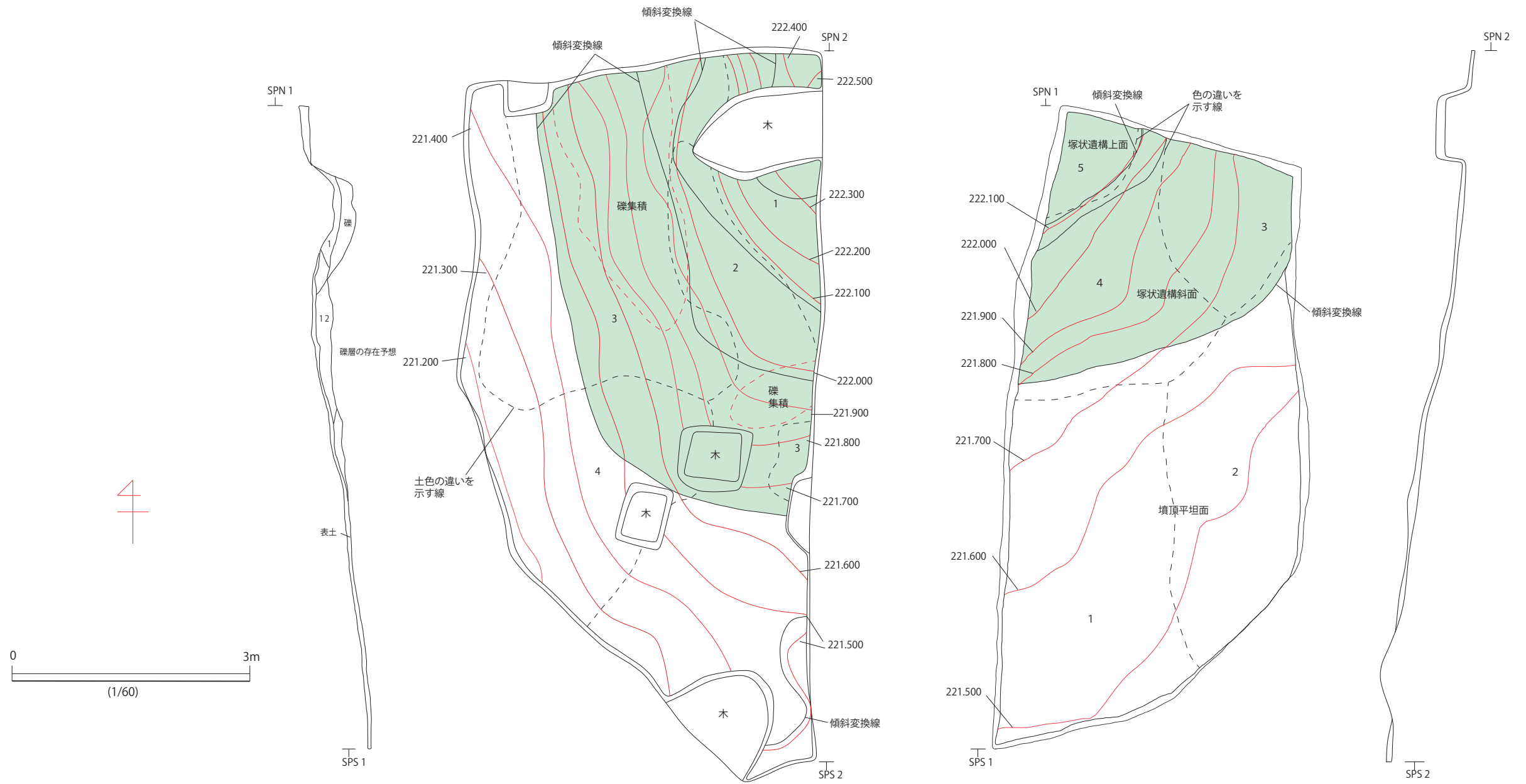
(武田翔平)



写真4 第4トレンチb区 北側



写真5 第4トレンチc区 段築部



第5トレンチb区 平面図

層	土色	粘性	しまり	シルト	備考
1	Hue10YR6/6 明黄褐	弱	中	シルト	
2	Hue10YR6/3 にぶい黄橙	さらさら	強	シルト	極大の礫(3~7cm)15%
3	Hue2.5YR6/4 にぶい黄	弱	中	シルト	
4	Hue10YR5/6 黄褐	中	中	シルト	

第4トレンチb区 平面図

層	土色	粘性	しまり	シルト	備考
1	Hue10YR4/3 にぶい黄褐	弱	中	シルト	極大の礫5%含む
2	Hue10YR6/3 にぶい黄橙	弱	中	シルト	極大の礫5%含む
3	Hue10YR4/4 褐	弱	中	シルト	
4	Hue10YR4/2 灰黄褐	弱	中	シルト	
5	Hue10YR7/3 にぶい黄橙	弱	中	シルト	

第4トレンチb区 断面図

層	土色	粘性	しまり	シルト	備考
表土	Hue7.5YR3/2 黒褐	弱	弱	シルト	
1	Hue10YR4/4 褐	弱	中	シルト	大の礫が20%混入
2	Hue10YR4/3 にぶい黄褐	弱	中	シルト	極大の礫が10%混入

第3図 後円部南側 (左: 第5トレンチb区 右: 第4トレンチb区)

(2) 第5トレンチ a区、b区 (第4図 写真6~7) 後円部塚状遺構北半の調査

第5トレンチは後円部墳頂平坦面上にある塚状遺構の北半部の様相を解明するため設定した。

調査区は当初、主軸から10cm程西側の線にトレンチ領域東端を合わせつつ、後円部墳頂平坦面の北西4分の1の領域に設定し、後に北東4分の1の領域も発掘対象とした。前者を第5トレンチa区、後者を第5トレンチb区とした。

表土を除去した段階で、塚状遺構の上部は円形に盛り上がっていること、下部は長方形で、墳頂平坦面から60cm程度の高さであることが判明した。精査し、塚状遺構北半の全容が判明した。塚状遺構は下段が低い長方形の壇状で、中央部に円形にもう一段土が盛り上げられている二段構造である。上段では比較的大振りの川原石と茶色でシルト質の土層が観察された。第1次調査で確認した近年の攪乱の埋め土と共通することから、上段は攪乱が掘られた際に周囲に積み上げられた土である可能性が考えられた。下段を構成する土層は平面で観察する限り上層が白色シルト、下層は大量の小礫であった。下層の小礫群は塚状遺構の斜面に広く観察され、大量の小礫群が存在することが予想された。下段の土層構成は第4トレンチで確認した塚状遺構南半部と同様である。

塚状遺構の下段は、第4トレンチの成果を総合すると南北約10m、東西約8m程に及ぶ長方形であった。上段周辺において近世の火鉢破片が出土しているが、遺構の年代を特定できる遺物は出土していない。塚状遺構の時期、性格の解明は今後の課題として残された。

塚状遺構の周囲には黄土色で粘土質の土層が広がることが確認された。土層は第1次調査第1トレンチで確認した墳丘積み土と同じであり、墳頂平坦面であると考えられた。

第4トレンチの成果を総合すると、塚状遺構の下段の形状は略方形で、後円部墳頂平坦面のやや北側に寄った位置に墳頂平坦面をほぼ覆うほどの規模で築かれている。塚状遺構の時期、性格については不明な点が多い。隣接して国指定史跡新宮城跡が存在することから、関連の遺構である可能性も否定できない。もし新宮城跡に関連する遺構であれば、墳墓や経塚の可能性も考えられる。次年度に予定している第3次調査では記録を残しながら塚状遺構を掘り下げ、時期、性格を解明したい。

(横田竜巳)

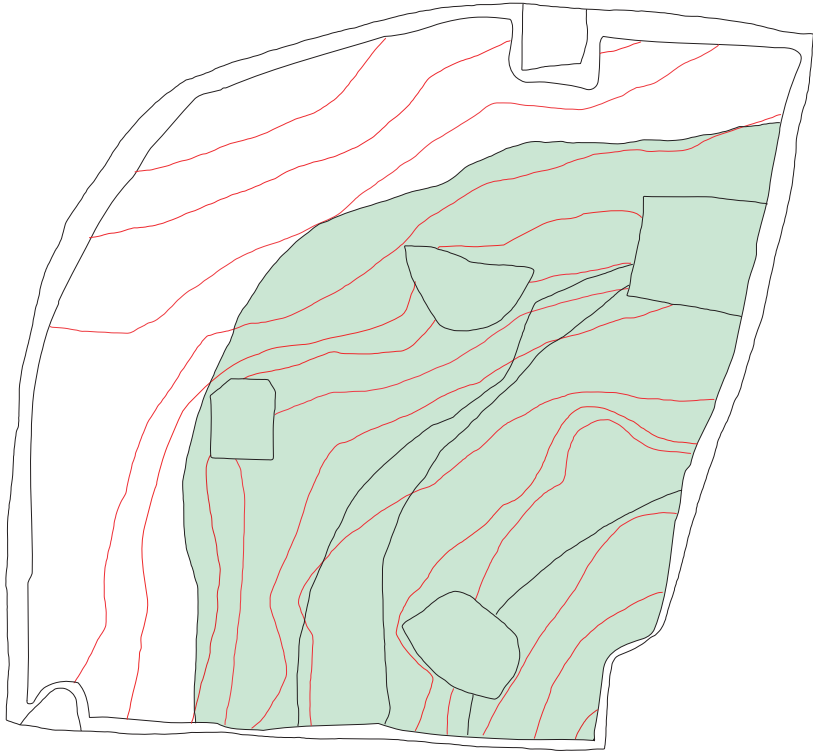


写真6

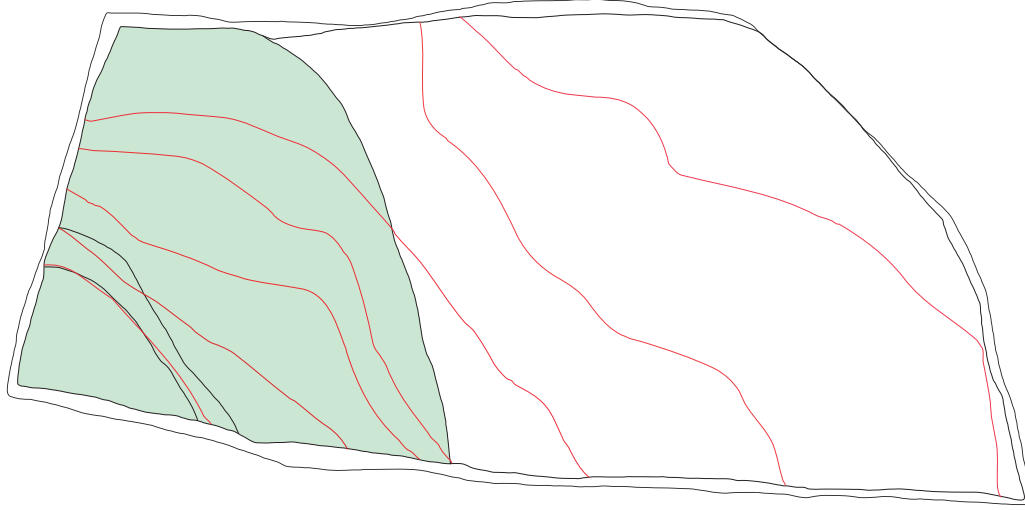


写真7

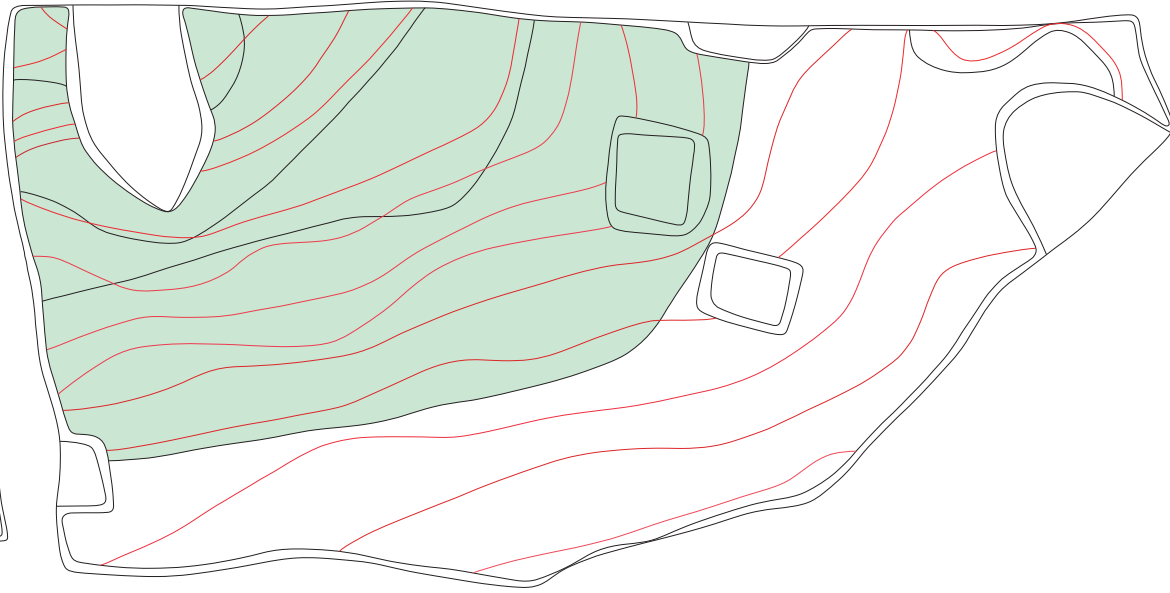
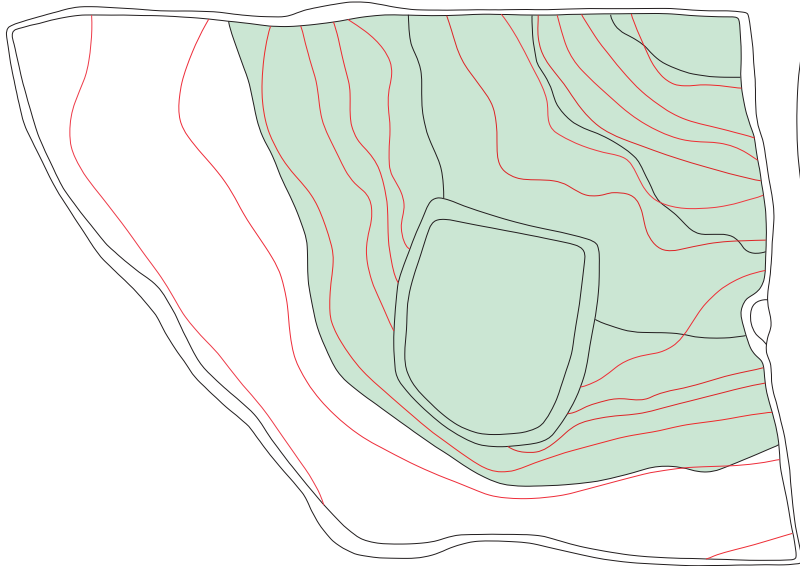
y=107
+ x=94



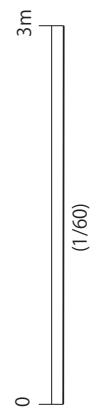
+ x=100



+ x=110



第5図 後円部塚状遺構全体図



3. くびれ部の調査

(1) 第6トレンチ 東側くびれ部の調査 (第6図 写真8~9)

第6トレンチはくびれ部の墳丘構造を把握するとともに、墳端を確認することを目的として設定した。トレンチは東側くびれ部と想定される部分に墳頂平坦面から西側にあたり、幅2m、長さ20mである。

トレンチ内の表土及び墳丘流出土層を掘り下げ、墳丘面を確認した。墳丘面を精査したところ、墳丘面は4層の土層が確認できた。明らかになった土層は、上層から、(1) 明黄褐色で多く礫が含まれている層、(2) 黄橙色であまり礫が含まれていない層、(3) 明黄褐色で(2)よりやや締りの強い層、(4) 黄褐色で礫が他の層より多く含まれている層である。(1)、(2)層は、礫を多く含んでいることや、地山の粒子を含んでいることなど、人為的に動かされた様相が観察され、墳丘積み土と判断した。(3)、(4)層は均質なシルト層で層が漸進的に変化するため、地山と判断した。従ってくびれ部の墳丘は地山を削るとともに、削られた土を積み上げることで作られていることが判明した。墳丘斜面には明瞭なテラスは存在せず、東側くびれ部は一段であることが分かった。

墳端は地山である(4)層を削り、墳丘外側と墳丘斜面の角度を変えることで作り出されていた(写真9)。トレンチの中央部分はややくぼみ、谷折れ線状の部分がある。この部分で前方部墳丘斜面と後円部墳丘斜面が接続している。平面図中の等高線もこの部分で変化しており、図面からも古墳のくびれ部であると考えられる。

東側くびれ部では明瞭な墳端とくびれ部を検出し、古墳の形状を把握する重要なデータを得ることができた。

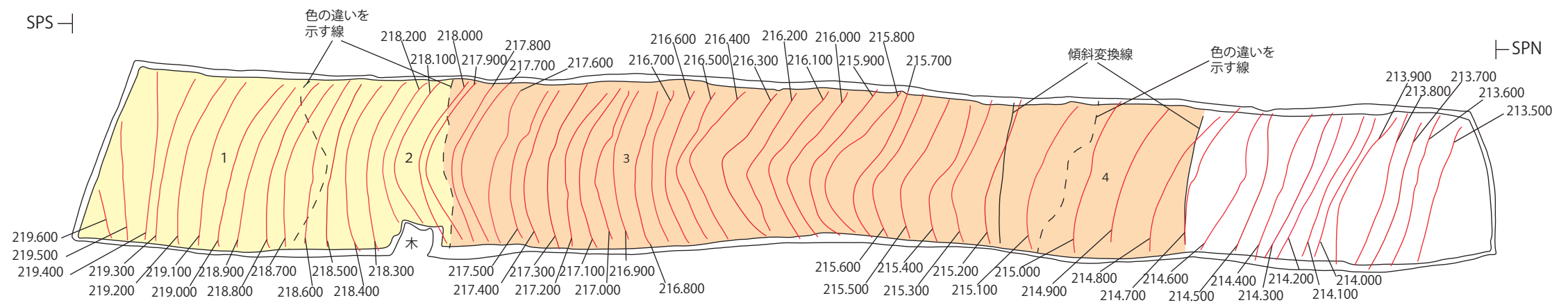
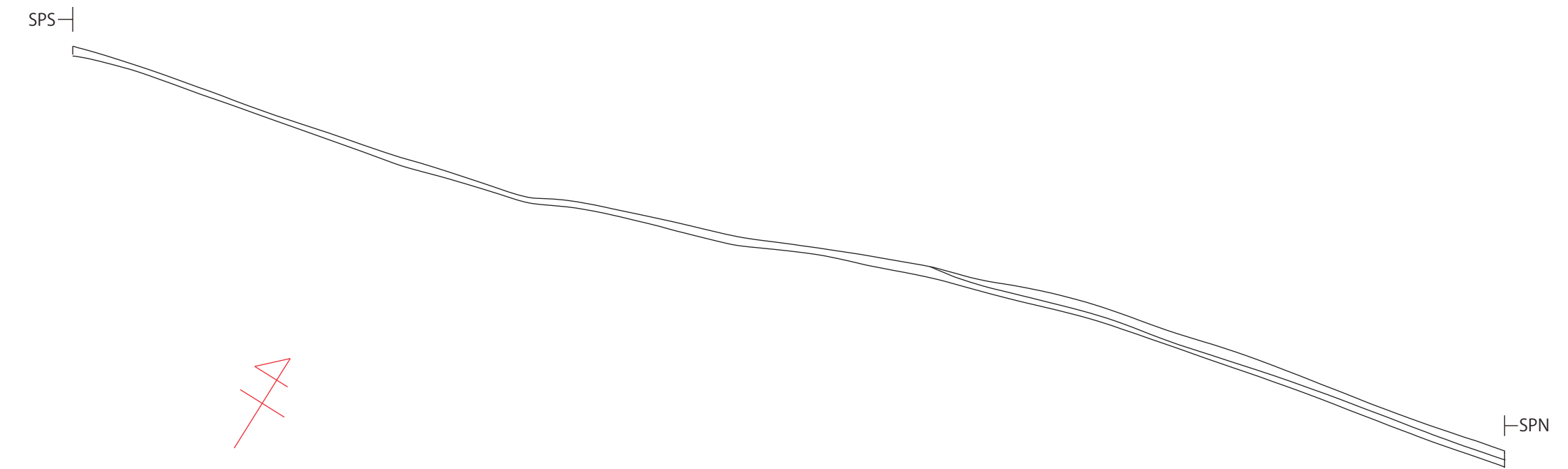
(高橋萌子)



写真8 第6トレンチ調査風景

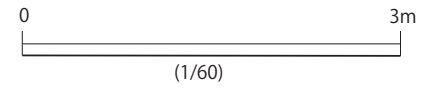


写真9 第6トレンチ 全景



第6トレンチ 平面図

層	土色	粘性	しまり	シルト	備考
1	Hue10YR6/6 明黄褐	中	中	シルト	
2	Hue10YR6/4 黄橙	弱	中	シルト	3よりややしまりは弱い
3	Hue10YR6/6 明黄褐	弱	中	シルト	
4	Hue10YR5/6 黄褐	弱	強	シルト	



第6図 第6トレンチ

(2) 第7トレンチ（第7図 写真10～12）西側くびれ部の調査

第7トレンチではくびれ部の墳丘構造を把握するとともに、墳端を確認することを目的として、くびれと想定される部分に沿って東側に墳頂平坦面から墳端にかけて幅2m、長さ12.3mに設定した。

トレンチ内の表土及び墳丘流出土層を掘り下げ、墳丘面を確認した。墳丘面を精査したところ、墳丘面は5枚の土層が確認できた。明らかになった土層は、上層から、(1)黄褐色で多く礫が含まれている層、(2)黄色で礫があまり含まれていない層、(3)黄褐色で一部締りが高い層、(4)黄褐色で後部にいくほどしまりが弱くなる層、(5)暗褐色で礫が他の層より多く含まれている層である。(1)、(2)、(3)層は礫を多く含んでいることや、地山の粒子を含んでいることなどから、墳丘積み土と判断した。(4)、(5)層はシルト質で均質な層で、層の境も曖昧なため地山と判断した。

検出した墳丘斜面では等高線の流れが特に変化する様子は見られず、くびれ部を明瞭には確認できなかった。西側墳丘斜面では後円部墳丘と前方部墳丘とがゆるやかに変化すると考えられた。

墳丘斜面の中程、(3)層にあたる場所で、傾斜がゆるやかになり、不明瞭ではあるが、テラスがと考えられた。墳端は(5)層を削り平坦面と墳丘斜面の角度を変えることで作り出されていたということがわかった。

遺物は墳丘斜面の確認作業中に均整のすり鉢破片が出土したが、古墳の時期を推定できるような遺物は出土しなかった。

第7トレンチの目的はくびれ部の墳丘構造を把握するとともに、墳端を確認するということなので、今回達成することができた。くびれ部の墳端を確認することができたことにより、古墳全体の大きさを推定することができるだろう。

(菅原健太)



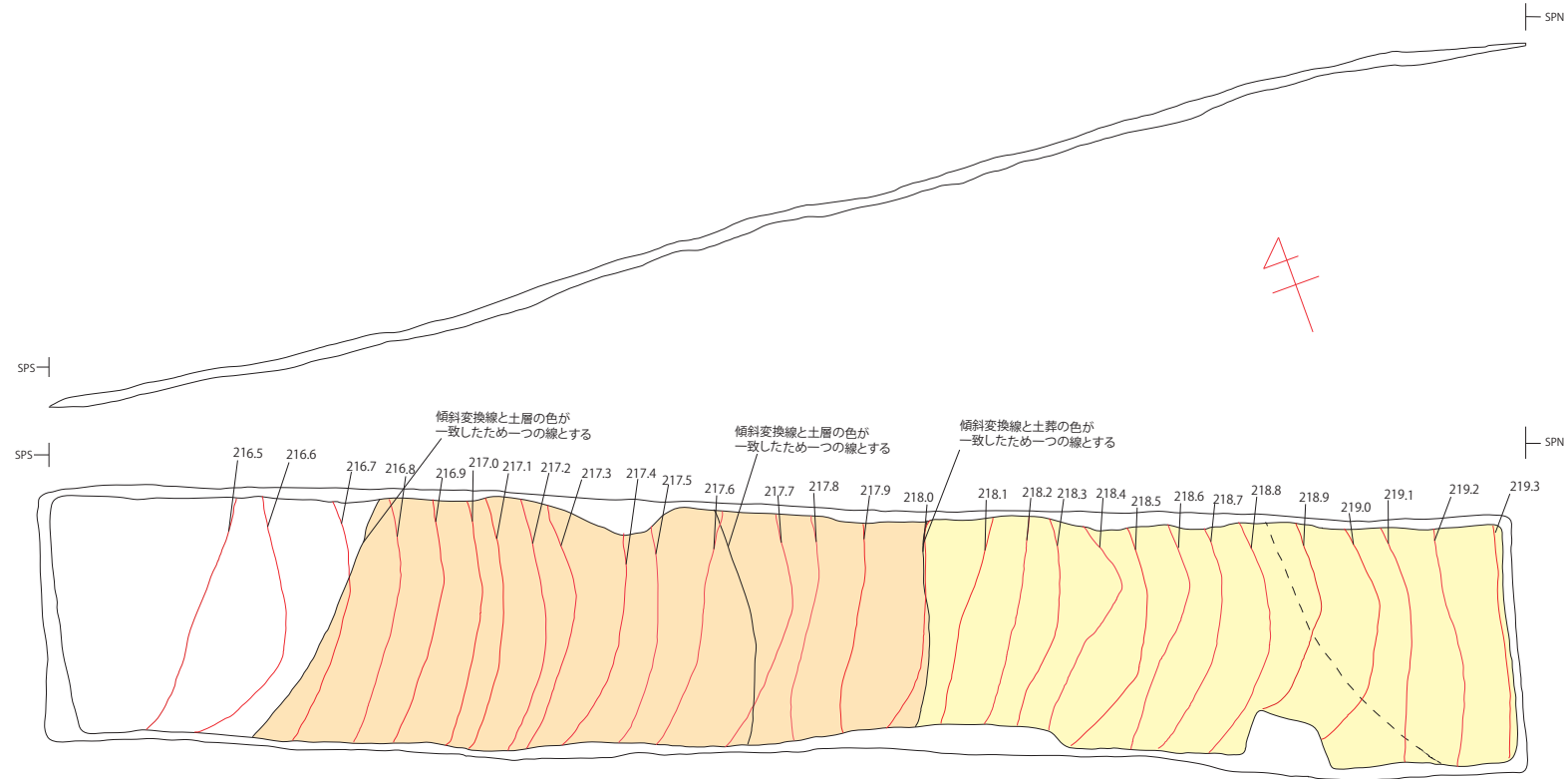
写真10 第7トレンチ調査風景



写真11 第7トレンチ 全景

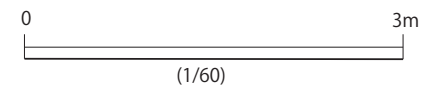


写真12 テラス部



第7トレンチ 平面図

層	土色	粘性	しまり	シルト	備考
1	Hue10YR5/4 にぶい黄褐	弱	中	シルト	礫混じり小～極大 全体の面積7%
2	Hue2.5YR6/3 にぶい黄	中	弱	シルト	両サイドのしまり中 礫 中～極大 7%
3	Hue10YR5/4 にぶい黄褐	中	弱	シルト	一部しまり中 礫 小～極大 7%
4	Hue10YR5/4 にぶい黄褐	中	弱	シルト	後円部にいくほどしまりが弱 礫 極小～極大 2%
5	Hue10YR3/3 にぶい黄褐	弱	中	シルト	礫 極小～極大 面積10%



第7図 第7トレンチ

ま と め

灰塚山古墳は宇内青津古墳群の最北の大型前方後円墳として知られていたが、その詳細は長く不明であった。昭和61年に福島県立博物館により測量調査が行われ、全長61.20mを越える大型前方後円墳であることが判明した。測量調査の段階で、灰塚山古墳が独立丘陵のほぼ全体を利用し、丘陵の一部を改変することで前方後円墳の姿を作り出していることが予想された。また、前方部が高く作られている点に特色があり、東北地方の他の古墳とは違う様相がある点も注目された。

昨年度実施した第1次調査では前方部と後円部の墳端を確定するとともに、地山を削り、削られた土を盛ることで墳丘が作り出されていること、後円部にはテラスがある可能性が確認された。後円部、前方部ともに墳頂部の様相を小規模なトレンチを設定して検討したが、明瞭には把握できなかった。

今年度の第2次調査では、後円部、前方部墳頂平坦面、墳丘くびれ部を対象とした。

後円部墳頂平坦面は従来から塚状の遺構があり、近年攪乱を受けていることがわかってきた。調査では塚状の遺構は上段に円形の高まりがあり、下段が一辺10m前後の略方形を呈することが判明した。上段は攪乱で掘り出された土が積まれたものであると考えられたが、下段の方形壇が古墳に伴う施設であるのか、隣接する新宮城跡と関わる可能性があるのか現状では判断できない。前方部墳頂平坦面には集石遺構が確認されたが、所属時期、性格ともに不明である。

くびれ部の調査では東西の墳端を確認するとともに、前方部、後円部と同様の墳丘構造を持つことが判明した。また、後円部から前方部への墳丘の接続状況を把握することができた。

第2次調査では墳頂平坦面の様相を把握し、墳丘構造をほぼ明らかにすることができた。来年度は後円部墳頂の塚状遺構を掘り下げその時期、性格を探求すると共に後円部の東西の墳丘部分を調査し、後円部形態、テラスの範囲等を明らかにしたい。

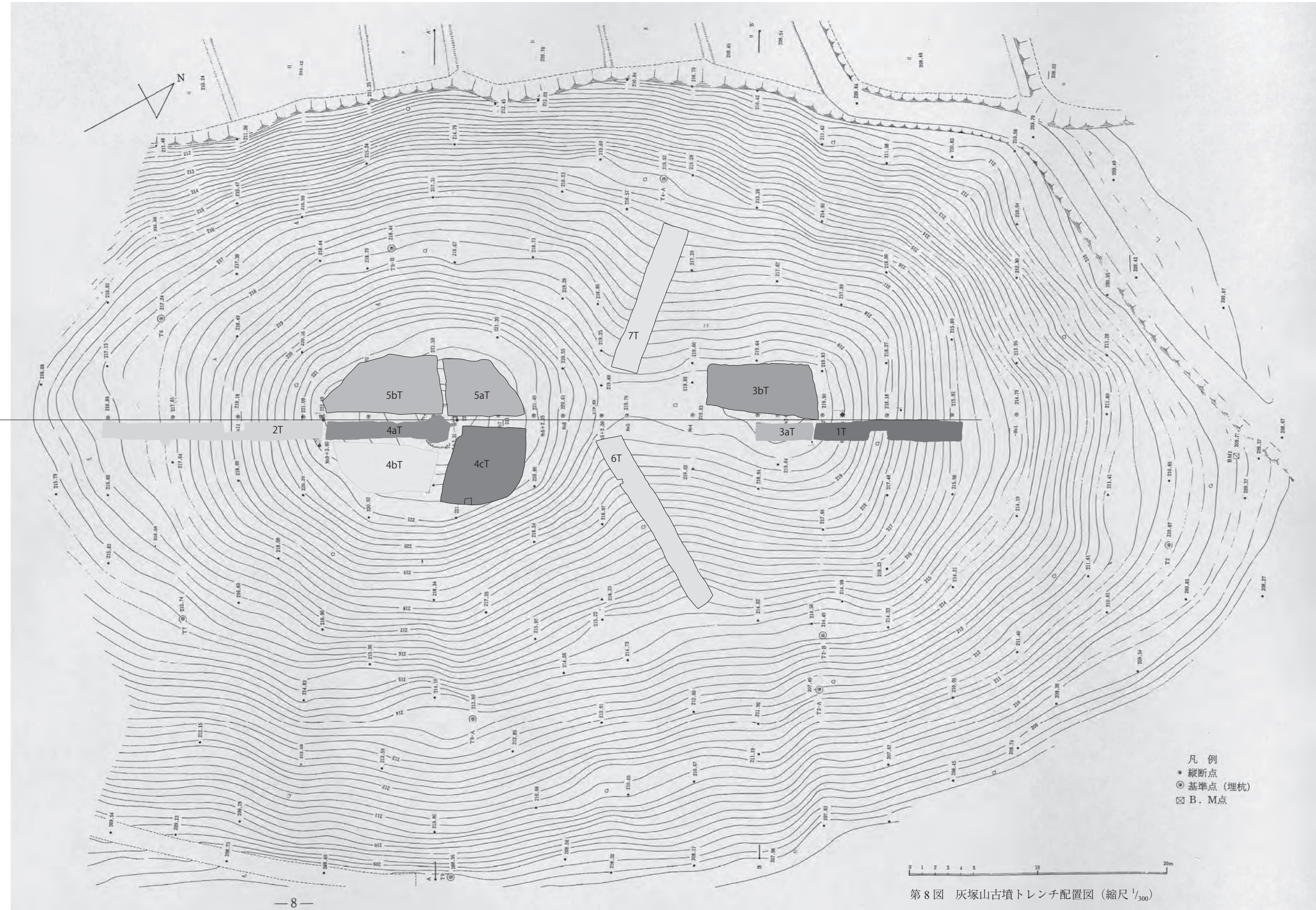
(辻 秀人)

引 用 文 献

福島県立博物館 1987年 『古墳測量調査報告』福島県立博物館調査報告書第16集

謝 辞

灰塚山古墳の第2次調査にあたり、調査を快諾くださいました。土地を所有する新宮区及び新宮区長田部文市氏、新宮区の皆様に心より感謝申し上げます。また、調査の実施にあたり、ご配慮、ご支援頂きました喜多方市教育委員会、山中雄志氏、片岡洋氏、宿舎をご提供いただきました矢部善兵衛氏に御礼申し上げます。



凡例
 ● 縦断点
 ◎ 基準点 (埋杭)
 ⊠ B. M.点

第8図 灰塚山古墳トレンチ配置図 (縮尺 1/300)

清華簡楚居の發現と楚国歴史地理研究

谷口 満

序

楚国の歴史と文化を研究する者にとって、もっとも悩ましい問題は、既存文献伝承にみえる都城や重要な城邑などの位置が、はっきりとは判明していないという問題である。もちろん先秦諸国のほとんどは、その歴史地理において未解決の懸案問題を、多かれ少なかれいくつか抱えているのであるが、楚国の場合、西周時代の楚族の居地丹陽と春秋戦国時代の都城郢都の位置をはじめとして、その位置が判明していない地名の例はあまりにも多く、しかもそれぞれの異論が主張するその比定位置が彼此相互にあまりにもかけ離れていて、その事情の複雑さは量においても質においても、他の先秦諸国のそれらの比ではないのである。

一九七〇年代における江陵紀南城遺跡の発掘を皮切りに、楚国考古学はめざましい展開をとげてきているが、その新しい考古資料を用いて解明しようとしている第一の問題は、ほかならぬこの歴史地理上の懸案問題であるといっても、決して誇張ではない。事実、新しい考古遺跡や考古遺物が発見されると、その考古報告の公表と同時に、必ずといってよいほど、その考古新資料を導入した歴史地理上の新見解が公表されるのであって、そのことは発

刊以来ほどなく総一二五号を迎える『江漢考古』をいく冊か手にとって目次を眺めてみれば、一目瞭然なはずである。歴史地理上の懸案問題は、楚史楚文化研究者の頭中に完全に入り込んでしまつて、もはや離し出すことが不可能なのであろう。

それに困つたことにとすべきか、考古新資料が増加すればするほど異論百出の状態に拍車がかかり、意見は収束していくどころか、かえつてより細かくより複雑に分散しつつあるように見える。というのも、発見が続いている考古遺跡や考古遺物は、ほとんどの場合、それだけではそれが楚族の居住地なのかどうか、楚文化の器物なのかどうか、判定がきわめて困難なものばかりなのであるが、他面それはどれもが楚族の居住地であり、どれもが楚文化の遺物である可能性をもつことでもあり、多くの研究者がその一縷の可能性にかけて、歴史地理上の新見解を次々と提出するのが常態化してしまつていからである。考古新資料が増加するのはもちろん歓迎すべきではあるけれども、こと楚国歴史地理研究の懸案問題に限つていえば、その増加が問題の解決にかえつて「あだ」になつていようすら思えてくるのである。

こういつた情況が三十年以上も連続しているのであるから、おそらく楚史楚文化研究者の多くは、楚国歴史地理研究の現況に対

して、いささかの戸惑いといささかの疲労を感じているのではな
 かるうか。そして恐らく誰もが、一種困惑状態にあるといつてよ
 いこの局面を一挙に打開するような、新しい考古資料が登場する
 ことを切望しているにちがいない。その場合の考古新資料とは、
 以上の事情からして従来通りの考古遺跡や考古遺物ではあるはず
 がなく、それ以外の考古資料でなければならぬが、現今の考古
 発見状況を考慮すれば、それは当然、いわゆる戦国楚簡において
 他はないはずである。遺策・卜筮祭祷文書・司法文書、そして思
 想文書などなど、さまざまな種類の戦国楚簡が大量に出土してき
 ている以上、歴史地理関係文書も早晚発現するであろうと期待を
 抱くのは無理からぬところであろう。出土文字資料という考古資
 料によって新しい歴史地理資料がもたらされることを、誰もが
 願ってやまないでいるのである。

そこに今回、清華大学所蔵竹簡のなかに、整理者が「楚居」と
 仮に名付ける文書が含まれており、それはきわめて重要な楚国歴
 史地理研究の新資料であるとの報道に接したのであるから、ほと
 んど小躍りするに等しい気持ちだが、研究者全員の心中に昂じたに
 ちがいない。はたして公刊された清華大学出土文献研究与保護中
 心編・李学勤主編・上海文芸出版集団中西書局刊『清華大学蔵戰
 国竹簡（壹）』を開いてみると、後尾に「楚居」が載せられ、楚
 王の遠い祖先たちにもつわる山名・河川名、西周以前の先王たち
 の居地、某郢と表記される春秋以降の楚王の居地など、数多い地
 名が登場していて、もしこれらの半数でもその位置を確定するこ
 とができれば、楚国歴史地理研究の懸案問題のいくつかが氷解す

るであろうと、誰もが予想するにちがいない内容である。こうし
 て「楚居」を手にしたその日から、その地名位置の比定に没頭す
 る毎日となったのである。

その結果は、はたして如何？ まことに残念なことに、どれ一
 つとして、その正しい位置を提示することができなかった。一、
 三については、なんとか成案を出せそうであったのであるが、決
 定的な証拠はやはり見いだせず、自説の提示を断念せざるをえな
 いでいるのが実情である。もちろんこれは、自身の不才によると
 ころも大きく、事実、「楚居」公刊直後から数多くの研究者が、
 その地名位置について矢継ぎ早に意見を公表しつづけてきてお
 り、その議論の活発さを前にすると、一つとして自説を提示しえ
 ていない自身の非力さを自覚せざるをえないのである。

しかしながら、それぞれの意見を今一度仔細に検討してみると、
 どうやらどの学説も必ずしも確たる証拠があつてのことではない
 ようであり、それは研究者の数だけ異説の数が存在するところに
 如実に示されている。正解は一つなのであるから、それぞれの研
 究者が真に決定的な証拠をもつてすれば、意見は自ずから一つに
 帰すべきであるにもかかわらず、そうではなく異説が並び立って
 いるということは、それぞれの証拠がいずれも真には決定的では
 ないことを物語っているからである。要するに「楚居」の出現は、
 楚国歴史地理研究の懸案問題について、意見の収束に向かわせる
 どころか、より一層その分散化に拍車をかけるという結果を招い
 てしまっているといわねばならない。

期待が大きかっただけに、この事態にはさすがに悄然とした想

いを禁じえなかったが、二〇一一年一〇月に開催された四省楚文化研究会第十二次年会（湖北省文物考古研究所主管・於武漢）に参加して、さらにその想いを助長させられることになった。予想通り、「楚居」所見地名の位置についていくつかの意見が提出され、甲論乙駁の論争状態を呈したのである。その極めつきは、何といっても北京大学高崇文教授の閉幕式講話であろう。参会した研究者を代表しての講話であるから、あるいは年会の学術的意義を総括されるのではとも予想していたのであるが、そうではなく「楚居」所見地名位置についての自説を淡々と主張するという專題報告で臨まれ、そのなかで、季連・穴熊・熊性・熊繹という四祖先の居地である「京宗」について、高氏はそれは周の鎬京＝宗周であると、はつきり言明されたのである。彼らは周王朝に仕えており、したがって鎬京＝宗周に居住していたはずだというのがその第一の論拠である。京宗の位置についてもさまざま意見が提出されているが、いずれもそれぞれが楚族の故郷と考える河南中部西南部・湖北西北部など、各地のどこかにあてるのが通例であり、その意味において、高氏の意見はきわめて異例な意見であるといわねばならない。高氏が現在における代表的な楚史楚文化研究者であることは誰しもが認めるところであるから、その学説は看過できないはずである。このような特異な意見が著名な研究者から発せられたとすると、論争はとうてい収束に向かうことはないであろう。中国語に不案内な者にも、この部分の発言だけはなぜかはっきりと聞き取ることができたのは不思議であるが、軽い衝撃をおぼえてしばし茫然とするのを、いかんともすることができなかつ

た（高氏のこの際の発言は、その後「清華簡《楚居》」所載楚早期居地辨析『江漢考古』二〇一一年四期として公表されている）。

帰国後も悄然と茫然の念は消えることがなく一年が過ぎてしまったのであるが、その一年後の今に至って突然思い立ったように「楚居」に関する一文を草しようとするのであるから、やはりその理由を示しておかねばならない。戦国楚簡に見える地名といえば、周知のように『包山簡』や『新蔡葛陵簡』にも多数の楚国地名が見えていて、その位置比定が多くの研究者によって試みられたものの、ほとんどが不可能に終わってしまっている。それはそれらの文書はそもそも卜筮祭祷簡が中心であって、文書そのもののなかに地名考証の手がかりがまったく含まれていない以上、いたしかたのない事態であると考えられたのであるが、歴史地理資料の性格をそなえた「楚居」であつても、その文書そのもののなかにやはり地名考証の手がかりはなく、情況は同じなのである。今後、「楚居」と同じような内容の戦国楚簡が発現したとしても、こと所見地名の位置比定については、同じことのくりかえしであろう。

では、なすすべもなくただ悄然・茫然として手をこまねいて見ないければならないのであろうか。地名位置の比定という直接的な手段でもって楚国歴史地理研究の懸案問題に立ち向かうことはできないまでも、何か間接的な手段で立ち向かうことはできないであろうか。その間接的な手段とは、「楚居」には戦国楚国の人々の楚国の過去に対する認識、いわば歴史認識が示されているのであるから、その認識をたよりに、そこに戦国以前の楚国歴史地理

の状況がどのように反映されているかを探りあてていく、という手段において他はないのではなからうか。というより、そのような方法以外に、「楚居」のような出土文字資料を歴史地理研究の資料として生かす道はないのではなからうか。そう思いついて、「楚居」の全文を今一度熟読してみると、懸案問題解決の参考となるような歴史認識がいくつか存在するように思われる。そのいくつかを公表することは、懸案問題の解決に少しでも貢献することになるかも知れない。それが、この一文を草するに至った理由である。

「清華簡楚居の発現と楚国歴史地理研究」という論題には、「楚居」のような出土文字資料は、どのようにして歴史地理懸案問題解決の資料として活用したらよいであろうか、という意味合いをこめているのである。思えばこのような方法は、誰もが常識的に考えつくことであって、一年間も気がつかなかったこと自体まことにかつといわねばならないが、地名位置比定がまったくできなかった衝撃があまりにも大きく、悄然・茫然としたまま月日が経過してしまったことを、いいわけとして白状しておかねばならない。

学術論文の序文は、論文の意義・方法などを、なるべく簡要に淡々と綴るべきを旨とすべきであることからして、以上の序文は私情に及ぶこともあり、しかも冗長で、紙幅の無駄遣いであるとのそしりを免れないであろう。そのことは十分自覚しているのであるが、しかし、「楚居」を手にして以来ここ二年あまりの心情を、一端でも記しておくことは、ただ個人的な心情を吐露するにとど

まらず、おそらく楚国歴史地理研究の資料的現況を伝えることにもなるであろうと考えて、あえてそのまま載せさせていただくことにした。ご容赦願いたいと思う。

なお、公表された「楚居」に関する論文は、手にしたものだけでもすこぶる多い。その全部を読み終えていないばかりか、所在を知らながら複写を手にいれていないものもある。この点、あるいは本稿の内容と同じものがすでに公表されている可能性がないとはいえない。もしすでに公表されているものの存在に気づかれた方は、是非ご一報いただきたい。次回、関連の論文を草する際にそのことを注記して、先に意見を述べられた研究者のプライオリティを明確にしたいと思う。本邦研究者の関連論文は必ずしも多くないようであるが、浅野裕一「清華簡『楚居』初探」(浅野裕一・小澤賢二『出土文献から見た古史と儒家経典』汲古書院・二〇一二年、初出『中国研究集刊』五三三号)と小寺敦「清華簡『楚居』譯注」(『出土文献と秦楚文化』第6号)はその代表作である。「楚居」を読むための情報と意見がふんだんに盛り込まれていて、本稿の執筆においても多くの点で参照させていただいた。あえて美を掠めず、あらかじめとくにことわっておきたい。

*以降、清華簡のテキストとしてはいうまでもなく『清華大学蔵 戦国竹簡(壹)(弐)』を用いることとし、それに付されている李守奎氏らが中心となって作成した〈注釈〉を適宜引用することにする。また清華簡以外の楚簡を引用する場合は、釈文は原則として陳偉主編『楚地出土戦国簡冊「十四種」』(二〇〇九年・経済科学出版社)、原字はそれぞれの專題報告書の原字を引用

するものとする。

*一節でとりあげる①②③、二節でとりあげる(1)(2)(3)(4)の記事は、「楚居」全文積文のそれぞれの部分に筆者がつけた傍線番号に対応する。

*周知のように、既存文献伝承の楚王名号「熊」は「楚居」では「奮」に、「敖」は「囂」に作っている。もちろん音通同義であり、以下には熊と敖で統一して用いることにする。

*なお本稿は、平成二四年一二月八日、成城大学を会場に開催された中国出土資料学会例会において、「清華簡楚居の発現と楚国歴史地理研究」と題して実施した口頭発表の内容に加筆訂正して執筆したものである。当日は準備不足から、予定内容の半分も公表することができなかったばかりか、きわめてあいまいな立論に終始してしまった。会場でお聞き下さった皆さんにあらためておわびするとともに、本稿をもって当日の口頭発表内容に代えさせていただくことを、お許しねがいたいと思う。

一 字積・文意についての私見及び「楚居」の資料的性格

本学勤をトップとする整理者たちによる「楚居」の積文は次のようなものである(8頁)。

全文の大意については、整理者・浅野氏・小寺氏、その他の研究者の間に、それほど大きな意見の違いはないようであるが、個々の字積や文意となると、それこそ異論百出の状況である。絶対的な確信をもつてのものではないものの、個々の字積・文意につい

ては、提出可能な私見がいくつか存在する。まずそれらを提示しておきたいと思う。

① 遯出于喬山



問題となるのは遯であり、これに対する〈注釈は〉「遯、即「前進」之「前」。《礼記・中庸》注：「亦先也。」であつて、それに従うとするとここは「進出して喬山に出た(至った)」という文意になる。それでも十分に文意は通じると思うが、実はこの遯については〈注釈〉とは異なった意見が数種類提出されており、なかでもっともラディカルなのは凡国棟氏の意見である(凡国棟)。凡氏は遯の字義についての諸説をあげたうえで、どれもがいま一つ納得できないとして、実はこの部分には誤記があり、遯は喬の下にくるべきであつて、「出于喬遯山」というのが本来の字順であると主張しはばからない。そうするとつまり「喬遯山に出た(至った)」というのがこの文意ということになり、その喬遯山の位置についても、凡氏は独自の見解を提出している。字順を訂正するのであるから、きわめて大胆な意見ということになる。凡氏の意見にはにわかに従いかねるが、その大胆さに後押しされて、私見を提出してみたい。

整理者の字積のうち、遯については異論ないであろう。止については、はたしてこの通りでよいのかどうか何ともいえない。そこで残るのは、「舟」の当否ということになるのであるが、見てのとおり原字がやや不鮮明なのは何とも残念で、これだけでは判定しにくい。そこで他の戦国楚簡のなかによく似た字形をさがしていくと、たとえば『包山簡』一三一・二三六・一三七に人名とし

て、整理者が「𡗗」と釈している例があり、その原字は、

𡗗 (一三二) 𡗗・𡗗 (一三六) 𡗗 (一三七)

である。また『郭店簡』「太一生水」にも、同様に整理者が「𡗗」と釈している例があり、その原字は、

𡗗 (「太一生水」六)

である。「楚居」の整理者たちは、おそらくこういった事例を念頭におきつつ、形や傾きに若干の差はあるものの、『包山簡』や『郭店簡』「太一生水」のその変形体とみて、不鮮明ながら「楚居」のそれにおいても、走の右側を「舟」と釈したのに相違ない。もし整理者のこの判定が正しいとすると、実はその字義について興味深い想定が浮かんでくる。

『包山簡』と『郭店簡』「太一生水」のこの字形は、実はきわめてよく似たものが『郭店簡』「老子甲」にも見えている。

以逾甘露 𡗗 (老子甲・一九)

〈注釈〉は、𡗗、簡文从「△」从「舟」从「止」。帛書本作「𡗗」、整理者認為「𡗗」、疑讀為掄或輪。可從。𡗗となっていて、それに従うとするとここは「甘露を運び致す」といった文意になる。もちろんこの意見についても異なった意見が多数提出されている。丁四新氏が詳細な比較検討を行っているが(丁四新)、やはり注目すべきは陳偉氏の意見ではなからうか(陳偉)。

陳氏は、この部分が今本老子・三十二章では「以降甘露」となっていることなどを根拠に、この字の字義を「降(下る)」にとらえ、そしてこの字形は『鄂君啓節』「舟節」の「𡗗」と同形であるから、舟節のこの字もまさしく「降(下る)」流れにしたがって下る」

という字義になるとして、『鄂君啓節』解説における年来の懸案問題に決着をつけているのである。

『鄂君啓節』「舟節」において、この字は必ず河川名の前についており、「舟節」全文の通読上、「降(下る)」流れにしたがって下る」という字義以外を当てることは不可能であろう。丁氏は全幅の信頼をおいていないようであるが、『鄂君啓節』「舟節」の解説が一挙に明快になるという魅力には抗しがたい。陳氏の意見に従って、「降(下る)」流れにしたがって下る」という字義を前提にすべきであると思う。

『郭店簡』「老子甲」一九の𡗗と『包山簡』(一三一・一三六・一三七)・『郭店簡』「太一生水」六の𡗗は、厳密には同じ字形ではない。最大の差異は、前者に△があるのに対して後者にはそれがなくことである。しかしどちらも走と舟を成分としてもっており、少なくともこれが動詞として使用される場合は、その字義において、同じ方向性をもっていることは疑いない。『包山簡』の例は人名であるからしばらくおくとしても、動詞として使用されている『郭店簡』「太一生水」の例は、その字義においてほぼ同じ方向性を見いだすことができるはずである。

周知のように「太一生水」には、太一↓水↓天地↓神明↓陰陽↓四時↓滄熱↓濕燥↓歳という生成順序と歳↑濕燥↑滄熱↑四時↑陰陽↑神明↑天地↑水↑太一という逆生成順序が記されており、「太一生水」の作者がここに太一から出発して太一に帰着する循環を想定していることはまちがいない。そして、この部分に続けて、

是古(故)大(太)一贗(藏)於水、行於時、逝(周)而或
(又)□、□□□

と記しており、これが「太一という根本存在は、水のなかに保持されており、その太一は水↓天地↓神明↓…神明↓天地↓水と姿を変えながら循環し、ぐるりと循環して…」という文意であることもまちがいない。その「ぐるりと循環して」という意味を示す動詞として「逝」、つまり逝が使用されているのである。(周)は整理者の解釈であり、整理者が当てているこの「周行」という字義は、ほとんど「循環」と同義であると見てよいであろう。「周」という字義をもつ動詞として「逝」という動詞が措定されているのは、両者の音が通ずるというだけの理由からではもちろんあるまい。「舟に乗って流れにしたがって下る」という、周行⇨循環に相応ずる字形上の意味をもつからこそ、この「逝」が措定されているのである。考えてみれば、水はその通有性・融通性からして、根本存在である太一が運行する際の「乗り物」としてまことにふさわしく、したがって太一はその運行手段としての水をまず最初に生成するのである、というのが「太一生水」思想の主旨の一つであるとするならば、その運行⇨循環が、「舟に乗って(水の)流れにしたがって下る」ようにと表示されるのも、文字表記としてまことにふさわしいであろう。

このように「郭店簡」「老子甲」の逾⇨「郭店簡」「太一生水」の逝がいずれも、「降(下る)⇨流れにしたがって下る」という基本字義をもっているとなると、その変形体である「楚居」の遊もおのずから同じ「降(下る)⇨流れにしたがって下る」と

いう字義をもっている可能性は、きわめて高いことになる。いささか長い説明になってしまったが、問題となっている「楚居」のこの部分は、

(ある河川の)流れにしたがって下り、喬山に出た(至った)という文意にとるべきであるというのが私見である。語法的には、同じく清華簡に含まれる「繫年」が伝える「文王以北啟出方城」(「繫年」二九)の「啟出方城」(国土を開拓して方城に出た〔至った〕)と同じ用法とみてよいであろう。

② 季繼解元又鳴從及之盤爰生緹白遠中

郭九、楚居、楚居、楚居

問題は「從及之盤」の文意であるが、(「注釈」は盤を「泮」(水涯)と解釈して、「季連は)妣佳という女性を追いかけて、泮(水涯)で追いついて、そこで結ばれた」という文意にとっているようである。小寺論文の注【二四】に諸説が網羅されているが、異論を決するのはどうも言い不可能なのが実情である。「楚居」のこの部分は、おそらく季連の次に登場している穴熊にまつわる伝承にあるように思われる。

穴熊は妣職という女性を妻とし、そこに偃晋と麗季という二子が生まれるのであるが、麗季が出生する際の分婉はきわめて異常で、母の脇腹が割り裂かれて生まれてきたのだという。(「注釈」は、『史記』「楚世家」が伝える、陸終(祝融)六子がやはり母の脇腹から出生したという伝承を引いて、麗季のこの出生伝説も同工異曲のものであろうことを示唆している。楚国におけるこのよ

季繇初降於郢山氏于空窮^①遺出于喬山^②羗爰波逆上洲水見盤庚之子尻于方山女曰比佳秉茲銜^①【一】
 相嘗皆四方季繇解^②又鳴從及之盤爰生經白遠中婉^③羊先尻于京宗穴會遲遷於京宗爰^①【二】
 妣^④逆^①流哉水昏^②頤^③耳乃妻之生^④佗^⑤舌麗季麗不從行渭自^⑥臘出妣^⑦歐賓于天^⑧吾^⑨戕^⑩賊^⑪元^⑫臘以楚氏^⑬【三】
 今日楚人至會性亦居京宗至會^⑭業與屈約思若^⑮赫卜遷於^⑯臺^⑰屯為^⑱校^⑲室^⑳既成無以內之乃^㉑穢若人之^㉒桶以^㉓【四】
 祭^㉔思^㉕元^㉖室^㉗夜而內^㉘尿^㉙氏^㉚今日^㉛祭^㉜札^㉝夜^㉞至^㉟會^㊱只^㊲會^㊳軀^㊴會^㊵饒^㊶及^㊷會^㊸賜^㊹會^㊺迨^㊻隸^㊼居^㊽臺^㊾屯^㊿會[㋀]迨[㋁]遷[㋂]居[㋃]發[㋄]漸[㋅]至[㋆]會[㋇]朔[㋈]會[㋉]【五】
 塾居發漸會塾遷居旁[㋊]岍[㋋]至[㋌]會[㋍]縉[㋎]自[㋏]旁[㋐]岍[㋑]遷[㋒]居[㋓]喬[㋔]多[㋕]至[㋖]會[㋗]甬[㋘]及[㋙]會[㋚]嚴[㋛]會[㋜]相[㋝]及[㋞]會[㋟]霏[㋠]及[㋡]會[㋢]訓[㋣]會[㋤]鄂[㋥]及[㋦]若[㋧]囂[㋨]會[㋩]義[㋪]皆[㋫]居[㋬]喬[㋭]多[㋮]若[㋯]囂[㋰]會[㋱]【六】
 義遷居[㋲]箬[㋳]至[㋴]焚[㋵]冒[㋶]會[㋷]帥[㋸]自[㋹]箬[㋺]遷[㋻]居[㋼]焚[㋽]至[㋾]宵[㋿]囂^㊀會^㊁鹿^㊂自^㊃焚^㊄遷^㊅居^㊆宵^㊇至^㊈武^㊉王[㊊]會[㊋]駮[㊌]自[㊍]宵[㊎]遷[㊏]居[㊐]免[㊑]玄[㊒]勺[㊓]□□□□□□□□□□【七】
 福眾不容於免乃渭疆[㊔]涅之波而[㊕]宇[㊖]人[㊗]女[㊘]氏[㊙]今日[㊚]郢[㊛]至[㊜]文[㊝]王[㊞]自[㊟]疆[㊠]涅[㊡]遷[㊢]居[㊣]淋[㊤]淋[㊦]郢[㊧]遷[㊨]居[㊩]饒[㊪]郢[㊫]遷[㊬]居[㊭]為[㊮]涅[㊯]逵[㊰]【八】
 遷居免^㊱郢^㊲玄^㊳改名^㊴之^㊵曰^㊶福^㊷丘^㊸至^㊹臺^㊺囂^㊻自^㊼福^㊽丘^㊾遷^㊿表[㋀]箬[㋁]郢[㋂]至[㋃]成[㋄]王[㋅]自[㋆]箬[㋇]郢[㋈]遷[㋉]表[㋊]淋[㋋]涅[㋌]遷[㋍]□□□□□□□□【九】
 居[㋎]饒[㋏]郢[㋐]至[㋑]穆[㋒]王[㋓]自[㋔]饒[㋕]郢[㋖]遷[㋗]表[㋘]為[㋙]郢[㋚]至[㋛]賊[㋜]王[㋝]遷[㋞]表[㋟]饒[㋠]郢[㋡]遷[㋢]居[㋣]同[㋤]宮[㋥]之[㋦]北[㋧]若[㋨]囂[㋩]迨[㋪]禍[㋫]女[㋬]遷[㋭]居[㋮]承[㋯]之[㋰]楚[㋱]□□□□□□□□【一〇】
 表[㋲]為[㋳]郢[㋴]至[㋵]龔[㋶]王[㋷]康[㋸]王[㋹]享[㋺]王[㋛]皆[㋜]居[㋝]為[㋞]郢[㋟]至[㋠]孟[㋡]王[㋢]自[㋣]為[㋤]郢[㋥]遷[㋦]居[㋧]秦[㋨]溪[㋩]之[㋪]上[㋫]以[㋬]為[㋭]尻[㋮]於[㋯]章[㋰]□□□□□□□□【一一】
 競[㋱]坪[㋲]王[㋳]即[㋴]立[㋵]猷[㋶]居[㋷]秦[㋸]溪[㋹]之[㋺]上[㋛]至[㋜]邵[㋝]王[㋞]自[㋟]秦[㋠]溪[㋡]之[㋢]上[㋣]遷[㋤]居[㋥]媯[㋦]郢[㋧]遷[㋨]居[㋩]鸚[㋪]郢[㋫]遷[㋬]表[㋭]為[㋮]郢[㋯]盍[㋰]虜[㋱]內[㋲]郢[㋳]女[㋴]逵[㋵]【一二】
 遷[㋶]居[㋷]秦[㋸]溪[㋹]之[㋺]上[㋛]逵[㋜]表[㋝]媯[㋞]郢[㋟]至[㋠]獻[㋡]惠[㋢]王[㋣]自[㋤]媯[㋥]郢[㋦]遷[㋧]表[㋨]為[㋩]郢[㋪]白[㋫]公[㋬]迨[㋭]禍[㋮]女[㋯]遷[㋰]表[㋱]淋[㋲]郢[㋳]改[㋴]為[㋵]之[㋶]女[㋷]曰[㋸]肥[㋹]【一三】
 遺[㋺]以[㋻]為[㋼]尻[㋽]於[㋾]罔[㋿]溝^㊀遷^㊁居^㊂郊^㊃郢^㊄遷^㊅居^㊆耶^㊇吁^㊈王^㊉大[㊊]子[㊋]以[㊌]邦[㊍]逵[㊎]於[㊏]淋[㊐]郢[㊑]王[㊒]自[㊓]耶[㊔]吁[㊕]遷[㊖]郢[㊗]王[㊘]大[㊙]子[㊚]自[㊛]淋[㊜]郢[㊝]【一四】
 遷[㊞]居[㊟]疆[㊠]郢[㊡]王[㊢]自[㊣]鄒[㊤]逵[㊦]郊[㊧]東[㊨]大[㊩]王[㊪]自[㊫]疆[㊬]郢[㊭]遷[㊮]居[㊯]藍[㊰]郢^㊱遷^㊲居^㊳鄒^㊴郢^㊵逵^㊶於^㊷鄒^㊸王^㊹大^㊺子^㊻以^㊼邦^㊽居^㊾鄒^㊿郢[㋀]以[㋁]為[㋂]尻[㋃]於[㋄]【一五】
 鄒[㋅]郢[㋆]至[㋇]恕[㋈]折[㋉]王[㋊]猷[㋋]居[㋌]鄒[㋍]郢[㋎]宇[㋏]豔[㋐]迨[㋑]禍[㋒]女[㋓]遷[㋔]表[㋕]肥[㋖]遺[㋗]邦[㋘]大[㋙]瘡[㋚]女[㋛]遷[㋜]居[㋝]鄒[㋞]郢[㋟]【一六】

うな異常出生伝説の意味を考えるためには、楚国の伝説のなかでもとりわけよく知られている、虎乳子文伝説を想起する必要があるろう。

若敖は邳から妻を娶り、鬬伯比が生まれた。ほどなくして父若敖が死ぬと、鬬伯比は母とともに邳に身をよせ、そこで生育したが、邳君のむすめと淫通し、子文を生んだ。邳君の夫人は、不義の子であるからと、この乳児をこっそりと夢（雲夢沢）に棄てさせた。ある日、邳君が雲夢沢に狩りにいくと、虎がその乳児に乳を飲ませているのに出くわした。こわくなって帰ったが、夫人はこの顛末を邳君に告白した。そこでこの乳児を収容して育てることにしたのである。楚国の人々は、乳のことを穀とよび、虎のことを於菟とよんだから、この子に穀於菟と名付け、そのむすめを正式に鬬伯比の夫人とした。この乳児こそが、つまり令尹子文に他ならない（『左伝』宣公四年・意識）。

春秋楚国の代表的な賢人政治家である鬬穀於菟（子文）の出生と生育にまつわるこの伝説は、子文のような尋常ならざる賢人は、その出生や生育からして尋常ではなかったことを伝えており、その不正常性はつまり、彼が通常人としての衆人とはまったく異なった存在であること、いかなれば一種の「聖性」をもっていたことを表示しているであろう。その不正常性をもっとも顕著に示しているのが、虎乳によって生育したという伝説であることはいうまでもない。

穴熊と妣戯の間に生まれた二人の子のうち、麗季が割り裂か

れた母の脇腹から出生したという伝説は、子文の場合は出生後の生育における不正常性であり、麗季の場合は出生情況そのものにおける不正常性という違いはあるけれども、子文の場合と同様、麗季の聖性を表示していることはまちがいないであろう。そしてその聖性はまた、母妣戯と父穴熊の聖性でもあるはずである。

「楚居」を一見すれば明らかのように、『史記』「楚世家」などに登場している神話・伝説上の存在と目される祖先のうち、「楚居」に登場しているのは季連と穴熊のみである。それはおそらく、この両者こそが楚国の開国者・定礎者と認識されていたからであり、そのことは、両者にまつわる伝承が開国・定礎といった事情にふさわしいそれらであることに十分示されているであろう。こういった開国伝説・定礎伝説には、いわゆる感生伝説や棄子伝説など、不正常性をモチーフとする伝説がつきものであり、穴熊・妣戯夫妻の子麗季に付けられた脇腹出生伝説は、そのような伝説の一つに他ならない。

とすると、穴熊の前、すなわち祖先世系の冒頭に配置されている、文字通りの開祖である季連についても、彼にまつわる伝承のなかに、そういった不正常性を主旨とする伝説があつてしかるべきではなからうか。それは当然、季連・妣佳の結婚とその二子絳白・遠中の誕生を伝える伝承のなかに存在していると考えねばならない。そこで関連する記事を今一度読んでいくと、仔細に読みまでもなく、絳白・遠中の出生情況や生育事情にまつわる不正常性はまったく記されていない。したがって、不正常性は残る季連・妣佳の結婚事情に示されていると見なければならぬこ

となるが、それが何かについては、これも虎乳子文伝説のなかに、重要な類例を見いだすことができるであろう。虎乳子文伝説における不正常性とは、虎乳による生育はもとよりとして、雲夢沢に棄てられたというのもそうであろうし、それに父鬬伯比と母邳君のむすめが淫通したというのもそうであろう。『左伝』はここを「淫於邳子之女、生子文焉。邳夫人使棄諸夢中。」と記している、両者の結合が正式でない不義の結合であったことを明示しているのである。

このように推し測つてみると、季連伝承の問題部分「從及之盤」が、季連と妣佳の、正式ならざる、野合のごとき結合を表示している可能性が生じてくるのである。すなわち、前段を、〈注釈〉を援用して「季連は、妣佳にはすでに正式の結婚が決まっていることを聞き」という文意にとり、「從及之盤」は、

追いついて野合を試みてそれを実行し

という主旨をもってはるはずだというのが、私見なのである。この理解は、劉樂賢氏の解釈とほとんど同じである(劉樂賢)。ただ、そうなると、**盤**は野合の場所か、あるいは野合そのものを示す動詞か、あるいは野合についてのその他の何らかの表記か、ということになるが、それについての私見はまことに残念ながら提出することができない。私見が提示するのは、劉氏が試みていたような字形・字義上からの解釈ではなく、伝説内容の一つの蓋然性から割り出した解釈にとどまるものであることは、この点、やはりあらためてことわっておかねばならない。

ともあれ、季連伝承の中にも穴熊伝承の中にも不正常性をモ

チーフとする伝説が存在しているとすると、両者の伝承を楚国の開国・定礎のそれとして受容していた楚国人々は、そこに開国・定礎時代の祖先たちの聖性を見てとって、その開国・定礎の意味あいをも、より納得して受容することができたことになろう。

③ 媼糞羊先尻于京宗

「楚居」のなかでも、その文意解釈がもつとも困難な一文である。〈注釈〉は、前段を季連と妣佳の間に生まれた二人の子、緹白と遠中の生育が順調であったという文意にとっているが、その解釈の根拠は今一つはつきりしない。小寺論文の注【二二六】【二二七】に紹介されている諸説をみても、やはりどれもが根拠のはつきりしないものばかりで、賛否を提出することが難しい。もとより確証があつてのことではないが、ここでは二つの視点からその文意を推測してみることにはしたいと思う。

一つは、この一文には、後世の楚国人々にとって何かきわめて重要な情報が伝えられているのではないかと思われる点である。季連と妣佳の子緹白と遠中、穴熊と妣麇の子偃舌と麗季、この二組の親子は、後世の楚国人々にとって、開国者・定礎者とか開祖・族祖として意識される存在であり、だからこそそういった存在の常として、前述のような不正常性を主旨とする伝説が付与されているのである。その点見過ごしてはならないのは、季連の脇腹出生伝説に続けて「楚居」がきわめて重要な情報を伝えていることである。それは、割れ裂けてしまった脇腹を、巫が楚(荊棘＝茅状植物)をもって縫合し、それがゆえにこの一族はみずからを「楚人」と称し、その称謂は今日まで続いているという記述

である。族号・国号の由来を伝えているのであるから、これは後世の楚国の人々にとってきわめて重要な情報といわねばならない。この情報が季連の不正常出生に関連して伝えられているのは、族祖として意識されていた彼であればこそであろう。そうすると、緹白と・遠中に関連しても、何か重要な情報が記述されている可能性が高いと思うが、それが問題の一文に示されている内容ではなからうか。

二つは、〈注釈〉はここを「媯裳」の三字で断句しているが、羊の下で断句して「媯裳」の四字句に解釈する可能性が、皆無ではないと思われる点である。というのも、『包山簡』や『新蔡葛陵簡』には周知のように次のような記述が見えていて、「某先」という表記が存在しているからである。

- ・ 與禱楚先老僮・祝融・毓(鬻)畜(熊)、各一牂(『包山簡』二一七)。
- ・ 與禱楚先老僮・祝融・毓(鬻)畜(熊)、各兩牂(『包山簡』二二七)。

・ 越禱三楚先、各一瘁(『葛陵簡』乙三二・四一)。
 ・ 乙亥禱楚先与五山、…(『葛陵簡』甲三二・一三四一〇八)。

いずれも卜筮祭禱簡に見えるものであるが、ここにいう「楚先」とは、どうみても祭禱の対象となっている「楚族の祖先」のことを指している。とすれば、「媯の祖先」を意味する「媯先」という表記が存在しても、おかしくはないはずである。

さて二の視点に従って、三字句の「媯裳」ではなく四字句の「媯裳先」に解釈するとして、一の視点のとおり、その

文意が後世の楚国の人々にとっての重要な情報を伝えているとすると、その情報とはいったい何であろうか。論じてここに至れば、羊という字釈が与えられている「媯」の字形がおのずから注目されるはずであって、この字が『左伝』「昭公十三年」・『史記』「楚世家」などが伝える楚王室の姓「芈」とほぼ同形であることに、容易に気づくであろう。そもそも『説文』は、「芈とは羊の鳴き声である」としており、字義においても羊と芈には通じるものがある。周知のように出土文字資料における楚族の姓は、青銅器銘文に「嬭」の字面で見えている以外、簡帛資料には例がなく、一抹の不安はあるものの、整理者が羊と積している問題の字が、実は「芈」である可能性は高いのではなからうか。もしそうであるとすると、その姓の由来が記されているわけではないけれども、楚族の姓が「芈」であるという、楚という国号・族号の由来に匹敵する、きわめて重要な情報が、緹白・遠中二子の誕生に続けて明示されていることになり、彼らの族祖としての立場を考えれば、その明示の場所はきわめてふさわしいことになる。

要するに、「媯先」とは「羊先」ではなく「芈先」であり、
 芈姓(楚族)の祖先たち

の意味にとるべきであろうというのが私見である。とすると、「媯裳芈先」という一文の文意はどうかということになるが、これについては「芈姓の祖先たち(緹白・遠中)にとっては子孫たち」を繁栄させた」とか「芈姓の祖先たちに血統がうけつがれた」とかという文意ではなからうかという推測を提示するのがせいぜいで、私見めいたものすら提出することができない。媯裳

の意味が、どうしても判明しないからである。

諸賢の高説を否定するのはまことに心苦しく、ことに整理者の苦心の断句に訂正をせまるというのは、いかにも心苦しいが、あえて私見を提出させていただくことにしたい。

以上、字釈・文意について三個の私見を提出した。もとよりつたない意見ではあるが、「楚居」の釈読に少しでも寄与するところがあれば幸いである。

さて、ではこの「楚居」はいったいどのような性格の資料なのであろうか。整理者が「楚居」と名付けたのは、周知のようにその内容をいわゆる『世本』『居篇』のそれと同類のものを見たためであり、したがってその資料的性格を云々するためには、『世本』各種輯本「居篇」の楚国関連記事と「楚居」の記事を比較検討してみなければならぬが、その作業は早くに趙平安氏が試みている（趙平安¹）。考証の末尾で、趙氏は、「楚居」はいくつところの楚史『檮杌』の部分的抜き書きか、あるいは『檮杌』を基礎に新たに作成したものかも知れない、という興味深い推測を提示してはばからない。これに対して、浅野裕一前掲論文は主に『史記』「楚世家」の内容と比較しながらその異同の意味するところを詳細に論じているが、その資料的性格を直接論じた箇所はないものの、「その意味で、楚の始祖と殷王・盤庚との姻戚関係を語る『楚居』の記述は、従来知られていなかった形で楚人の自立意識を示す資料として注目すべきであろう。」とか「したがって『楚居』が記す麗季の聖誕伝説も、楚人は神秘的な力を備えた格別の存在だと主張するための仕掛けと考えられる。」とか述べて、その性格

がどのようなものであったのかを暗示している（浅野前掲論文）。

一方小寺敦氏の意見は今少し踏み込んだもので、「楚居」に見られる楚王の移動範囲が春秋末期から戦国中期の楚の領域をほぼカバーしている点に着目して、戦国中期はそうした領域がしだいに齊や秦によって圧迫されつつあった時期であり、その時代情況のなかで楚国の歴史を振り返る動きがおこり、その動きの一つの例が「楚居」の編纂ではなかったらうかと推測している（小寺敦¹）。小寺氏はまた、二〇一二年度歴史学研究会大会において「先秦時代系譜編纂の成立過程とその意義」という論題で口頭発表を行った際にも、「楚居」を関連資料として取り上げているが、祭祀対象としての祖先を確認するという意義から、支配者の正統性を示すものとしてのルーツを確認するという意義へ、系譜編纂の意義が変化していくというのがこの発表の主旨の一つであることからして、氏は後者の例の一つとして「楚居」をとらえているのであろう（小寺敦²）。

「楚居」の資料的性格に言及した研究は多いが、総じていえば一つの共通する認識が存在するように思う。それは、「楚居」は戦国楚国の内部に伝わり戦国楚国の人々に受容されていた伝承を、楚国の人々自身が整理して作成したものであるという認識である。より限定するというならば、「楚居」は楚国以外の国で整理・編纂された史書・系譜の類から、楚国に関連する部分を抜き書きしたのではなく、楚国の人々自身が自己の伝承によって整理・編纂したものだという認識である。趙氏や浅野氏や小寺氏も、当然そう考えているはずである。この認識はおそらく正しいであらう

う。ということは、「楚居」はまさしく純然たる「楚簡」ということになるのであり、同じ清華簡であつてもたとえは例の「繫年」が、その内容からして、楚国以外で整理・編纂された史書の抜き書きかも知れないという可能性をもっているのとは、その資料的由来において性格を異にしているといわねばならない。

「楚居」の資料的性格を云々するのは、おそらくこのあたりが限界であろうと思う。ただ、ここで止まつてしては、貴重な示唆を与えられた趙氏や浅野氏や小寺氏に申し訳なく思うのも確かであり、そこで、やはりつたないものではあるが私見を一つ提示しておきたい。「楚居」の資料的性格を云々する場合にもっとも重要なヒントとなるのは、「楚居」には周王朝との関連説話がまったく見られないという事実である。浅野氏も指摘するように、その代わりといふべきか、殷王・盤庚との姻戚説話が登場しており、それは周をはじめとする中原諸国への対抗心から、自己の正統性を強調するために、周王ならぬ殷王との姻戚説話を加上的に創作したのであろうというのが浅野氏の意見である。浅野氏のこの意見はきわめて貴重であり、氏がいち早くこのことに気づかれたのは卓見といつてよいであろう(浅野前掲論文)。この貴重な意見を、もう少し敷衍することはできないであらうか。

熊繹が周の成王から楚蛮の地に封ぜられ、子・男の資格を与えられたという伝承(『史記』「楚世家」)、同じく熊繹が斉の呂伋・衛の王孫牟・晋の夔父・魯の禽父とともに周の康王に仕えたという伝承(『左伝』「昭公十二年」)、あるいは熊麗が、越王繫虧が有邊から出て越に国を建て、晋の唐叔と斉の呂伋がそれぞれ斉・晋

に国を建てたのと同じように、睢山の間に封ぜられたという伝承(『墨子』「非攻下」)など、楚の祖先が周の封建に与つたという伝承がいくつか残存している。それらが「楚居」には一つ見えないのである。もっとも高崇文氏のように、季連から熊繹に至る祖先の居地京宗を鎬京Ⅱ宗周であると考えれば、周王朝と楚の祖先たちの関係が表示されていることになるが(高崇文前掲論文)、高氏の意見に簡単に従うわけにはいかないであろうし、よしんば従つたとしても、重要な祖先の一人として「楚居」が挙げている熊繹について、彼と周王朝の関連伝承を「楚居」自身はまったく伝えていないという事実には変わりはない。

楚の祖先たちが周の封建に与つたという伝承は、それが史実であるかどうかにかかわらず、いうまでもなく、中原世界に楚国の正統性を主張する重要な手段であつた。もちろん、楚王がその支配権の正統性を楚国国内に向けて誇示する場合にも有効な手段となりえたであろうが、しかし、第一義的にはやはり中原世界への正統性主張という場においてこそ、より大きな意味をもつたと考えねばならない。この正統性の主張という視点にたつとすると、『左伝』に見える次の二つの記述がどうしても浮かんでくるであらう。

・(楚の靈王が)、わが先王熊繹は、斉の呂伋・衛の王孫牟・晋の夔父・魯の禽父とともに周の康王に仕えたが、四国にはその証として周から賜与された宝器があるのに、ひとりわが楚国にはない。今、周に使いを遣つて鼎を宝器としてよこすよう要求させているが、周王ははたして鼎を与えるであらう

か？」といったのに対して、右尹子革は次のようにこたえた。もちろん王様に与えるでしょう。昔、わが先王熊繹は、荆山という辺鄙な山間に居り、柴草で作った粗末な車に乗り、ぼろぼろの衣を着て原野を開き、艱難辛苦して山川をめぐりわたり天子に仕えましたが、その仕事は、ただ桃の木で作った弓、茨で作った矢という粗末な武器でもって、王朝の軍事に参加するというだけのものでした。晋・魯・衛・斉の祖先は周王の弟です。ですから、楚国には賜与された宝器がなく、四国にはあるのです。しかし今や、四国も周自身も王様に服従していますから、なにごとくも王様の命令のままです。どうして鼎を惜しがることがありましようか。」と。(昭公十二年・意識)。

・(晋の欒武子は言った) 楚の国では、庸の戦役以後、その君主は毎日のように国人を訓令し、生活を保全することは生易しいことではなく、禍はいつやってくるかわからないものであるから、一時とも怠ってはならないと戒めております。また軍事についてもきびしく訓令し、勝利を維持することはきわめて困難で、殷の紂王は百戦百勝であったが、結局は滅亡して子孫がいなくなってしまうたではないか、と戒めています。そして、先王の若敖と蚡冒が柴草で作った粗末な車に乗り、ぼろぼろの衣を着て山林を開いた、その艱難辛苦をいっつも思い出して忘れるでないぞ、と訓戒をたれております。…(宣公十二年・意識)。

柴で作った云々」という一文の原文は、熊繹のそれについて

は「篳路藍縷、以處草莽、跋涉山川、以事天子」であり、若敖・蚡冒のそれについては「篳路藍縷、以啓山林」となっていて、多少の異同はあるものの「篳路藍縷」という表記の部分はまったく同じである。この「篳路藍縷」という表記は、創業の艱難辛苦を象徴的に表現したものととして後世の史書類にしばしば見えるようであるが、用例としてはこの『左伝』における楚国の二例がもっとも古いものであろう。

創業の艱難辛苦というのであるから、楚国においては熊繹と若敖・蚡冒の二組の祖先が、その表記を付与される、創業の業績をもった祖先として意識されていたことになるが、そのように意識される祖先は何も一人・一組に限るものではなく、複数存在してもおかしくはないはずであり、熊繹と若敖・蚡冒の二組がこの業績を付与されていても、別に不思議ではない。ただ、では「篳路藍縷」という表記がまったく同じであるように、まったく同じ創業の祖先としての意味合いをもって、両者が楚国の人々に意識されていたかとなると、それはそうではない。なぜなら、『左伝』の二つの文章を読み比べれば一読瞭然なように、熊繹の業績は、楚国の正統性を周をはじめとする中原諸国に主張する場において回顧されているのに対して、若敖・蚡冒の業績は、楚国の人々が国家の維持と民生の保全をみずから意識しようとする場において、いわば楚国構成員の内在的な精神的紐帯として回顧されているからである。いかなれば、前者は国外向けの場において、後者は国内向けの場において、より強くその創業伝説としての意味を発揮していたことになろう。

このような事情を念頭に、今一度「楚居」を讀過していくと、周王朝との関連伝承が見えないばかりか、楚国の正統性を国外に主張しようとする場においてこそ、より強い意味をもったであろうと思われる伝承そのものが、ほとんど見られない。大半が、楚国の人々自身にとつてより強い意味をもったであろうと思われる伝承なのである。唯一の例外は、殷王・盤庚との姻戚説話であるが、これとても、はたして楚国の正統性を国外に主張する場において口説されたかどうかといえ、何ともいえないのではなからうか。

「楚居」に見られるもろもろの伝承は、したがって、国内向けの場においてより強く意味を發揮していた祖先伝承であると考えられる。これが、想定される「楚居」の資料的性格の一つであり、「楚居」に見えている伝承の多くが、『左伝』など、楚国以外の国で整理・編纂されたと思われる史書に見えていないのは、その伝承が楚国国内向けのものであったがため、国外で整理・編纂された史書に取り込まれる機会が、きわめて少なかったからではなからうか。

浅野氏の貴重な意見をどこまで敷衍できたかどうか、心もとないが、以上をもって「楚居」の資料的性格についての一つの私見としたいと思う。

二 「楚居」に見られる歴史地理的認識

字釈と文意についての三つの私見と、「楚居」の資料的性格についての一つの私見を提出した上で、さて次には本稿の本題である「楚居」に示されている、戦国楚国の人々の歴史地理的認識は楚国歴史地理研究の懸案問題にどのような影響をあたえるであろうか、という問題について私見を提出せねばならない。

まずはじめに、そのいくつかの懸案問題に対する、現在の自己の立場を表明しておく必要がある。楚国歴史地理の懸案問題とは、要するに西周時代の先王たちの居地丹陽と春秋戦国時代の都城郢都の位置を、どこに比定するかという問題に帰着するのであるが、目下のところの私案は次のとおりである。

第一、丹陽の位置については、陝西省東南部を東南流して漢水に流入する丹江の流域から、河南省西南部南陽地区・湖北省西北部漢水上流地区にかけての地域に存在したと想定する。

第二、郢都の位置については、春秋時代初めの武王時代から、前二七八年の秦軍による郢都陥落まで、およそ五百年間、ほぼ一貫して江陵紀南城遺跡であったと想定する。

第三、とすると、西周から春秋時代の初めにかけて、楚族はその拠点を北方の陝西省・河南省・湖北省交界地域から南方荊州地区に移動させたことになるが、その移動ルートは、湖北省西部の山間、荆山の東麓を南下するという路線であったと想定する。

はたして、「楚居」に見られる歴史地理的認識は、この私案の傍証になるであろうか、あるいは逆に反証になってしまふであろう

うか。この私案との関連を常に念頭におきつつ、以下に議論をすすめることにしよう。

(1) 季連・穴熊伝承から抽出される歴史地理的認識。

季連にまつわる伝承の中に登場している郟山・空窳・喬山・爰波・洲水・方山、穴熊にまつわる伝承の中に登場している哉水、そして季連・穴熊・熊慴の居地である京宗、これらの河川・山陵・原野・居地の位置については、異論がすこぶる多い。個々の意見を逐一紹介する余裕はないが、諸説における比定位置を並べてみると、ある一つの分類が可能ないように思われる。それは、これらの地名の多くを、河南省中部一帯におくか、湖北省西北部沮水・漳水上流・漢水南側の荆山山間一帯におくか、丹江流域を中心とする陝西省・河南省・湖北省交界地域の漢水北側におくか、意見はおよそ三つに分類されるということである。季連の降った郟山（驪山）を遠く青海高原に当てる劉彬徽氏の意見や（劉彬徽）、京宗を鎬京（宗周）にあてる高崇文氏の意見は（高崇文前掲論文）、この分類のいずれにもあてはまらない、極端な異論ということになる。

こういった分類が可能なのは、おそらく研究者それぞれがある前提となる定見をもっているためであって、その定見とは次のようなものであるにちがいない。すなわち、季連は祝融八姓（陸終六子）の末子であるとの伝説をもっており、祝融自身の故地が現在の河南省新鄭であるとされるのをはじめ、祝融八姓諸族の多くが河南省中部を中心に分布しているのであるから、楚族の本来の

故地は当然河南省中部一帯にあつたであろうとする定見、江・漢・沮・漳は、楚の望なりといわれるように、江漢地区のなかでもとくに沮水と漳水が楚國にとって望祭の対象となる重要な河川であり、その上流に文献伝承にしばしば楚族の故郷と伝えられる荆山が存在するのであるから、楚族の本来の故地は当然荆山山間にあつたであろうとする定見、西周時代の楚族の居地丹陽を丹江流域にあつたとする武漢大学故石泉教授の学説は鉄案ともいべき整合的な意見であり、この石泉学説に従えば、楚族の本来の故地は当然丹江流域一帯にあつたであろうとする定見、この三つの定見である。もっとも、季連と穴熊に関連する地名のすべてをこの三地域のいずれかに限定してしまつては、論理上不具合が生じる場合も多く、そこである地名については河南省中部、ある地名については丹江流域とか、ある地名については丹江流域、ある地名については荆山山間とかいうように、いわば折衷案を提出している研究者も多いが、しかし、どの研究者も、三つの定見のいずれかを、程度の差こそあれ意見の大前提としていることは確かであろう。

この定見の並立状況をいまい少し詳細に整理してみれば、あるいは楚国歴史地理研究の懸案問題解決に何がしか寄与することがあるかも知れないが、本稿がもくろんでいるのはそのような方法ではなく、戦国楚國の人々の歴史地理的認識を抽出して、それを懸案問題解決の間接的ヒントにしようとする方法なのであるから、ともかく季連・穴熊にまつわる伝承の中から、歴史地理的認識を抽出しなければならない。季連・穴熊伝承から抽出しうるそのよ

うな認識とは、季連が洧水を遡って妣佳と結ばれたという伝説、穴熊が哉水を遡って妣戯と結ばれたという伝説に示されている、季連や穴熊の時代に、楚族はある河川を遡ってある種族と結合したという認識を置いて、他はないはずである。前節で述べた、季連がある河川を下って喬山に至った、という私見が正しい解釈であるとするならば、これも河川を利用して領域を切り開いたという認識とみることができよう。もう少し具体的にいうならば、楚族は本来、ある河川沿岸の要地を拠点とする一民族であり、それがある河川を上下して、他の沿岸要地を拠点とする種族と何らかの結合を果たしたという認識に他ならない。他の勢力との結合というこの事態は、いわば楚国形成のはじまりといつてよく、この認識が季連・穴熊伝承のなかに示されているということからしても、この両者は「楚居」の冒頭に登場する開国的祖先・定礎的祖先にふさわしいわけである。

戦国時代の楚国の人々は、おそらく、その洧水と哉水の位置を承知していたであろう。そして、その二水は戦国時代においても、ある程度の水運機能をはたしていたのではなからうか。むろん、洧水と哉水を確定することは、資料的に絶対不可能なのであるが、ただこのヒントを以下のようにさらに詳細化すると、いくつかの候補をあげることだけは可能かも知れない。

第一、『新蔡葛陵簡』には、江・漢・沮・漳・淮の五河川が見えているが(甲三二二六八)、それぞれの原字は洧水・哉水の原字とまったく異なっている。したがって、洧水・哉水はこれら五河川以外の河川であり、当然、長江・漢水より小さく、長江・漢

水の支流クラスあるいはその支流クラスで、ある程度の水運の可能な河川であったはずである。

第二、洧水を遡ると、妣佳という女性のいる勢力が存在していたことになるが、その妣佳は盤庚の子の女というのであるから、その勢力は殷文化を保有する勢力であった可能性がある。

第三、哉水を遡ると、妣戯という女性のいる勢力が存在していたことになるが、その妣戯は聶(聶)耳という特異な容貌をしていたというのであるから、その勢力は聶神崇拜といった特異な習俗をもっていた可能性がある。

この三つの条件にあてはまる河川を、ここでは西周時代の居地丹陽の位置をめぐる諸説から想定される各地域のなかに探していくことにしたいが、結果はどうであろうか。丹陽の位置についての諸説は、大きくわけて次の四説にまとめることができる。

- ・丹陽は丹江流域にあり、当初丹江上流の商州あたりにあったが、西周時代のある時点で下流の淅川あたりに移ったとみる説(丹淅説)。
- ・丹陽は当初淅川あたりにあり、西周時代のある時点で漢水を南にこえて荆山東麓に移ったとみる説(淅荆説)。
- ・丹陽は長江三峡の旧秭帰にあったとみる説(秭帰説)。
- ・丹陽は荊州西南長江沿いの旧枝江にあったとみる説(枝江説)。

丹淅説と淅荆説は北方説、秭帰説と枝江説は南方説ということができよう。この四つの学説と、先の三つの定見を並べてみると、丹陽＝丹淅説は、三定見のうちの石泉説そのものに相当し、丹陽

Ⅱ 浙荆説は石泉説と荆山山間説の折衷形態に相当することが容易に見て取れるし、河南省中部一帯という定見に直接相当する丹陽説はないものの、これは当然北方説の一意見に相当するとみてよいであろうから、結局、南方説に相当する定見はないことになる。言い換えれば、「楚居」季連・穴熊部分の地名考証を試みている研究者たちの眼中に、丹陽Ⅱ南方説はもはや存在していないといえるのであって、丹陽Ⅱ稀帰説・丹陽Ⅱ枝江説は、今日それほどに劣勢なのである。したがって、以下の議論は、その劣勢さをより確かに確認することにもなることが、この時点ですでに予想されることになる。

丹陽と涿水・戡水がどれだけ離れていたか、その距離感はもちろん相対的なものではあるが、しかし、現在の河南省・陝西省・湖北省・湖南省全域という広い地理的範囲のなかで、丹陽と涿水・戡水の距離感とは常識的に決まってくるはずであり、涿水と戡水は河南省中部、丹陽は三峡といった極端な遠隔感はずから排除されることになる。

そこで、まず稀帰説に立って、三峡を中心とする地域の長江支流をとりあげてみると、南流して巫山峽城で長江に流入する巫溪水や、南流して旧稀帰峽城の東、香溪鎮で長江に流入する香溪水がその候補になるが、いずれも水運機能はごく小さいものであるし、二川の上流は文字通りの山岳地帯で、殷文化の痕跡や聶神崇拜をもった種族どころか、そもそも相応の勢力をもった集団が存在した痕跡が認められない。次に、枝江説に立って、付近を眺めてみると、沮水と漳水が当然候補として浮かんでくるであろう

が、これが涿水・戡水でないことは、先の第一の条件に明らかであるし、その他の河川のなかにも適当な候補を見つけることができない。殷文化の痕跡や聶神崇拜をもった種族についても、探索すれば行き当たるかと思うものの、そもそも涿水と戡水の候補が無いのであるから手の打ちようがない。

二つの南方説は、両者とも由来の古い伝統的な学説でありながら今は支持者がきわめて少ないのであるが、こうして予想通り、どのように地図を眺めてみても、該当する地域に「楚居」のこの涿水と戡水の候補を探し出すことができず、「楚居」の発現以降、南方説の支持者はよりますます減少しそうなのである。

とすれば、期待は二つの北方説にかかることになり、詳細に地図を眺めるまでもなく、該当する陝西省・河南省・湖北省交界一帯Ⅱ漢水上流地区には相応の河川が、確かに何本か存在する。漢水北側では、丹江はもとより、現在は老灌河と呼ばれている淅川、南陽を通る白河つまり古の清水、そして唐河、南流して漢水に流入するこれらの河川は、今もかなりの水運量を誇っており、往時の水運のありさまを偲ぶことができる。漢水南側では、竹山を通過して北流する堵河、房県あたりから東北流するいわゆる南河、そして蛮河、北流あるいは東流して漢水に流入するこれらの河川も、やはり今なおかなりの水運量を誇っており、往時の水運のありさまを偲ぶことができるであろう。

このように丹陽Ⅱ北方説に該当する地域のなかに、第一の条件にかなう涿水と戡水の候補をあげるとなると、ではこの地域が第二・第三の条件にかなうかどうかだが当然問題になってくるが、

これについてもどうやら目途らしきものが付きそうである。第二の条件については、他ならぬ高崇文氏の指摘が重要な参考になる。高氏は、長江流域青銅器文化の形成を論じた研究のなかで、殷文化が四川方面に伝わった基本ルートは、河南省西部から漢中盆地を經由して四川盆地に南下するルートであったと想定しているのである（高崇文）。近年話題を呼んでいる漢中地区城固県・洋県の殷代青銅器文化は、そのルート上に栄えたいくつかの殷代青銅器文化の一つに他ならないであろう（趙叢蒼）。すなわち、今問題としている漢水北側・漢水南側の数本の河川は、その基本ルートと交差するように南北方向に流れているのであって、その流域にかつて殷文化をもった勢力が存在していた可能性がきわめて高いのである。ちなみに、『水経注』「丹水注」は、又東南過商県、又東南至於丹水県、入於均[〃]の条において、

皇甫謐と鬪駟は、ともに[〃]上洛の商県であり、殷商という名称はここからはじまったのである[〃]としている。

という興味深い記事を載せている。殷・商の商という名称が商県の商に由来するというのは、もちろん史実ではなく、単なる異伝であろうが、しかしこのような異伝が生じた背景には、丹江流域商県一帯にかつて殷文化が存在し、それが後世にまで記憶として残っていたという史実があるのかも知れない。

第三の条件については、黄鳴氏の貴重な指摘に注意しなければならぬ。穴熊と結ばれた妣戯の容貌を、「楚居」は[〃]（聶）耳[〃]と記しているのであるが、〈注釈〉はこれについて『山海経』「海外北経」の「聶耳之国、…為人兩手聶其耳[〃]」という記事を引いて

いる。この聶耳之国を具体的に探索したのが黄氏であり、黄氏は、[〃]という徽号の刻まれた殷代から西周はじめごろにかけての青銅器図案を多数とりあげて、この青銅器をもつ種族こそが「楚居」にいう妣戯の一族であると断定し、その位置はそれら青銅器の出土地点からして、河南省北部輝県一帯であろうと想定しているのである（黄鳴・図は黄氏が冒頭にあげている『殷周金文集成一四六二』の図版）。



黄氏のこの指摘は、楚族の本来の故地を河南省中部一帯にあてての学説にとつて強力な援軍となるであろう。

ただ、『山海経』にいう聶耳之国かどうかはともかくとして、聶神崇拜をもっていた可能性のある勢力ということになれば、それにあてはめられそうなのは、黄氏のいう輝県一帯の勢力が唯一ではない。たとえば、例の三星堆の青銅仮面の耳も、周知のようにに並はずれた大耳であつて、三星堆の勢力が聶神崇拜をもつてい

た可能性は皆無とはいえないのである。そこで、この皆無とはいえない可能性を追求していくと、ともすれば見落としがちな、重要な青銅器図案が浮上してくることに気づくことになる。



これは巴族の独有器にして、巴族青銅器の中でも珍品中の珍品である虎鈕錙子の盤部に刻まれた図案である。虎鈕錙子とは、錙子という青銅樂器のうち、これを吊るす鈕（つまみの部分）が虎の形状をしているものをいうのであり、湖北省西部・湖南省西北部・重慶地区などの巴族居住区のみには見えないことと、巴族が虎神崇拜をもっていたことから、巴族の独有器と考えられている。

この虎鈕という特異な形状だけでも特異さは十分際立っていると
思うが、虎鈕の立つ盤部に奇妙な図案が刻まれているのもまた特
異で、ここに掲げたのは、そのなかでももっとも図案数の多い、
万県出土と伝えられる四川大学博物館所蔵虎鈕錙子のそれに他な
らない（李純一『中国上古出土樂器綜論』一九九六年・文物出版
社・図二一八—一）。目をこらして見るまでもなく、双耳図案が
確かに存在している。虎鈕錙子の盤部図案は、おそらく巴族を構
成する各種族それぞれの崇拜神を象徴していると考えてよいであ
ろうから、ここに巴族のなかのある種族が聶神崇拜をもっていた
可能性が生じてくることになる。

虎鈕錙子の分布地域は湖北省西部・湖南省西北部・重慶地区で
あり、第一の条件にかなう陝西省・河南省・湖北省交界＝漢水上
流地区とはかなり離れているし、また虎鈕錙子は戦国時代以降の
巴族青銅器であり、殷代とか西周時代における聶神崇拜種族の存
在を直接証拠づける手段とはならないという反論が聞こえてきそ
うであるが、ところが巴族の本来の故地は、のちの居住地域であ
る湖北省西部・湖南省西北部・重慶地区ではなく、実は漢水上流
地区であったという学説が、今日有力になりつつあるのである。
この学説に従うとすると、巴族は漢水上流地区から長江上流地域
に南下したことになる、その一種族である聶神崇拜種族も同様に
南下し、後世の巴族青銅器に双耳図案を残したのだと考えてもお
かしくはない。殷・西周時代の漢水上流地区に、聶神崇拜をもつ
た勢力が存在していた可能性は、決して皆無ではないと思われる
が、どうであろうか。

陝西省・河南省・湖北省交界Ⅱ漢水上流地区における殷文化勢力の様相と巴系諸族の有無については、しかるべき詳細な議論を實行する必要があるが、それは後日を期することとして、当該地域の河川は第二・第三の条件にもかないうる可能性があることを、ここに確認しておきたいと思う。

以上の議論に大きな誤りがないとすれば、戦国時代の楚国の人々は、季連・妣佳的洲水と穴熊・妣麇の哉水について、陝西省・河南省・湖北省交界Ⅱ漢水上流地区のある河川を思い浮かべていたことになる。これは、楚国歴史地理研究の懸案問題の解決、ことに丹陽位置問題の解決にあって、きわめて重要な認識といえるであろう。季連・穴熊伝承にまつわる一連の地名の位置について、多くの研究者がそれらのほとんどを、丹陽Ⅱ南方説に相当する地域をまったく無視して、丹陽Ⅱ北方説に相当するこの地域、及び東方やや近隣の河南省中部一帯に求めているのは、その結果において誤っていないことが、かなりの程度証明されたといわねばならない。

(2) 熊繹伝承から抽出される歴史地理的認識。

戦国楚国の人々にとって、熊繹もまたその業績上、記憶に残すべき特別な祖先の一人と意識されていたらしく、少ないながらも伝承が残されている。今までの居地京宗から麇屯という居地へ移動したこと、校室とよばれる宗教施設を造って「柰」とよばれる重要な宗教儀式を創設したことが、その内容である。歴史地理的認識ということになれば、麇屯へ移動する可否を「都」の

隘という人物に卜占させたという記事、校室での宗教儀式に不可欠な「犛」がなかったがため、「都人」のそれを盗んできて祭った、という記事の双方にみえている都の位置が問題となろう。《注釈》もいうように、都の位置は麇屯の位置と近隣であったと考えられ、戦国楚国の人々もそれを十分認識していたに違いないからである。楚国の人々はこの都の位置を十分承知していたと思うが、周知のように、都の比定位置については、丹江流域のいわゆる商密説と漢水中流宣城県付近のいわゆる南郡都県説が対立しており、異論決しがたい状況にある。熊繹にまつわる伝承をいくらか眺めていても、楚国の人々がどちらと考えていたか、ヒントすらえられない。そこで、この問題は熊繹以外の祖先についての伝承のなかにヒントを探さざるをえないのであるが、次にあげる宵敖熊鹿の居地についての伝承は、どうやら一つのヒントを提供してくれそうであり、したがって宵暮の居地伝承に関連づけて議論を展開することにしようと思う。

熊繹が麇屯に移動して以降、五人の祖先がこの麇屯に居住し、ついで熊迨が発漸に移動して、以降二人の祖先がこの発漸に居住し、ついで熊勢が旁岍に移動し、ついで熊緡が旁岍から喬多に移動して、以降七人の祖先がこの喬多に居住し、ついで若敖熊養が都に移動し、ついで焚冒熊帥が都から焚に移住し、ついで宵敖熊鹿が焚から宵に移住した、という祖先名と居地の変遷を、熊繹以下の記事はたんたんとして伝えるのみである。《注釈》は、麇屯こそが既存文献伝承にいう丹陽であろうといっているが、では他の居地への移動にともなう丹陽という地名も移動していったの

か、そうではなく丹陽は壘屯のみで、他の居地は別の地名でもつてよばれたのか、〈注釈〉にも他の研究者の意見にもはつきりした主張はない。各居地の位置を比定する手段ももちろんなく、もどかしいかぎりであるが、ただ一つ宵敖熊鹿の居地宵についてだけは、以下の通り、幸いにもなんとかその位置を決定できそうなのである。

(3) 宵の比定位置とそれが楚国歴史地理懸案問題に与える影響。

宵敖が移住したという宵はどこであろうか。これももちろん「楚居」の記事自身のなかには、その探索手段はないのであるが、実は一つの有力な意見がある。それは、秦漢の簡牘資料にみえる南郡の「銷」にあてる黄錫全氏や趙平安氏の説である（黄錫全・趙平安²）。具体的には、例の里耶秦簡・里程簡にみえる銷がそれであり、多くの研究者は襄陽と荊州のちようど中間点あたり、現在の荊門市の北、子陵鋪・石橋鎮一带にその位置を求めている。「楚居」所見地名の位置については、そのほとんどが異論決しがたい情況のなかにあつて、ただこの宵＝銷という意見だけは異論がみあたらない。宵敖の居地になったほどの城邑であるから、そのまま秦漢時代の県城になった可能性は高いし、そしてなによりも宵と銷の字形の近似が、異論の出現を封じ込めているのであろう。先秦の地名位置を秦漢の資料で探索する場合に必ず生じる、時代差による資料上の不安定さは免れないものの、行論の都合上、何か一つは前提として設定することを許されてよいであろうという判断のもとに、宵は銷であり、それは現在の子陵鋪・石橋鎮であ

るといふこの意見を、その何か一つの前提として設定することにしたいと思う。このように宵敖の居地宵は銷であるという前提に立つとすると、次の三つの楚国歴史地理の問題に、大きな影響をあたえることになるはずである。

第一は、熊繹伝承にみえる、先述の都の位置比定に与える影響である。上に整理したように、熊繹以降十七人の祖先が五回にわたつて居地を移動させながら、宵敖に至つて宵に移動してきたというのであるから、熊繹以降宵敖に至るまでの間、相当に長い歳月をかけて、相当に長い距離を移動してきたと考えねばならないであろう。熊繹時代の都がもし南郡・都県之都であつたと想定すると、宵＝銷との直線距離はおよそ五十キロメートル、十七人の祖先が五回の移動をへて到達した距離としては、あまりにも短かすぎる。南郡・都県説には従いがたいのである。となると、二者択一的に、都は丹江流域の商密であつたという学説が浮かび上がってくるが、丹江流域と宵＝銷の直線距離およそ二百五十キロメートルは、十七人の祖先が五回の移動をへた距離としてふさわしいといわねばならない。戦国楚国の人々が承知していた熊繹時代の都は丹江流域商密の都であつたとの意見を、ここに提出したいと思うのである。

ただそうすると、きわめて大きな問題が生じる。それは、では宵敖の二代前の若敖の都はどこであろうか、という大問題である。実は、ここまでは都という字体で統一してきたが、「楚居」にはこの字に該当する字は複数回登場しており、整理者の字積は次の通りである。

- 1 熊繹伝承の占卜記事における若
- 2 熊繹伝承の窃盗記事における若
- 3 若敖の名号における若
- 4 若敖の居地記事における箸
- 5 梟敖の居地記事における箸

整理者が〈注釈〉です。1・2のそれを都と書き変えているように、整理者も他の研究者もそして本稿も、これらはすべて既存文献伝承にみえる都であることを前提として、統一して都という字体を使用してきたのであるが、これは厳密には正しくはない。どの字にも邑（おおざと）がついていないというのは、しばしばみられる表記上の例であるから、それはよいとしても、1には艸も竹もついておらず、2には艸がついており、3には艸も竹もついておらず、4と5には竹がついているというのは、いかにも不可思議だからである。同じ文書のなかで、同一の地名字に対して、ある場所では何もつけず、ある場所では艸をつけ、ある場所では竹をつけるということがありうるであろうか。出土文字資料には確かにその例があるようであるが、だからといってこの場合もすべて同一字であると決めつけるわけにはいかないはずである。この場合はこの場合で、何らかの推測を試みなければならぬのである。たとえば次のような事情を推測することができようであろう。

- ・若敖は箸を居地としたことよって若敖と呼ばれたのであるから、3の若と4の箸は同一地点の地名であるはずである。
- ・右例ほどの確率ではないにしても、同じ熊繹伝承のなかに登場している若と若が異なった地点であるとは考えにくい。

ら、1の若と2の若も同一地点の地名である可能性は高いであろう。（ちなみに〈注釈〉は、これが姓氏として使用される場合は艸も竹もつけずに若、これが居地の地名として使用される場合は艸もしくは竹をつけたのであろうと推測している）。

- ・そうすると、違いは熊繹伝承の若には艸がついているのに対して、若敖伝承及び梟敖伝承の箸には竹がついている点にあることになり、これは熊繹時代の若と若敖・梟敖時代の箸が、異なった地点であることを示しているのかも知れない。

このような推測をあえて提出してみたのは、実は他ならぬ高崇文氏が、熊繹時代・若敖時代・梟敖時代の、それぞれの若・箸・箸は名は同じでも地点は異なるとの意見を提出しているからである（高氏前掲論文）。若敖時代の箸と梟敖時代の箸は、同じ竹がついている以上、両者を同名異地ととらえるのは、いかがかと思いが、熊繹時代の若と若敖時代の箸を同名異地ととらえるのは、艸と竹の違いにはつきりと対応することにならう。

右に説明した字体上の違いを念頭においた上で、ふたたび都という字を統一して用いることとして、熊繹時代の都は丹江流域の商密であるという立場に立った上で、その都と若敖時代の都は異なった地点であるとの推測に従うならば、若敖時代の都は南郡の都であろうとの想定が当然出てこなければならぬ。

若敖・都（南郡・都）↓焚冒・焚↓宵敖・宵（銷）
 という三代間の移動距離として、南郡・都県と宵Ⅱ銷との直線距離およそ五十キロメートルは、まずは常識的なものあるといつて

よいであろうし、そしてこのことは、焚冒の焚もおそらくこの五十キロメートル圏内にあったとの想定をもたらすことになるう。

ただもちろん一方で、これらの都はすべて同一地点であるとの推測も当然可能であり、この推測に従っている研究者も多いであろう。そうすると熊繹時代の都は丹江流域の商密であるという立場に立つ以上、若囂時代の都も同じ商密ということになり、

若敖・都（丹江流域・商密）↓焚冒・焚↓宵敖・宵（銷）
という三代間の移動距離は直線でおよそ二五〇キロメートル、かなりの遠隔ではあるが、他の先秦諸国の遷都距離を考えればまったく不可能という数字ではない。この理解であっても、決定的な支障はなさそうなのである。

若敖の都はどこであろうかという大問題については、このように五ヶ所に見る都の位置を、同名異地とみるか同名同地とみるかによって、南郡・都県の都かあるいは丹江流域商密の都かという二つの意見が想定されてくることになる。宵Ⅱ銷との距離を考慮すれば、前者がベターではあるものの、後者でも絶対不可能というわけではなく、結果としては、結局異論決しがたいことになってしまふであろう。熊繹時代の都は丹江流域の商密である可能性がきわめて高い、という私見を提示しただけでも十分よしとして、今一つの若敖時代の都はどこかという、この大問題をこれ以上詮索することはいったん休止したいと思う。

なお、陳朝霞氏の近作は、この都とそれに関連する地名の位置について、きわめて精密な議論を展開している。内容を紹介する

余裕はないが、本稿の議論を補うものとして是非参照されるようお願いしたい（陳朝霞）。

第二は、『史記』「楚世家」が伝える熊渠三子伝承の解釈に与える影響である。熊渠三子伝承とは次のようなものである。

熊渠には三人の子があつた。周の夷王の時であつたが、王室の力は弱くなり、諸侯のなかには王室に朝さないものも多く、互いに戦いあつていた。熊渠は、江漢地区の人々の状況を十分に安定させて、その勢いでもって軍隊を興して庸と揚粵を伐ち、鄂にまで到つた。熊渠は「我々は蛮夷であるから、中国の号諡の制度を守る必要はない」といって、ついに長子の康を句亶王に封じ、中子の紅を鄂王に封じ、少子執疵を越章王に封じた。その封地はいずれも「江上楚蛮之地」である。ところが周の厲王の時になると、厲王はきわめて暴虐で戦争好きであり、熊渠は周が楚を伐ちにくることを恐れて、三子の王号を撤廃した。（『史記』「楚世家」・意識）。

三子の封地のうち、句亶の位置についての「集解」・「索隱」の意見は江陵、つまり今の荊州、鄂の位置についての「集解」・「正義」の意見は武昌、つまり今の武漢付近、越章の位置については決まった注記はないが、長江中流域から下流域にかけての地域とみるのが伝統的・一般的な理解である。つまり、三地とも長江本流域であるというのが、各種注解の意見ということができよう。

さて、熊渠は『史記』「楚世家」の系譜では、宵敖から世代で六代前、先王人数で十二人前、「楚居」の系譜では、世代では七代前、先王人数で十一人前の人物である。北方から南下してきた

楚族が、宵敖の時にようやく宵_{II}銷に到達したとなると、それより六・七代前、十一・十二人前の先王の時代に、その三子が宵からはるか南方の、長江本流域の各地に封じられたということがありうるであろうか。常識的に考えて、ありえないといわねばならない。

この疑問に対する解答は二つあるはずである。一つは、この三子封王伝承の史実性は疑わない上で、「集解」・「索隱」・「正義」の解釈を疑って、句亶・鄂・越章の位置をもっと北方に引き上げて比定するという解答である。具体的にいうならば、この三地を正しくは宵_{II}銷の北方、少なくとも宵_{II}銷一带付近を南限としてあてようとする解答である。実は、楚国の歴史地理研究においては、「楚居」発現以前から、たとえば鄂の位置を武漢付近ではなく、漢水中流から上流の地域に比定しようとする意見が少なからずあり、「楚居」の発現によって武漢付近説が破綻した今、句亶・越章の位置もふくめて、この意見はより勢いづくことになる。

今一つは、この三子封王伝承の史実性を、そもそも疑うという解答である。すなわち、この伝承は、後世の楚国の政治・外交状況を反映して、いわば加上的に偽造された史実ならざる架空の伝説であって、これが後世あたかも史実のように信じられることになったのだとみる解答である。その後世の政治・外交状況としては、当然同じ「楚世家」の次の記事が想起されるであろう。

（楚武王の）二十五年、楚は随を伐った。随は、何の罪もない我々をどうして攻撃するのか、といった。これに対して楚は次のようにいった。我々は蛮夷である。今、諸侯はみな

たがいに侵略しあい、たがいに殺し合い、情況は大いに混乱している。我々にはひとかどの軍隊がある。これでもって中国の政治をみてやろうと思う。ついては、周の王室に頼んで、我々にもっと高い称号をもらってほしいのだ」と。そこで、随の人は周の都に行き、その称号をもっと高くしてくれるよう頼んだが、周王は許さなかった。帰って楚に報告したところ、熊通は、吾が祖先鬻熊は周の文王の先生であったが、おしくも早死にした。そこで周の成王は我らの先王を抜擢して、子・男の資格でもってこの楚の地に封じ、それによって蛮夷はみな服従することになったのだ。なのに今周が我々の称号を高くしないというなら、我々としては勝手に高くするまでのことだ」といって、自ら立って武王となった。（『史記』「楚世家」・意訳）。

武王の称王という重要な事件を契機として、あるいはそれを受けた楚国の中原進出という過程において、熊渠三子封王伝説が作られた可能性は棄てきれないであろう。その伝説がいつしか史実として信じられるようになるとともに、長江本流地域にも広まり、伝説のなかの句亶や鄂や越章は長江本流に存在したとの認識が生まれ、それが「集解」・「索隱」・「正義」に採用された可能性が棄てきれないのである。この熊渠三子伝承の資料的性格については、鄭威氏にきわめて示唆に富む研究があり、詳細を紹介する余裕はないが、是非参照されるようお願いしたい（鄭威）。

既存文献伝承、とりわけ西周時代及びそれ以前の時代に相当する伝承にみえる歴史地理問題を扱う場合、その伝承が史実かどうか

かを十分吟味しなければならぬのは当然であるが、宵囂の宵は銷であるという理解に立つと、熊渠三子封王伝承について、あらためてその資料吟味の必要性を痛感させられるのであり、そこにこの理解の重要な意味があるのである。二つの解答のどちらが正しいのか、これもまた異論決しがたい問題であろうから、その詮索はひかえることとして、ここではその重要な意味を指摘して、注意うながすだけにとどめておくことにしたい。

第三は、郢都の位置問題をめぐる論戦に与える大きな影響である。「楚居」の記事は、宵囂の次の武王に至って郢の都に奠都したことを明記しており、郢の創建は武王時代か文王時代かという長年の懸案問題に、ほとんど決定的な決着がつけられたことになる。さてではその郢の位置であるが、これまで次のような学説が対立し続けてきていた。

・春秋時代の初め武王時代から、戦国晩期紀元前二七八年の秦軍による郢の陥落まで、ほぼ一貫して江陵紀南城であった(紀南城説)。

・春秋時代の初め武王時代から、春秋時代を通じて宜城楚皇城であり、春秋から戦国に入るころに江陵紀南城に移り、そのまま紀元前二七八年まで紀南城であった(楚皇城↓紀南城説)。

・春秋時代初め武王時代から、戦国晩期紀元前二七八年の秦軍による郢の陥落まで、一貫して宜城楚皇城であった(楚皇城説―武漢大学故石泉教授の学説)。

これ以外の学説も存在するが、大要ということであれば、いずれ

もこの三説のいずれかに含まれることになる。

ここまでの議論にすでに明らかのように、楚族は陝西省・河南省・湖北省交界一帯に漢水上流地区から、しだいしだいに南下して、宵敖の時に宵に銷、つまり現在の子陵鋪・石橋鎮あたりに到達し、そして春秋時代に入って武王の時に郢の都に到達したと、戦国楚国の人々は認識していたわけである。したがって常識的に考えれば、郢の位置は宵に銷の南でなくてはならない。宜城楚皇城は子陵鋪・石橋鎮の北およそ五十キロメートルであって、つまり宵に銷はすでに楚皇城を南へ越えており、とすれば楚皇城が武王の郢であった可能性は、限りなく小さいことになる。楚皇城↓紀南城説、つまり石泉説が、これによって大きく揺らいだことを認めざるをえない。楚国歴史地理の懸案問題に、「楚居」の内容が与えるもつとも大きな意義はここに存在するのであり、個人的な私情を披瀝するとするならば、「楚居」を読んでここに到った時、思わず拍案絶叫したくなるほどであった。

もつとも、これでもって紀南城説が唯一の正解として立ち上がったわけではない。武王の郢の位置は宵に銷の南方であろう、という条件が与えられたことは確かであるが、だからといって、紀南城がそれであるという証拠が得られたわけではまったくないのである。目下のところ、現鍾祥県郢中鎮の故郢州城にあたる黄錫全氏の意見(黄錫全)、沮水・漳水合流点付近の蔡橋遺跡にあたる王紅星氏の意見(王紅星)、そして紀南城にあたる程少軒氏の意見(程少軒)などが並び立っており、この郢の位置については、今後あらためて白熱した議論が展開されることになろう。

(4) 盍虜内郢(闔廬入郢)の郢とはどこだろうか。

春秋晩期の楚昭王時代に、呉の軍隊が郢に侵入し一時占拠されたというのは、『左伝』などが伝える史上有名な事件であるが、「楚居」もわずかに四字の短文ではあるものの、これを伝えていて、「楚居」を一覧すれば明らかのように、文王以降最後尾の愨折王(悼王)に至るまでの記事は、ただ王名と居地名だけを記すだけかほとんどで、何かの伝承らしき記事はごくわずかしか見えないのであるが、そのような情況のなかで、楚国にとっては不名誉といわざるをえない呉師入郢事件が明記されているのであるから、楚国の人々にとってこの事件は、名誉・不名誉にかかわらずどうしても記録にとどめておかねばならない大事件であったのであろう。

※石川三佐男氏は、その近作のなかで、この呉楚戦争から生じた教訓が、『楚辞』諸篇成立の一つの重要な思想的動機となっていることを論じており、そのような視点に立って「楚居」の資料的性格を論じるべきであることを示唆している(石川三佐男)。

ところがこの郢がいったいどこであったのか、皆目見当がつかない。より正確にいうならば、多数登場している某郢と称される諸郢のうちのどれであったのか、いやそれ以外の某郢とは称されない、ただ郢とのみ称される郢であったのか、皆目見当がつかないのである。

『望山簡』以降、今日に至るまでに発現した戦国楚簡には、某郢と表記される楚王の居地が多数みえている。某郢の某とは地名であり、郢とは楚王の居地であるが、それぞれの理由ははっきりし

ないものの、楚王はしばしば遷徙をくりかえしており、竹簡記事の書かれた時点で楚王の居地を相互に区別するため、その時点での居地にとくに某という地名を付けたものであることは容易に想像できる。したがって、歴代楚王の遷徙の回数分だけ某郢が存在したことになるが、「楚居」には実に十四ヶ所の某郢が登場しているものであり、春秋戦国の楚王が思いもよらないほどひんぱんに遷徙を繰り返していたことが、今回はじめて明らかになったのである。

ところが、どうしたわけか、闔廬入郢の部分だけはただ郢とのみ記されて、某郢とは記されていない。なにせ不名誉ながら記録に残さざるをえない大事件なのであるから、戦国楚国の人々は、この郢がどこであるのか当然十分に承知していたであろう。それが、この郢に某がついていないために、この郢の位置についての楚国の人々の認識を明らかにすることができないのは、まことに残念である。

現時点でもっとも有力な意見は、これを「為郢」とみて、何かの理由で「為」が省略されたにすぎないと考える張碩・肖洋氏などの意見であろう(張碩・肖洋)。為郢は文王の時代に楚王の居地の一つとなって以降、穆王・莊王が一期に遷徙したのち、共王・康王・孿子王(郟敖)の三代が一貫してここを居地とし、昭王もここを一時的な居地に定めている。つまり、楚王が遷移して居住した総期間ということになれば、某郢のなかでも淋郢とやらんでもっとも長いのであり、他の某郢からは抜kindでた、とりわけ重要な城邑として、その重要さゆえ時として為郢の為を省

略して呼ぶことがあったとしても、何の不思議もないであろう。それになによりも「楚居」は、𠄎鄂遷居、𠄎孟廬内鄂𠄎と、為鄂への遷徙記事にすぐ続けて闔廬入鄂記事を挿入しているのであるから、鄂が為鄂であるというのは、ごく自然な解釈ということができるのである。

しかしながら、確かに蓋然性の高い意見ではあるけれども、ただそれはあくまで蓋然性の程度之差であって、この意見が唯一絶対というわけではないであろう。少ないながらもこれとは異なった意見が出されているところに、その唯一絶対でないことが示されているはずである。本稿がこの問題を取り上げたのも、もとより為鄂説とは異なった意見の提出をもくろんでいるためであり、したがって以下に一つの私見を提示してみなければならぬ。

この問題を考えるヒントはおそらく次の三つであろう。

第一は、『新蔡葛陵簡』や『包山簡』には、𠄎某鄂𠄎と、𠄎鄂𠄎の双方がみえているという問題である。すなわち『新蔡葛陵簡』では、多数見えている、𠄎王徙於鄢鄂之歳𠄎（王が鄢鄂に移った歳）の鄢鄂、いくつか見えている、𠄎王復於藍鄂之歳𠄎（王が藍鄂にもどった歳）の藍鄂、𠄎王自肥遺鄂徙於鄢鄂之歳𠄎（王が肥遺鄂より鄢鄂に移った歳・甲三・二四〇）の肥遺鄂とともに、𠄎才鄂𠄎（鄂に滞在する乙四・三五）及び、𠄎居鄂𠄎（鄂に居る乙四・八五）という、鄂とのみ単称する例が見えており、『包山簡』では、𠄎王廷於藍鄂之游宮𠄎（王が藍鄂の游宮に出遊する乙七）の藍鄂、𠄎致胙於臧鄂之歳𠄎（胙を臧鄂に献上してきた歳乙一二）の臧鄂、及びいわゆる所誼簡にしばしば見えている、𠄎鄢鄂・𠄎糲鄂𠄎とともに、𠄎逾於鄂𠄎。

（船で鄂に下る乙一〇二背）という、鄂とのみ単称する例が見えているのである。これは、『新蔡葛陵簡』や『包山簡』が書かれた当時、某鄂とは呼ばれずに、𠄎鄂𠄎と単称される鄂があったことを明示しており、当時の楚国の人々にとっては、その鄂がどこであるか、説明するまでもなくもちろん自明であったはずである。とするならば、闔廬入鄂事件の当時においても、某鄂とは呼ばれずに、𠄎鄂𠄎と単称される鄂があり、当時の人々はもちろん、「楚居」が書かれた戦国楚国の人々にとっても、その鄂がどこであるか、もとより自明であったと想定しても、何ら不思議ではないであろう。

第二は、文王以降、歴代の楚王は十箇所以上の某鄂を転々と遷り渡っていくのであるが、この間、武王が建設してはじめて、𠄎鄂𠄎とよばれることになった鄂はどうなっていたのであろうか、という問題である。

「楚居」は、𠄎武王が到達した免の地は居住可能範囲がせまくて人々を収容することが不可能であり、そこで「疆涅之波（坡）」を埋め立てて広い居住範囲を確保し、人々を収容した。そこから楚王と人々が住むこの居住地を、𠄎鄂𠄎と呼ぶようになり、その呼び名は現在に至るまで続いていると記している。武王が最初に到達した免の地、つまり免鄂と、その後新たに創建した疆鄂の地がいったいどういう位置関係にあったのか、この記事だけからはもちろん不明である。ただ、「楚居」はこの記事に続けて、

至文王、自疆鄂遷居淋鄂、淋鄂遷居夔鄂、夔鄂遷居為鄂、為鄂遷居免鄂、女改名之曰福丘。

と記しており、この記事が文字通りに読めば、その位置関係が推測できるように思われる。この記事の文意が、武王は疆郢に居住していたが、武王が死んで文王が即位すると、その疆郢から瀝郢に遷り、次に夔郢に遷り、次に爲郢に遷り、そしてさらに免郢に遷った」というものであることは間違いないが、注意しなければならないのは、その免郢への遷徙が「復」と記されていることである。この「復」は「楚居」の他の箇所にもいくつか見えており、以前かつて居住していた居地に再び遷移してきたという意味であることは明らかである——先に引用した『新蔡葛陵簡』の「王復於藍郢之歳」という記事が想起されよう。すなわち、文王はかつて免郢を居地としていたのであり、三ヶ所の某郢を経て、再び免郢に遷ってきたわけである。文王が以前免郢を居地としていたとはどこにも記されていないけれども、しかし、父武王は免郢の側に疆郢と造成し、その子文王は即位当初その疆郢に居たのであるから、文王の復帰したこの免郢が、とりもなおさず疆郢であることは、自ずから明らかであろう。そうでなければ、「復」という表記が理解できないはずである。

思うに、免郢と疆郢の関係は、内城と外郭、東城と西城といったような、同一の城邑のある部分を免郢と呼び、ある部分を疆郢と呼ぶ関係であったのかも知れない。より推測をたくましくするならば、文王は即位当初疆郢の部分に居住しており、三ヶ所の某郢を経て再び遷ってきた際には、疆郢の部分ではなく免郢の部分に居住したのかも知れない。

免郢と疆郢の関係をこのように解釈するとして、武王によるこ

の免郢と疆郢からなる城邑の建造、つまり郢の建造は、その建造工事が「楚居」に伝えられるほどの、楚国史上画期をなす一大城邑の建造であったと考えられる。免郢部分だけでは入りきらず、疆郢の建造が必要となったのであるから、その住民の大量さが想像できよう。そして、王号を称したのは武王が最初であること、「郢」を冠せられたのはこの城邑が最初であることを考慮すれば、その建造は要するに、宗廟・社稷などの祭祀組織と官衙市里などの都市機能を備えた本格的都城の、楚国における最初の建造であったと想定されよう。したがって、文王以降、歴代諸王は何回も某郢を遷り渡っていくのであるが、しかし、それはこの武王建造の大都城が廃棄されたことを意味するのではもちろんなく、祭祀機能・都市機能が減退していったことを意味するわけでもないであろう。逆にいえば、ひんばんといってよいほどの頻度で繰り返された某郢への遷移は、おそらく何らかの理由による楚王の本営の一時的移動であって、祭祀機能・都市機能全体の移動をとんでもものではなく、そういった某郢への遷移にかかわりなく、祭祀機能・都市機能などの本来の都城機能は、依然として武王創建の郢がない続けていたとみなければならぬ。某郢への遷移は、本来都城の転移をとんでもものではないと考えない限り、その遷移のひんばんさが、どうにも理解できないのである。

第三は、闔廬入郢という大事件を『左伝』がどのように伝えているかという問題である。関連する記事を並べてみると次のようになる。

前五五九年 楚の子囊は呉軍との戦いから帰り、ほどなく亡く

前五一九年 子囊の孫子常が令尹となり、郢に城壁を築いた(昭公二十三年・要約)。

前五〇六年 十一月庚午の日に、呉・楚は柏挙で対峙し、戦闘の結果、楚軍が敗北した。その後、五回の戦闘をへて、呉軍はついに郢に到達した。己卯の日に、楚の昭王は妹とともに出奔した。庚申の日に、呉軍が郢に入った(定公四年・要約)。

前五〇五年 楚は秦の援軍をえて呉を撃退し、呉軍は郢から撤退した。昭王は郢に入った(定公五年・要約)。

前五〇四年 呉の太子が楚の水軍を破り、楚の將軍たちを捕虜にした。楚国の人々は大い恐れて、国が滅びるのではないかと恐怖におののいた。ついで、楚の子期が率いる陸軍が繁陽で呉軍に及んで、令尹子西は喜んで、今こそ実行する時だと言つて、ついに郢を都に遷した。そして楚国の政治を改新し、楚国を安定させた(令尹子西喜曰、乃今可為矣、於是乎遷郢於都、而改紀其政、以定楚国)(定公六年・要約)。

まずことわつておかねばならないが、『左伝』には「楚居」が伝えている某郢への遷徙記事がまったく見られず、『郢』と単称される城邑名がいくどか登場しているのみである。『左伝』の作者が「楚居」の内容を承知していたのかどうか、もちろん詮索の

しようがないが、もし承知していたとすると、『左伝』に見える単称の郢のなかには実は某郢が含まれており、『左伝』の作者が何らかの理由で、某を省略したのだという可能性も棄てきれないことになる。言い換えればその場合、たとえば前五五九と前五一九の郢は同名同地、前五〇六・前五〇五・前五〇四の郢は同名同地であることが、文意上確実であるものの、前者の郢はある某郢、後者の郢はそうではないある某郢である可能性が棄てきれないのである。

『左伝』を素直に読めば誰でも了解できると思うが、右に掲げた五つの記事、及びこれに先立つ(黄の人は言った)郢からわが黄までは九百里もある(僖公十二年)、公子燮と子儀がクーデターを図つて、郢に築城し、(文公十四年)、という二つの記事を時間順に並べた上で、それらの郢がどこかへ遷徙したという記事がこの間まったくないという事情を前にすると、春秋前期以降、前五〇四年の都への遷徙まで、郢の位置には変化がなかったという認識しか生じようがない。楚国歴史地理研究は、こと『左伝』を使用する限りにおいては、この認識を大前提としてきたはずである。それが、もし右に示したように、そのうちのある郢はある某郢、ある郢はそうではないある某郢であり、たがいにどちらも「某」が省略されているため、実は異名異地であったにもかかわらず、一貫して同名同地であったという誤解がそこに生まれざるをえない、ということになると、そもそもの大前提が崩れて、春秋時代の郢を云々する手段として、『左伝』の記事はもはや意味をなさなくなる。これは大問題である。

再三再四逡巡せざるをえないところであるが、ここでは『左伝』に見られる単称の郢は同名同地の一つの郢であり、前五〇四年までその位置に変化はなかったという、従来通りの認識に従いたいと思う。確たる自信があつてのことではないのであるが、そう考へてこそ「楚居」が闔廬入郢事件の郢を「郢」と単称している理由が、より整合的に理解できると思われるのが、第一の理由なのである。

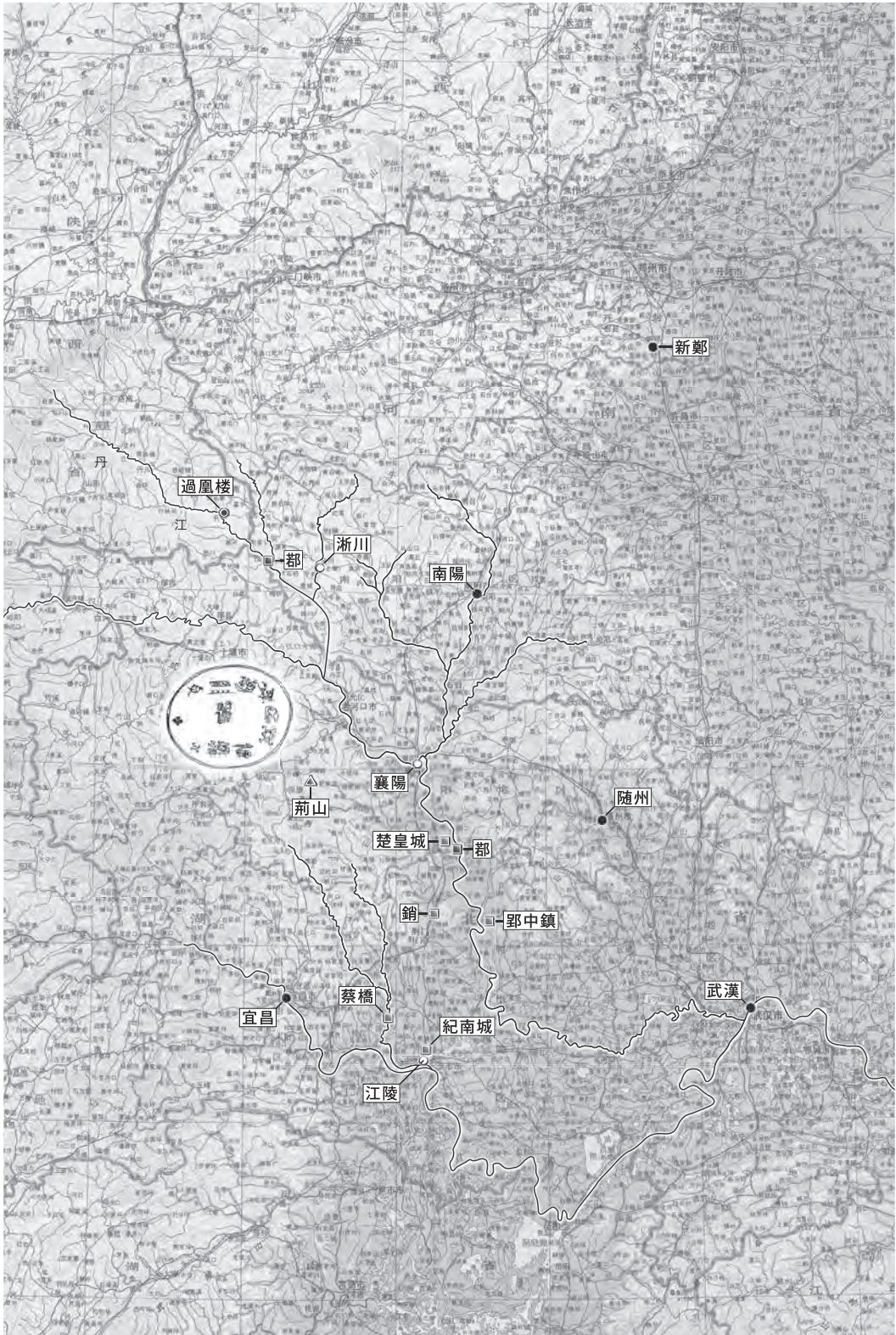
さて、右に挙げた五つの記事の通り、郢に築城工事を試みるなどして侵攻に備えていたにもかかわらず、前五〇六年、ついに呉軍の侵入を許し、呉軍の撤退によつて翌年には回復したものの、その翌年にはまたもや呉軍の大攻勢がはじまり、とうとう郢を都に遷徙せざるをえない事態となつた。

楚国はいうなれば滅亡の危機に瀕したのであるが、滅亡とは宗廟などの宗教組織が破壊されて、祖先以来の血統が絶たれることを意味する。それを回避するためには、都城のもつ宗教組織や都市機能そのものを、現在の城邑から別の城邑に遷すしか方法がない。そうすれば、呉軍が旧都城に入ったとしても、宗廟などは新都城に遷されており、別の地で血統を継承することが可能なのである。それに、新都城への遷徙は、内乱・外圧の双方によつて長年月続いてきている政治的混乱を、一挙に解消する重要な手段でもある。令尹子西たちは、このような抜本的方策の実行機会をかねてから伺つていたのであるが、呉軍の二度目の大攻撃が確実となり、人々が恐怖に襲われた時点こそが、逃すことのできない絶好の機会となつた。――『左伝』定公六年の一文の意味は、大要こ

のようなものであろう。

郢を都へ遷徙したというこの事件は、「楚居」が伝える、楚王本営の某郢への一時的遷徙とは質をまったく異にしていると考えねばならない。それは、都城がもつ本来の宗教組織・都市機能そのものを別の城邑に遷徙するという、文字通りの「遷都」であつた。その本来の宗教組織・都市機能をここまででない続けてきていたのが、『左伝』が僖公十二年の条以来、一貫して「郢」という単称でもつて表示してきた都城であつたわけである。その郢に呉軍が侵入し、翌々年には、さらなる侵攻を前にしてついに都城の全機能を別の城邑に遷したというのであるから、楚国史上の大事件である。『左伝』が三年間の記事にわたつて、一連の経緯を詳細に記しているのは、事件の重大さを思えば、しごく当然と言えるであろう。

以上の三つの問題に対する議論が、大筋において誤りないものとすれば、「楚居」が伝える闔廬入郢記事の郢は、武王創建の郢でなければならぬ。その郢は武王創建の時点から昭王時代の闔廬入郢事件まで、一貫して都城としての機能を果たし続けていたのである。「楚居」のこのような認識は、つまり『左伝』の認識とほとんど同じことになり、それぞれの歴史地理的認識を相互に認証づけていることになる。『左伝』がはたして「楚居」の内容を承知していたかどうかはともかく、数回の記事において「郢」と単称している城邑は、武王の創建以来、闔廬入郢事件まで一貫して都城の機能を果たしてきた、その城邑を指しているものである。



『中華人民共和国地図集』（地図出版社、1979年）をもとに作製。

考えてみれば、「楚居」は、武王が疆涅之披に造成工事を施して居住地を確保したため、その楚王と人々の居住地を「郢」と呼んだと記し、その後、数多い某郢を列挙したのち、闔廬入郢事件の部分にだけに「郢」という単称を使用しているのであるから、語句の用例からいっても、武王の郢と闔廬入郢事件の郢が同名同地であるというのは、きわめて自然ではなからうか。もしこの二つの郢が異地であるにもかかわらず、いずれにも「郢」という単称表記が与えられていたならば、それは「楚居」を読んだ楚国の人々に対して、あまりにも不親切な措置だといわねばならない。

なお闔廬入郢事件の翌々年都に遷都してのち、この武王以来の都城がどうなったかという点については、『漢書』「地理志」をはじめとする史書は、ある時点で再び都城機能が旧地にもどされ、以降長年月にわたり再び都城として存続したと考えている。この理解はおそらく正しいであろう。というのも、闔廬入郢事件が発生したのは昭王の時であるが、「楚居」が昭王の孫である王太子（簡王）の時に「疆郢」に遷ったと伝えているからである。この疆郢は、武王創建以降闔廬入郢事件まで存続してきた「郢」のある部分なのであるから、疆郢への遷徙は、結局「すでに「郢」が回復されていたことを意味してはならない。もはやここまですれば、より一段進んだ推測を提出してもよいと思う。それは、武王創建の郢は、都城全体を指す場合は「郢」と単称するのが一般的であったと思われるが、とくに為郢の部分・疆郢の部分の部分を指定して指す場合は「為郢」・「疆郢」と某郢称謂で称するのが一般的であった。もちろんこの原則が守られない例

もあつたであろうが、一応これが通例ではなかつたらうか。という推測である。

王太子（簡王）以降の楚王も、いくどか某郢への遷徙を実行しているが、その間もこの武王創建の郢は都城としての機能もつて存続したにちがいない。『包山簡』や『新蔡葛陵簡』に郢と単称されている城邑はつまりこの郢であり、前二七八年に秦軍の攻略によって陥落した郢ももちろんこの郢であろう。この点、「楚居」は武王建造のその城邑は郢と呼ばれることになったが、その郢という称謂は今に至るまで継続している」と記しており、とすればその語気からして、武王の郢は「楚居」を読んだ人々の時代まで一貫して存続していた可能性が高い、という守彬氏の意見をぜひとも参考にしなければならぬ（守彬）。

季連・穴熊にまつわる伝承、熊繹にまつわる伝承、宵囂が宵に到達したという伝承、武王が郢を創建したという伝承、呉軍が郢に侵入したという伝承、これらの伝承からうかがい知ることのできる戦国楚国の人々の歴史地理的認識が、楚国歴史地理の懸案問題の解決に、手段としてどのような影響を与えるかを、(1)(2)(3)(4)と順をおって以上に論じてきたつもりである。議論が一部煩瑣になってしまったことは反省しなければならぬが、結果としては、本節冒頭に示した、楚国歴史地理の懸案問題に対する目下の私案を、大きく揺るがすことにはならなかつたと言つてよいであらう。

結

以下には、本稿の執筆を終えた時点での、楚族の遷徙経路についての腹案を概略的に示すことで、結語に代えたいと思う。

のちに楚国を創設することになる楚族は、本来、陝西省東南部・河南省西南部・湖北省西北部⇨漢水上流地区の、ある河川の沿岸のある拠点を根拠地とする一族であった。それがしだいに、水運を使って他の沿岸拠点の種族と関係をもつようになり、一種の地域的結合体を形成した。季連と妣佳との婚姻伝説、穴熊と妣鬻との婚姻伝説は、そのような他種族との結合を反映しているであろう。熊繹時代の都との結合もその一つであるが、都とのかわりの過程において、楚族自身がある種の祭祀組織を創設したと思われることは重要である。政治的な結合、経済的な結合、文化的な結合、それとともに祭祀宗教的な結合があいまって、その地域的な結合体により強固に形成されていくからである。この地域的結合体の形成において、楚族はしだいに主導的な役割を果たすようになったにちがいない、その意味においてこの情況は、楚国形成の第一歩といえることができる。

楚族の本来の根拠地が位置していた、そのある河川がいったいどの河川であったのかは明らかにしがたいが、漢水北側の河川の一つであったことは、まちがいないのではなからうか。丹江はそのもっとも有力な候補であり、既存文献伝承が伝える西周時代の居地丹陽が、その地名の由来をおそらく丹江流域にもっていること、熊繹時代の都の位置が淇河が北から丹江に流入する現在の浙

川県寺湾鎮一帯にあったと想定されていること、丹江流域の商南県過鳳樓遺跡からいわゆる楚式鬲の原初形態とおぼしき陶鬲が出土していることなどが、その証拠としてあげられる。いずれにしても、陝西省東南部・河南省西南部・湖北省西北部⇨漢水上流地区、とくに漢水北側は、北の文化と南の文化、東の文化と西の文化、そして陸運と水運が交接する地域であった。そのような異なった文化、異なった気風が交接するところには、進取の気質に富んだ人々が出やすいものである。南陽かあるいは浙川出身と伝えられる、かの范蠡は、その代表的な見本である。のちに強大な楚国、華麗な楚文化を生み出すことになる楚族が、本来そのような地に拠った、進取の気質に富んだ種族であった可能性は、十分に考えられてよいであろう。

その後、楚族は漢水を南に越えて、湖北省西北部の荆山から沮水・漳水にかけての地域に南下したと思われる。当時において南北文化交往のもっとも重要なルートであった、襄陽―棗陽―随州―武漢という、随棗ルートに入っていくことがなかった理由は、おそらく単純なものであって、そこには鄧・随(曾)・鄂などの、殷系文化・周系文化をもった強大な勢力が割拠しており、進入がもとより不可能であったからである。言い換えれば、楚族は漢水西側の荆山東麓を南下することを余儀なくされたわけではあるが、他面このことは幸いにも、荊州地区という長江中流の重要な基地を掌握しうる可能性をもたらすことになった。しだいに南下して、宵敖に至って宵に到達するのであるが、この宵は襄陽―荊州を結ぶ幹線陸路上の要地であり、そこは荊州地区を指呼の間に

望む、絶好の戦略拠点に他ならない。

* 議論のなかでは引用しなかったが、漢水北側から漢水南側への南下については、見落とすことのできない記事が存在する。それは『新蔡葛陵簡』にみえている「昔我先出自郢、適宅茲沮・漳、…」(甲三・一一・二四)という記事である。この郢と「楚居」季連伝承の涑水の涑は、前者は邑に従い後者は水に従っているものの、「川」の部分共通している。つまり前者は涑水流域の城邑名、後者はその河川名そのものとみてまちがいない。次の適は、何琳儀氏に従ってその適と郢の間で断句して動詞に読むべきであり(何琳儀)、宍に従っているのであるから、「移動する」という字義にとるべきであろう。つまりここは、「我が祖先は郢(涑水)から出ている。そのち移動して、沮水・漳水の地に居を構えた」という文意にとらねばならない。とすると、郢(涑)水と沮水・漳水の地は、相応に離れていなければならない。したがって沮水・漳水が漢水南側である以上、郢(涑水)は漢水北側である可能性が高いと思うのであるが、いかがであろうか。

こうして次の武王の時に免に到達し、以降、春秋戦国時代を一貫して楚国の都城として機能し続けることになる郢が、ここに創建されることになった。漢水北側を出発して以来、長期間にわたって南下してきた楚族の人々は、ここにいわば定住の地を定め、郢は楚国の都城として、その長い繁栄を始めることになったのである。都城の建設といい、王号の開始といい、長期間にわたる一種の民族移動の一応の終了といい、武王時代こそは楚国形

成の一つの段階が完了した時代であった。この武王に至るまでの楚国の形成を、第一次楚国の形成と呼ぶことにしようと思う。

もともと、その郢はたしてどこであったのか、依然として謎のままである。第一次楚国の形成過程を以上のように回顧する限り、荊州地区以外のどこかに求めざるをえないと思うが、にもかかわらず、季家湖楚城や蔡橋遺跡、そして紀南城など、荊州地区の関連遺跡がいずれも決め手を欠いているのは、この点、まことに残念である。

武王の次の文王以降、楚国は漢水東部、さらには淮水流域から中原地区へと支配領域を拡大し、伝統ある古国を次々と支配下におさめていくことになる。その広大な領域をもった楚国の形成は、第一次楚国の形成とはおのずから質を異にしているはずであり、この文王以降の楚国の形成は、第二次楚国の形成ということができらるであろう。

文王以降、歴代の楚王はその居地をしきりに移動させた。「楚居」が伝えている十数回に及ぶ某郢への遷移はその例である。しかし、その移動は武王時代までのような種族の移動をとまなうものでもなく、都城機能の移動をとまなうものでもなく、何らかの理由による楚王本営の一時的な移動に過ぎなかった。その理由の第一はおそらく軍事作戦上の理由であり、この意味において、その移動はいわば大本営の臨時的移動と言い換えることが適切であろう。何回にも及ぶこのような移動の間も、武王創建の郢が一貫して都城の機能を継続し続けていたことは、いうまでもない。

それにしても、武王時代における荊州地区の掌握を画期として、

楚国が漢水東部・淮水流域・中原地区へと急激に支配圏を広げていくことができたのは、なぜであろうか。それは荊州地区から漢水中流へという、ごく短い距離での漢水への到達が可能になり、漢水の水運権の掌握が容易になったためではなからうか。楚族はもともと水運に長じた種族であったと考えられるのであるから、この水運権の掌握は、彼らの飛躍的發展を促すことになったであろう。「楚居」が伝える某郢のいくつかは、漢水沿岸の要港にちがいないとひそかに推測しているのであるが、その推測の根拠の一つはここに存在するのである。

以上の腹案を実証づけるには、そうとう精密な議論を必要とするが、今のところ議論どころか、該当する現地にいつてその地勢を見たり、現地所蔵の考古資料を考察するのがせいぜいである。末尾に掲げたのはその現地調査報告類の一覧であり、もし御覧いただければまことに幸いである。

最後に、石泉学説の来しかた行くすえを整理して本稿を締めくくりたいと思う。

武漢大学故石泉教授の学説は、次の三つの意見を骨子としている。

- 一、西周時代の居地丹陽は丹江流域にあり、当初は上流の商州あたりにあったが、西周中ごろに下流の浙川あたりに移った。
 - 二、春秋戦国時代の都城郢は、春秋初めの武王以降、前二七八年の秦軍による陥落まで、一貫して宜城楚皇城であった。
 - 三、その楚皇城は、そのまま秦・漢の南郡江陵県城となった。
- 近年長江中流域から大量に發現している秦・漢時代の簡牘資料

を読むかぎり、秦・漢の江陵県城が荊州地区にあったことは明白であり、宜城楚皇城であったとする三の意見は否定されざるをえない。本稿で述べたとおり、宵囂の宵が現在の荊門市の北方、子陵鋪・石橋鎮一帯であるなら、楚皇城が郢である可能性はかぎりなく低いものになり、二の意見もまた否定される可能性がきわめて高い。そうすると、残るは一の意見だけになってしまうのであるが、本稿での議論が正しいとするならば、どうやら当分の間はその学説的価値が保持されそうである。石泉教授四十年の学問大系が、このように検証されていくのを見るにつけ、学恩をこうむった者の一人として、いささかの感慨を禁じることができない。在天の先生は、この情況をどのように御覧になつておられるであろうか。「楚居」を読むにつけても、往時の先生の温容が、なつかしさとともにしきりに浮かんでくるのである。

引用論著一覧(引用順)

- 凡国棟「清華簡《楚居》中与季連有関几个地名」(《楚文化研究論集》第十集)。
 丁四新「郭店楚竹書《老子》校注」(二〇一〇年・武漢大学出版社)。
 二二五・二二六頁。
- 陳偉「郭店楚簡別釈」(二〇〇二年・湖北教育出版社)二二頁。
 劉樂賢「讀清華簡札記」(武漢大学簡帛網・二〇一一年一月一日)。
 趙平安「《楚居》的性質、作者及写作年代」(《清華大学学报》二〇一一年四期)。
 小寺敦一「清華簡『楚居』にみえる楚王居の移動について―楚国領域觀の成立に関する試論―」(復旦大学文史研究院、プリンストン大学東アジア学部・研究所・東京大学東洋文化研究所国際学術會議：小寺発表論文)。
 小寺敦二「先秦時代系譜編纂の成立過程とその意義」(《歴史学研究》)にほどこ

く掲載予定の二校コピーを小寺氏自身から頂戴した。あつく御礼申しあげたい。

劉彬徽「関于清華簡《楚居》的思考(之一)」(『楚文化研究論集』第十集)。

高崇文「長江流域青銅文化研究」(二〇〇二年・科学出版社)。「二、長江流域礼制文化的发展」。

趙叢蒼主編『城洋青銅器』(二〇〇六年・科学出版社)。「第三章、相關問題研究」。

黄鳴「从《楚居》的聶耳、伝説看商周之際的楚国地理与史实」(武漢大学簡帛網・二〇一一年・二月・二二日)。

黄錫全「楚武王(郢)都初探——讀清華簡《楚居》札記之一」(復旦大学出土文献与古文字研究中心網站・二〇一一年五月三十一日)。

趙平安2「試析《楚居》中的一組地名」(『中国史研究』二〇一一年一期)。

陳朝霞「从近出簡文再析都国歷史地理」(『江漢考古』二〇一二年四期)。

鄭威「(史記・楚世家)熊渠三子史料性質小考」(『江漢考古』二〇一一年一期)。

王紅星「楚郢都探索的新線索」(『江漢考古』二〇一一年三期)。

程少軒「談談《楚居》所見古地名、宵、及相關問題(武漢大学簡帛網・二〇一一年五月三十一日)。

石川三佐男「近年の楚辭研究に見る多彩な成果と新たな動向について——楚辭中の帝辞と呉楚戦争教訓詠の復元的研究——」(『中国出土資料研究』第十六号)

同「楚昭王の人物事跡考——楚辭天問篇成立の政治的きっかけを作った楚王「失格」の王——」(『出土文献と秦楚文化』6号)

張碩肖洋「从清華簡《楚居》看楚昭王時代楚国都城的遷徙」(『楚文化研究論集』第十集)。

守彬「从清華簡《楚居》談×郢」(『楚文化研究論集』第十集)。

何琳儀「新蔡竹簡選釈」(『安徽大学学報・哲学社会科学版』二〇〇四年三期)。

*李学勤・李守奎氏らをはじめとする清華大学グループの清華簡の関する論考は「古代簡牘保護与整理研究」(二〇一二年・中西書局)「清華簡整理研究專題」にまとめられている。

著者関連報告類

谷口満「楚族の故郷を探し訪ねて——縮酒之郷・南漳——」(東北学院大学「アジア流域文化論研究」I)。

同「続・楚族の故郷を探し訪ねて——丹江Ⅱ石泉ルートを行く——」(同右Ⅲ)。

同「三足鼈の故郷——談談丹陽的地望——」(『石泉先生九十誕辰紀念文集』)。

同「楚都丹陽探索問題の行方——丹江口大ダム一帯の考古新知見によせて——」(『東北学院大学論集・歴史と文化』四四号)。

同「襄樊博物館所蔵楚国青銅器珍品二件——楚文化淵源探索の新資料——」(東北学院大学「アジア文化史研究」一一号)。

同「襄陽再訪記——襄陽・老河口・穀城・宜城に楚式鬲を訪ねて——」(東北学院大学「アジア文化史研究」VIII)。

同「試論清華簡《楚居》对于楚国歷史地理研究的影響」(『楚文化研究論集』第十集)。

同「談談秦節永安鎮与涪陵小田溪出土的珍奇巴文化青銅器」(夔州文化暨重慶歷史地理專業委員会【第六屆年會】論文集)。

〔付記〕報道によると、二〇一二年六月十八日、宜昌市白洋鎮の工事現場から十一件の青銅鐘と一件の青銅鼎が発見された。いずれも西周中晩期のものであるという。その鐘の一つに、楚季宝鍾厥孫乃猷公公其万年受厥福」という銘文が刻まれており、劉彬徽先生や高崇文先生など、専門家たちの熱い視線をあびていると伝えている。いうまでもなく、銘文からして西周時代の楚器であることはまちがいない、鄂西西周楚文化の資料的空白を埋める貴重な発見に相違ないからである。(『荆楚網』二〇一二年八月二〇日付け)。一日も早い報告の公表を望みたい。

※本稿は、科学研究費基盤研究(C)「楚式鬲からみた楚文化の形成と展開及びその変容」による研究成果の一部である。

紀州藩で製作された銅人形について

——その監修者と近代における展示についての覚書——

加藤 幸 治

はじめに

筆者は人・物・情報の流通による新技術や知識の受容の過程でいかなる文化変化が起こるのかを、物質文化を通して研究することを一貫したテーマとしている。その研究の事例研究として、これまで郷土玩具や農山漁村の生産に用いる道具を対象に、方法的検討を行ってきた^①。ここでは、物質文化と文献史料、聞き書きを総合的に用いて、歴史的展開を追跡することを試みてきた。現在取り組んでいることは、歴史的にさまざまな主体が所有しながら伝世してきた造形物を、文献の検討と実物資料の検討を通してその背景を明らかにし、新技術の知識の受容過程を描く試みである。その研究素材として筆者が注目したのが等身大の人体模型、いわゆる銅人形とよばれるものである。銅人形は、気血が流れる経絡と鍼灸を施す経穴とを、立体の人体模型に表現したものである。それは、経絡・経穴の知識の集成として、また漢方医師の人体観を具現化した作り物として、また教育と技術鍛錬の教材として製作された。

これまで銅人形は、単なる近世の医学教材の標本資料としか位

置付けられてこなかった。すなわち、その研究においては、中国で発達した医学とその教育法と教材が、日本にどのような形で受容されたかに重点が置かれるが、ここには二つの視点が欠落している。ひとつは、当時の医学的知識を総動員して作られた個々の銅人形が、いかなる事情から製作が進められ、その製作がどのような政治的・文化的意義を持ったかというローカルな背景に対する歴史的視点である。もうひとつは、銅人形をはじめ製作した当時の工人は、どのような技術と工夫を凝らして、未知の銅人形制作に臨んだかという工芸史的視点である。筆者は、こうした問題意識で銅人形の調査を始めたが、本稿ではその基礎作業で断片的に明らかにしえた、紀州藩で製作された銅人形とその監修者の背景について報告する。

ところで、鍼灸による病気の治療は、もともと中国から我が国にもたらされた知識と技術であるが、江戸時代以降、庶民にも施術されるものとなった。江戸時代には数多くの鍼灸の理論書や教則本が出版された^②。また、人体の経穴と経絡を图示した明堂図も、刷り物で数多く製作され、技術の教授に使われた^③。また、木製や和紙の張子製の銅人形も、教具として用いられてきた。これら

灸指南書、明堂図、木製・紙製銅人形³は、現在も各地の博物館等に保管されている。

これに対し銅合金を素材として用いて製作された銅人形は、当時の人体に対する知識の粋を極めたものであった。我が国で製作された銅人形のなかでもっとも有名な資料は、東京国立博物館蔵の二体の銅人形であり、一体は国の重要文化財に指定⁵されている（以下、重文「銅人形」）。また、ドイツのハンブルク民族学博物館には、これと極めてよく似た銅人形が保管されている（以下、ハンブルク民博「銅人形」）。重文「銅人形」とハンブルク民博「銅人形」は、経絡・経穴のみならず精巧に模造した木製の五臓六腑や骨格も付属する。

東京国立博物館所蔵の重文「銅人形」と、ハンブルク民博「銅人形」には、共通点がある。ともに飯村玄齋という人物が考案したと記されていることである。本稿は、この飯村玄齋をはじめ、



重要文化財「銅人形」
東京国立博物館所蔵 Image: TNM Archives

銅人形製作にかかわった紀州藩の士籍医師について追跡する研究ノートである。

また、近代に入ってそれが展覧会、博物館といった近代のメディアによって一般の人々の目にさらされていく過程の資料も紹介する。

第一章 現存する銅人形の来歴

第一節 東京国立博物館所蔵の重文「銅人形」

* 附資料について

東京国立博物館には二体の銅人形が所蔵されている。うち一体は重文に指定されており、日本の彫刻史のなかでも極めてユニークな資料として知られている。この資料の来歴を示す資料は多くないが、銅人形本体の足の裏に記された銘と附（ついたり）の文書と箱書きによっていくらかのことをうかがい知ることができ

る。

附の文書は、銅人形に認められる銘について記している。

考 飯村玄齋 秋田古菴 工 岩田傳兵衛 鑄 又三郎 寛
文三年壬寅十二月吉日成

右者寛政九年巳七月廿三日公儀御醫師山崎宗雲殿拝見被仰付
候二付損候所有之馬具師村上九兵衛前日繕被仰付候節相改候
處銅人形左右之足之裏二認メ有之候

すなわち、一七九七（寛政九）年、幕府の医師山崎宗運が、銅人形を拝見したいというので、壊れた部分を馬具師村上九兵衛に修理をさせた。その折、銅人形の両足の裏に記された銘を見つけ、これを記したという。この文書が作成されたのは、山崎宗雲が銅人形を見分した翌日の「寛政九年巳七月廿四日」とある。

この文書は、いくつかの点で興味深い。

ひとつめは、製作に関わった人物の名を知ることができるところである。その内容は「考 飯村玄齋 秋田古庵 工 岩田傳兵衛 鑄 又三郎」である。つまり、設計者にあたるのが飯村玄齋と秋田古庵、施工が岩田傳兵衛、銅製部品の鑄造を行った又三郎であることがわかる。このうち飯村玄齋と岩田傳兵衛は紀州藩の銅人形製作において重要な名前である。後に詳細に述べるが、飯村玄齋家は紀州藩の由緒ある鍼灸の医家であった。初代は、紀州藩の初代藩主頼宣とともに紀州入りした。三代目飯村玄齋栄顕は、この銅人形製作で経絡・経穴を監修し、その考案に主体的な役割を果たした。秋田古庵は紀州藩士ではなく、どういう人物かは不明である。

二つ目は製作年代がわかる点である。「寛文三年壬寅十二月吉日成」とあり、一六六三（寛文三）年は、本資料が江戸時代前期の作、紀州徳川家の祖である頼宣が藩主であった時期に製作されたことを記している。ただし、この記述は寛文三年に製作されたことを示す銘を、製作年から一三四年後の一七九七（寛政九）年に発見して記録したという記述であるという留保はつく。また、寛文三年の干支は癸卯であり、銘にある壬寅はその前年一六六二

年である。この矛盾をどう理解するかも問題である。

三つ目は、破損部分を馬具師の村上九兵衛が修理している点である。銅人形の修理をなぜ馬具師が行うのであろうか。後に述べるように、紀州藩における銅人形製作は、一七世紀中葉の一五年間に集中的に行われている。幕府の医師山崎宗運に見せるために修理したとする一七九七年には銅人形を製作できる人材がいなかったために、立体造形物の細工物に長けた馬具師が依頼されたのであろうか。ともかく、一八世紀末には紀州藩にはそれを製作する人材はなかった。

四つ目に、この修理そのものが、幕府医師が閲覧を申し出たことに応じるためであった点である。それまで一三〇年あまりの間、銅人形は人目に曝される機会が少なく、経絡・経穴の教育的で製作されたはずの銅人形が、実際には使われることなく收藏されていたかもしれない。加えて、一七九七（寛政七）年になって、わざわざこれを見るために幕府から医師が紀州入りしている理由についても考える必要がある。注意しておきたいことは、一七世紀末のこの時期は、紀州藩第一〇代藩主治宝（はるとみ）の治世である点である。治宝は、文化・芸術・学問を奨励し、御庭焼を設置して茶器を焼き、楽をたしなみ雅楽の名器や文献を収集したことで知られている（国立歴史民俗博物館所蔵「紀州徳川家伝来楽器コレクション」）。治宝の時代、藩の所有する古い文物や古玩に対する価値が再評価されていた時期であった。治宝が和歌山城下に医学館を設置したことから考えても、幕府医師の視察による銅人形は決して偶然的な出来事ではなく、銅人形、再発

見」の時代的背景として気にとめておく必要がある。

最後に、この修理の契機を作ったのが幕府医師山崎宗雲である点である。この人物の詳細については筆者は調べ切れていない。しかし、山崎宗雲は東京国立博物館が所蔵するもう一体の銅人形の監修者とされている。東京国立博物館の展覧会解説では、「一八世紀後半、幕府の侍医山崎宗雲（一七六一～一八三五）は『銅人腋穴鍼灸図経』を校訂・注釈し、その研究成果をもとに等身大の「銅人」を銅で鑄造した。全身に三六〇の経穴があり、もとは中国の宋代に医師国家試験に使用された。明治一〇年に内務省博物館に移管された。」（東京国立博物館二〇一一）とある。その根拠となる資料を筆者は見えていない。この資料の来歴については、元東京国立博物館東洋課長の佐藤昭夫が著書で次のように述べている。「一応わかっていること」というと、幕府が経営していた江戸医学館に所蔵されていたのを、明治十年ごろ、博物館の準備のため博物館に移管されたものであることくらいである。」（佐藤一九八一、一三四頁）もしこの銅人形が山崎宗雲の作であれば、宗雲による重文「銅人形」の閲覧は、それを製作するための参考とすることが目的であったのだろうか。

次に、この銅人形の来歴を示す資料に、附の箱書きがある。この箱書きには「旧伊豫西條藩主 松平頼英寄贈」とある。この記述から、銅人形が旧西条藩の所有物であったことと、旧とあるので廢藩置県以降に国に寄贈されたことの二つがわかる。その西条藩は紀州藩支藩である。前者について、西条藩へどのような経緯で紀州藩からもたらされたかは不明である。後者について、松平

頼英は西条藩最後の藩主としてその時期は一八六二（文久二年）～一八七一（明治四）年である。西条藩は明治新政府側について官軍として戊辰戦争に加わり、最後の藩主松平頼英は知事となり、のちに子爵に叙されている。何かの契機に、ある意図をもって、藩の旧蔵品が国に寄贈されたのであるが、その経緯を示す資料は筆者が西条市で行った調査では見つけることができなかった。

*実物資料の所見について

東京国立博物館所蔵の重文「銅人形」の熟覧は、筆者に許可されなかった。そのかわり特別陳列「健康を考える」（平成二三年八月三〇日～一〇月一〇日）にて展示場に陳列された際、展示場内でガラスケース越しに調査することのみを許された。この資料の観察によるいくつかの所見をここで述べる。

まず、全身が網目のように透かした銅の素材でできていることはわかるが、詳細に見てみると、銅を六角形の亀甲紋を並べたようなパターンで抜いて作られた板を、立体に組んでいることがわかる。体部全体は、六区に分けて鑄造していると『図版目録 日本彫刻篇』（東京国立博物館編一九九九）は記している。これのような技法で製作するのは不明である。また表面は平滑ではなく、波打った凹凸が全体に見られる。耳・瞼・唇・乳首・男性器・手足の爪は銅合金で作った別の部品が付けられ、眉毛は動物の毛を移植している。全体としては、細身の男性老人として造形されている。全身に張り巡らされた五色の経絡は、薄い板状のテープのようなものを貼り付けられており、通過する経穴は赤色

で着色されている。金属に対し、どんな顔料と技法を用いて着色しているかはよくわからないが、多色の顔料を表面に塗布していることは目視で確認できた。また、胸板、背中、首筋部分は、体の表面の網目板を外せるようになっており、持ち手となる小さな輪金具も装着されている。内臓は木製で五臓六腑と骨が着色されて文字通り内蔵されている。

加えて、大きな破損箇所がみられる。まず足の甲の上から足首にかけて両足とも屈折した痕跡があり、破損箇所は修理されていない。また右腕から肩にかけて部品が曲がっており、裏側には太い銅線による雑な修復痕も認められる。右上腕部分は部品が大きく欠損しており、あるいは右腕はこの修復した銅線のみで接続している状態かもしれない。右腕の肘が不自然に外側に張っているのは、本来は腕はもう少し手のひらを前方に見せるような角度でついていたことを窺わせる。体全体も前傾しており、胴部は土台に固定された支柱に、二本の革紐のような太い紐と一本の銅線で結び付けられている。これら破損部分を総合して考えると、おそらくこの銅人形は一度、立った状態から右前に向かって倒れて破損している。両足首の破損は、足がある程度固定された状態から体が前屈したことを示しており、その破損は特に左足部がひどい。これがいつの時点の破損事故なのかはわからない。どの部分が一七九七年に修復された修復か所で、どの部分がそうでないかわかる手掛かりはないが、右腕を留めている銅線や背中に固定している革紐は、近世まで遡るものではないように見える。ちなみに土台は木製で、下をのぞくと木製の車輪が四つ装着されている。

かつては銅人形を支柱に固定したまま後ろから押して運搬することができたようである。

第二節 ハンブルク民族学博物館所蔵の銅人形

ハンブルク民博「銅人形」の足裏には「飯村玄齋考 寛文九年 己酉歲三月吉日成」とある。

飯村玄齋の監修であることから東京国立博物館所蔵の重文の銅人形と同様の背景をもつことがわかり、製作年は一六六九（寛文九）年と重文「銅人形」の六年後である。紀州藩徳川家初代藩主頼宣はこの年五月に隠居するが、三月はまだ在任中であり、これで重文「銅人形」とあわせて二体の銅人形が頼宣の治世に製作されたことがわかる。ただ、この資料がどういった経緯でこの博物館に所蔵されるに至ったかは不明である。現在この資料は、非常に繊細な作りであることから展示には供されておらず、熟覧も叶わなかった。

筆者の現地調査では、ドイツには医学史関係のコレクションが相当な規模で存在することが明らかである。二〇世紀初頭に開催された衛生博覧会等では、日本を含む東洋医学の文物も陳列され、一部は現在もドイツ国内の博物館に収蔵されている⁶⁾。また、あるいは近代のある時点で、骨董商を通じて医療関係の資料が日本から持ち出された可能性もある。この資料の来歴については、今後のヨーロッパの日本学の研究成果等に期待したい。

第二章 銅人形製作に関わった人物

第一節 飯村玄齋

飯村玄齋の史料上の初出は、前掲の東京国立博物館所蔵の銅人形の銘（一六六九年）であり、それを書き写した附文書は前述のとおり一七九七（寛政七）年に書かれた。そして次がハンブルク民族学博物館所蔵の銅人形の銘（一六六九年）である。飯村玄齋が存命中に名を書き残した資料はこれらのみである。

紙資料に記された飯村玄齋の名の初出として、紀州藩が作成した藩史である『南紀徳川史』に、紀州徳川家初代頼宣が紀州入りした時の家臣一覧を記した部分に飯村玄齋の名が見える。また、「四拾石 飯村氏 玄齋 子孫又新 南龍院様仕六拾石か光貞 御代蒙御勤役御免其子又新京都浪人仕其子又新被召出」とある。飯村家の詳細についてより明らかにするため、筆者は『紀州家中系譜並二親類書書上』を和歌山県立文書館で調査した。これは、幕末に紀州藩士の各家の系譜と親類を報告させたもので、家によつては詳細な系図が残っている。和歌山県立文書館でマイクロフィルムとそのコピーが閲覧でき、このなかに一八四八（嘉永元年）に「小普請御医師 飯村玄齋栄照」が提出した「系譜」がある。ここには、飯村家の歴代の簡単なプロフィールが記されている。重文「銅人形」およびハンブルク民博「銅人形」の製作紀年銘と、「系譜」上の人物を照合すると、その製作に関与していたのは三代目飯村玄齋栄照ということになる。その記載によると、銅人形製作についての飯村玄齋の役割は経絡・経穴の監修者であつ

たことが記されている。「御好之銅人形乃儀付経絡愈穴之儀委細吟味仕立差上申候 右二付御加増五石被下置候」とあるように、銅人形製作は藩命で行われ、その成果によって飯村玄齋家は加増された。飯村玄齋栄照が銅人形を製作したのは、跡目を継いでから奥の医師となるまでの一六六〇年～一六七一年の間である。飯村玄齋監修の銅人形は、東京国立博物館所蔵が一六六三年、ハンブルク民族学博物館所蔵が一六六九年であるから、二体についての記述があつてしかるべきだが、ここでの銅人形についての記述は一体に対してのみである。銅人形製作については「年月不知」としてあるので、「系譜」に記述された銅人形が、重文「銅人形」およびハンブルク民博「銅人形」のどちらについて述べているのかはわからない。

以下、各代の飯村玄齋について簡単にまとめる。

初代目 飯村玄齋栄就

・越中の生まれで、天正年間に徳川家康に「御針医」として四十五石で召抱えられ、関ヶ原合戦時にも同行した。紀州藩初代藩主頼宣（家康の十男）とともに紀州に入り、以後藩医として勤め、一六二九（寛永六）年に病死した。

二代目 飯村玄齋栄之

・山城の生まれで、初代藩主頼宣の代に、父玄齋の跡目を受け、四十五石取りの表御殿の「御針医」を勤めた。一六六〇（万治三）年に病死した。

三代目 飯村玄齋栄顕

・紀伊の生まれで、初代藩主頼宣の代の1660(万治3)年に、父の跡目を受け、四十五石取りの「御針医」を勤める。
 ・年は不明だが、藩命で銅人形の「経絡愈穴」(膈血II背中)の「委細吟味」を申し付けられ、その功績によって五石の加増となった。

・二代藩主光貞の代の1671(寛文11)年に、奥の医師となる。しかし「心得違」のため「御暇」を願い出て、それが「不届」であるとして改易させられる。

・將軍家光の「年回」の時、日向様(不明)が詫びてくれたことで、城下への出入りを再び許された。その後は「御用筋」の仕事には関わるが、召抱えられることなく、1699(元禄12)年に病死した。

・その子又新は、浪人として一生を終える。

その後は、四代目飯村又新栄が、1781(天明元)年、再び「御針医」として召抱えられたのを機に、順調に扶持を増やす。文化十二(1815)年に病死した。六代目飯村玄齋栄照はこの系図が作成された1848(嘉永元)年の当代である。

ちなみに、『文久元 紀士坤』という史料がある。これは1861(文久元)年当時の紀州藩士の禄高を一覧した藩の記録であり、飯村玄齋は「寄合御医師」の役職で「十五石」取りとされている。「寄合御医師」のリーダー格の木下玄宅なる人物が「百五十拾石」取りであるから、禄高はその十分の一にすぎず、下級の医

師であった。この飯村玄齋は、生年から六代目飯村玄齋栄照とわかる。

これらの史料から、飯村家は家康以来の由緒ある医家であり、紀州藩の初代藩主とともに紀州入りした名家であった。初代から鍼灸師として活躍し、代々その職業を受け継いでいった。その三代目の飯村玄齋栄顕は、藩のプロジェクトであった銅人形製作で経絡・経穴をひいてその企画に主体的な役割を果たしたと思われる。伝世する二体の銅人形に「考」すなわち監修者として銘を残した。この時期は、飯村玄齋自身にとっても、飯村玄齋家にとっても絶頂期であった。その後飯村玄齋栄顕は、その後何らかのトラブルで藩医の職を退くことになる。その理由は含みのある表現で書かれているがわからない。辞したのは玄齋自身の意思であったようであるが、最終的には改易という懲罰的な扱いを受ける結果となった。

飯村玄齋栄顕の子らは浪人として不遇な生活を送るが、四代目以降は再び紀州藩に召抱えられ、養子を得たりしながら家としての医術の水準を高めようとした。しかしその地位は決して高まったとは言えず、藩士やその家族を診療したり、医学館(言わば藩の大病院)に関わったりしながら明治を迎え、紀州藩の消滅後の飯村玄齋家の消息については不明である。

第二節 岩田道雪

東京国立博物館所蔵の銅人形の銘と附文書に、銅人形の製作者としての「工」にたずさわった人物として岩田伝兵衛が挙げられ

ている。「考」にたずさわった飯村玄齋とともに重要な人物のひとりであるが、今回の調査では岩田傳兵衛という名前を藩制史料その他から見つけ出すことはできなかった。

ここで注目したいのが東京大学医学部所蔵(医学部標本室保管)の紙塑製「胴人形」の製作者とされている岩田道雪という人物である。その岩田道雪については、前掲の『紀州家中系譜並二親類書書上』に六代目飯村玄齋榮照と同じ役職の「小普請御医師」の岩田玄仙が一八〇七(文化四)年に提出した、岩田家の系譜が含まれている。ここには、東大医学部所蔵の「胴人形」の製作者とされる岩田道雪の名と、銅人形に関する記述を発見することができた。

それによると岩田家初代、岩田道雪重信は、山城の生まれで、紀伊徳川家初代藩主頼宣に四十五石で召抱えられ、頼宣の紀州入りに同行して土席医師となった。一六七七(延宝五)年に八十五歳で病死したとあるので、逆算すると一五九一年の生まれとなる。銅人形については以下の記述がある。

承應三甲午年月日不知銅人形式ツ兪穴奇経八脈之経引候被仰付候無故障相勤差上候処格別二御誉頂戴仕銅人形壺ツ並銀時服拝領仕候右銅人形代々持伝罷在候

そして一六五四(承応三)年、藩命によって銅人形二体の「兪穴奇経八脈之経」を引いた。これにより銅人形一体と褒賞金を拝領したとある。そして、その銅人形は岩田家に代々保管されてき

たとある。この記述には三体の銅人形が登場する。二体は一六五四年に岩田道雪自身が製作にたずさわった銅人形で、それは藩の所有物となったはずである。もう一体は、二体の銅人形を製作した褒美として藩より下賜された銅人形である。すなわち、岩田道雪が製作する以前に、紀州藩はすでに銅人形を少なくとも一体持っていたということである。これ以前に、紀州藩で銅人形を製作した記述はないので、日本で作られたものではない可能性もある。

東大医学部が持っている来歴情報では、東大の胴人形は、中国からもたらされた模型をもとに一六六〇(万治三)年に岩田道雪が製作したとされており、道雪が紀州藩から下賜された銅人形をもとに製作した可能性も否定できない。その後、一六六三年には重文「銅人形」が製作され、「工」として岩田傳兵衛の名が残る。しかし、この岩田家の系譜には、傳兵衛は見られないが、本人もしくはそう遠くない家系の者であろう。

第三節 秋田古庵

紀州藩士・藩医その他、藩に召抱えられていた全ての秋田家の『系譜』を調べたが、古庵という名前を持つ、あるいはこれを号した人物は見られなかった。秋田姓の諸家のなかで医術関係にたずさわった者はいなかった。そのため重文「銅人形」の飯村玄齋との共同監修者である秋田古庵は、紀州藩医でない可能性が高い。

第三章 紀州藩で製作された銅人形

ここまで、現存する紀州藩製作の銅人形と、その製作に携わった人物の経歴についてのべてきた。そのなかで複数の銅人形についての記述があったが、表はそれを集約したものである。

まず文献上では、紀州藩は都合六体の銅人形を製作したことがわかる。このうち、岩田家の系譜にあらわれるA・B・Cは現存

人形	製作年	内容
銅人形 A	一六五四年	初代岩田道雪重信が、藩命により製作に関わった二つの銅人形のうちのひとつ。
銅人形 B	一六五四年	初代岩田道雪重信が、藩命により製作に関わった二つの銅人形のうちAでないもの。
銅人形 C	一六五四年以前	A・Bの銅人形製作の褒美として、初代岩田道雪重信に下賜された旧紀州藩所蔵の銅人形。一八〇七(文化四)年時点で岩田家に伝来。
銅人形 D	一六六〇年?	東京大学医学部に所蔵されている「胴人形」。紀州藩から下賜された銅人形をもとに岩田道雪重信が紙塑で製作されたと思われる人形。
銅人形 E	一六六三年	東京国立博物館に所蔵されている重文「銅人形」。「考」三代目飯村玄齋栄顕・秋田古庵・「工」岩田伝兵衛・「鑄」又三郎によって製作され、一七九七年に幕府医師に見せるため馬具師が修理し、西條藩主松平頼英が所有し、何かの経緯で国に寄贈された。
銅人形 F	一六六九年	ハンブルク民族学博物館に収蔵されている銅人形。三代目飯村玄齋栄顕が「考」と銘がある。一九二九(昭和四)年に寄贈されたとされる(長野二〇〇一)。

が確認できない銅人形である。Dは東京大学医学部所蔵の銅人形であり、来歴情報についてはより詳細に検討する必要がある。E・Fは現存する二体の銅人形で、一点は東京国立博物館所蔵、もう一点はハンブルク民族学博物館所蔵である。飯村家の系譜にあらわれるのはそのどちらかである。

第四章 展示される銅人形

東京国立博物館所蔵の重文「銅人形」は、何かの契機で国に寄贈され、大正期には東京帝室博物館(現東京国立博物館)の所蔵品となっていた。この時期はまだ「銅人形」は文化財指定されておらず、歴史資料の珍品といった程度の評価であったろう。この銅人形が外部の展覧会に出陳されたことがわかる資料がある。『第六回極東熱帯医学会附帯展覧會 日本医学歴史資料目録』⁽⁸⁾である。

極東熱帯医学会は、大正期に活躍した寄生虫学者吉田貞雄の説明によれば以下のようなものであった。「本会の由来は遠く一九〇八年にその端緒を現わしている。当時、東洋諸邦の医学者に国際的に門戸開放を唱え、諸国協力して医学の進歩を計り、東洋より病魔の駆逐を企てんとするの議が起った。この意見が益々盛になり、遂に国際的連合医学会設立の必要を見る様になって、本会が創設されたのである。」そして、その大会は、第一回(一九一〇年)マニラ、第二回(一九二二年)香港、第三回(一九二三年)サイゴン、第四回(一九二二年)ハワイ、第五回(一九二三年)

シンガポール、第六回（一九二五年）東京、第七回（一九二七年）カルカッタ、第八回（一九三〇年）バンコク、第九回（一九三四年）南京と開催された。

銅人形が展示されたのは、この第六回の東京大会にあたって開催された展覧会である。その学会の規模と概要を伝える数少ない資料として、「極東衛生会議を愈よ日本で」と見出しが付けられた新聞記事がある。

極東衛生会議を愈よ日本で 東洋の權威二十余氏が明年九月二週間に亘って

国際連盟に於いては来年九月から約二週間に亘って東洋衛生技術官交換視察会及び第六回熱帯病学会の極東大会を我が日本に於て開催する事に決定し内務省でも之れが接待費として六千円を明年度予算に計上した、此の大会は我国では最初の国際会議で参加者の顔触れはオーストラリア、インド、フリッピン、支那等の東洋各国の代表者二十余名で其の中には世界的の脚氣研究者として知られているオーストラリアのソーヤー氏、インドの寄生虫学の大家ランゲン氏も居る滞在中は日本に於ける主要都市の医科大学病院等の衛生的設備行政の实地視察をなし、又意見の交換を行うが、極東医学界の重大なる問題となつて居る東洋特有の、脚氣と白米の關係と、まぢまぢになつて居る検疫法の統一などは当然此の大会の重要な議題となるらしい、我が国の關係者はいまから既に諸般の準備中であるが大会費は十萬円の予算である、尚此の会

を期して我が国の熱帯病学会を極東熱帯病学会と改称し北里柴三郎博士が会頭に長与又郎博士が副会頭に正式に推される筈である。

（国民新聞一九二四（大正二三）年一月二九日付）

目録の序の日付から、展覧会は大正一四年一〇月から開催されたようである。目録によると、展覧会部長を宮島幹之助が、監修を富士川游・呉秀三が務めた。宮島は、米沢出身の寄生虫学者、国際連盟保健機關常設委員帝国代表委員等、富士川は広島県出身の医学者で『日本医学史』の著者、趣味家としても知られる、呉秀三は広島県出身の精神科医、東京帝国大学名誉教授である。本書で、呉は展覧会について次のように記している。

本展覧は、日本醫學の發展と、その西洋醫學並に支那醫學との交渉を、年代を追ひ又一部は科目を分けて、一目の下に瞭然たらしめんことを目的としたり。而して其年代に就きては、明治革新を以てその終りとし、その圖書は凡てその代表的のもの、みを選びたり。

展覧会は、総展示点数三〇九点という大規模なもので、これだけの展覧会は博物館全盛の今日でもありえないほど充実した内容である。展示の構成は以下のようなものであった。展示点数は目録に掲載されている資料を数えて記している。

第一 古代より室町末に至るまで醫學一般に關して 五三点
 第二 醫學の各分野に關して

一 解剖學 三四点

二 産科 一二点

三 外科 四二点

(い) 支那の外科書の一つ 一点、ろ 南蠻流及和蘭
 流外科の書物 二〇点、は 華岡流の外科 一〇点、
 に 近世の西洋外科の書 一一点)

四 繃帶學及び整形外科 五点

五 鍼灸科 八点

六 藥物學 二〇点

(い) 支那の書物 四点、ろ 日本の書物 七点、は
 特に治療に關する意味に於て 三点、に 西洋學の直
 接影響を受けたる書物 六点)

七 内科學 一二点

(い) 漢方醫の著書として(和蘭醫學の影響あれど)
 一点、ろ 西洋醫方たる内科の書物 七点、は 漢方
 内科に於ける特殊の分域單行本 四点)

八 診斷學 一〇点

(い) 漢方 六点、ろ 蘭法 四点)

九 治療學 一一点

(い) 漢方醫家の治療學書 七点、ろ 蘭方醫家の治
 療方書 四点)
 十 婦人科 四点

(い) 漢方醫の婦人科著書 三点、ろ 西洋醫の婦人
 科著書 一点)

十一 小兒科 二点

十二 眼科學 七点

十三 痘瘡學 一六点

(い) 漢方醫學として痘瘡に關する著述 五点、ろ
 漢蘭の種痘法 六点、は 除痘の宣傳 五点)

十四 徵毒學 三点

十五 軍陣醫學 四点

十六 法醫學 四点

十七 其他醫學に近接せる科学 一二点

十八 一般洋學に關して 一七点

第四 外人の部

一 ケンペル 六点

二 トウンベルグ 五点

三 シーボルト 一〇点

四 ポンペ 一点

第五 雜種 一一点

合計三〇九点

第三が抜けているのは何かの誤りであろうが、ともかくその内
 容の豊富さと規模に驚かされる。出陳者は、富士川、呉の私蔵書
 に加え、東京帝室博物館や帝国図書館、紀州徳川家当主徳川頼倫
 の私設図書館であつた南葵文庫(現東京大学総合図書館蔵)、慶

應義塾、長崎県立図書館、東洋文庫などである。この展示の博物館史的意義については、今後考察を深めたい。

この日本医学界の威信をかけた展覧会に出品されたのが、現在も東京国立博物館に所蔵されている二体の銅人形である。目録の記述は以下のとおりである。

五 鍼灸科

支那より傳はり我日本に於て相當發達を遂げ、江戸幕府時代には此を官醫の一科とし、又一簾の學者ありたり。

一四七 銅人形

飯村玄庵 秋田古庵考案 製作年代 一六六三 一臺 東京帝室博物館出品

飯村・秋田二氏の考案に基き、岩田傳兵衛製作し、又三郎の鑄造せるものにして、一七九七年に山崎宗雲檢攷修覆したり。松平頼英よりの献品なり。

一四八 銅人形 製作年代 不詳 一臺 東京帝室博物館出品

右は元江戸幕府の醫學館にありたるものにして、支那より渡來せしものなりと傳ふ。

紀州藩で製作された銅人形は一四七の資料である。ここでは、飯村玄齋を「玄庵」と記し、山崎早雲自身が修復したような説明がなされるなど、前掲の附資料の記述内容の誤読がある。一四八の資料は、現在も東京国立博物館に所蔵されているもう一体の銅

人形である。その来歴については、「支那より渡來せしものなりと傳ふ」とあるが、これは現在国産であるとされている（小曾戸一九九三）。この来歴について、佐藤昭夫は「話だけで根拠はなさそうだが、豊臣秀吉による朝鮮侵攻の際に加藤清正が持ち帰ったものだともいう。こういうものになると朝鮮征伐、人物というに加藤清正というのが、きまり文句になっているらしいが、果たしてほんとうだろうか。」というエピソードを紹介している。中国や朝鮮に起源を求めることは、この資料の権威づけのための方便であつたと思われるが、実際のところは医学館から明治政府の博物館に移管されたということしかわからない。

ちなみに博物館について触れておく。明治政府が設置した二つの組織、すなわち「古器旧物」を保存しそれによって歴史を明らかにするとの観点から物を扱う文部省博物館と、勸業政策のための素材として物を扱う博覧会事務局は、一八七三（明治六）年に前者が後者に合併されるかたちで、一八七六（明治九）年内務省博物館が設置された。江戸幕府の医学館が所有していた銅人形は明治一〇年に移管されているから、設置間もない博物館に移管されたことになる。その後博物館は、一八八一（明治一四）年に農商務省に移管され、「古器旧物」は本格的に勸業政策の文脈で扱われることになった。こうした動向を考えると、この銅人形がこうした展覧会という近代のメディアで陳列されるのは、これが初めてではなかったのではないか。

極東熱帯医学会の展覧会は、西洋医学の分類のなかに漢方医学の資料を位置づけ、日本の医学の伝統を漢方と西洋医学との融合

の歴史として描くところに特色がある。展示会の出品目録からは、展示資料のほとんどは古書籍と医術の道具であった。そのなかで、等身大の銅人形は衆人の注目するところであつたろう。

まとめ

本稿で明らかにしえたことをまとめる。第一に紀州藩は一七世紀中葉の一五年間に、合計六体の銅人形を集中的に製作し、その後は製作しなくなったこと。重文「銅人形」の監修者である飯村玄齋は、三代目飯村玄齋栄頭であり、彼は二体の銅人形（東博所蔵とハンブルク民博所蔵）を監修したこと。飯村玄齋栄頭は銅人形を監修して昇進し、何らかの理由で失脚したが一定の名誉回復がなされたという浮き沈みの激しい人生を歩んだこと。銅人形製作から一三〇年あまりたつて、幕府医師山崎宗雲が閲覧を申し出て、その折に馬具師によって修復がなされたこと。その山崎は、別の銅人形を監修し、結果的に紀州藩の銅人形と山崎が製作した幕府医学館の銅人形とともに別経由で国に寄贈され、東京国立博物館所蔵となつていること。そして大正末期に開催されたアジア地域の国際的医学会の大会が日本で開催されたときに、この二つの銅人形が出陳されたこと、などである。

本稿では、紀州藩における銅人形製作について明らかにしうる史料の紹介をしながら、銅人形の来歴、その監修を行った人物、そして近代における銅人形の展示について、その断片を述べてき

た。筆者は経絡・経穴についての知識が無いため、医学的知識の観点からの考証はできない。また、現存する実物資料が重要文化財に指定されていたり、海外に所蔵されていたりと、それらを熟覧することが困難であり、工芸技術的な検討もできない。現在のところ可能なことは、文字に記された史料とその背景を考察することのみであり、総合的な研究の体制は未だ整わない。筆者は当初、医学史的考察と工芸史的考察の総合化を、文献と実物資料とそれらについて記したいわば二次資料の横断的活用によって達成しようとしたが、その準備にはもう少し時間が必要であつた。

ただ、史料検討の過程で、例えば近代における展示にかんする資料は、銅人形製作の観点からは二次資料であつても、その来歴という意味では一次資料として位置付けて検討することによって、モノへのまなざしの一端を知ることができると感じた。今後はこうした視点で史料渉猟をおこなつて準備しながら、総合的な調査が可能となる契機や機運を待ちたい。

註

(1) 加藤幸治 二〇一一『郷土玩具の新解釈―無意識の「郷愁」はなぜ生まれたか―』社会評論社、同 二〇二二『紀伊半島の民俗誌―技術と道具の物質文化論―』社会評論社

(2) 鍼灸の教科書は、宋代に王惟一がさまざまな流派を統合して編さんした『銅人腧穴鍼灸図経』を基礎に作られてきた。江戸時代に鍼灸術の指南書として使われたのは、中国における医術の古典のひとつである滑寿による『十四経発揮』（二三四一年）をもとにした数多くの出版物で、「新刊十四経絡発揮」寛永八年、「経穴彙解」文化四年、「十四経絡発揮和解」

- 元禄六年など多数ある。
- (3) 明堂とは、中国古代における政治、儀礼、祭祀、教育の中心的な施設の名称で、それは独自の宇宙観にもとづいて説明されることから、星座の名前や人間の経穴の部位などをさす言葉となった。したがって、経絡・経穴を示した人体図も明堂図と呼ばれるようになり、人を仰向けにした状態の正人明堂図、うつ伏せにした状態の伏人明堂図、人体を横から見た側人明堂図、各部位ごとの明堂図が作られるようになった。
- (4) 木製・張り製・紙製製の人体模型も、銅人形と呼ばれたことが『和漢三才図会』などからわかる。伝世する資料は、同じ音から胴人形と呼ぶ場合も多い。胴人形の語は、広義には等身大の人形一般、まれに性愛玩用の人形をさす場合もある。
- (5) 二〇〇五年六月九日指定。重要文化財「銅人形」、東京国立博物館所蔵、列目番号C―五四四。東京国立博物館編一九九九によれば、像高一四三・四センチメートル、外形は銅製鑄造（六区に分けて鑄造、表面を籠目状に透かす）、玉眼、内臓は木製彩色。
- (6) 海外の民族学標本を含むものとして、例えば一九一一年にドレスデンで開催された万国博覧会の出品資料とその後設立された衛生博物館の所蔵品が、ドレスデン民族学博物館に所蔵されている。また他に、ベルリン医学史博物館の解剖学・病理解剖関係資料、ベルリンのフンボルト博物館（通称・自然史博物館）などもある。
- (7) 堀内信編『南紀徳川史』第八巻、名著出版、一九七二年を参照した。
- (8) 筆者所蔵の一次資料を参照した。

参考文献

- 京都国立博物館監修 一九五五 『医学に関する古美術聚英』 便利堂
- 近藤雅樹編 二〇〇六 『一九世紀における日本在外博物学・民族学標本コレクションの実態調査』 科研費特定領域研究にかかる計画研究報告書
- 小曾戸洋 一九九三 「東博銅人形の製作者および年代について」『医道の日本』

第五二巻第七号 医道の日本社

- 佐藤昭夫 一九八一 『仏像（こ）だけの話』 玉川大学出版部
- 東京国立博物館編 一九九九 『図版目録 日本彫刻篇』 同館
- 東京国立博物館 二〇一一 特別陳列解説シート「健康を考える」 同館
- 長野 仁 二〇〇一 「寛文九年成・飯村玄齋考「銅人形」覚書（上・中・下）」『鍼灸OSAKA』 第一七巻第二三・四号
- はりきゅうミュージアム編 二〇〇一 『はりきゅうミュージアムVol.1 銅人形明堂図篇』 森ノ宮医療学園
- 吉田貞雄 一九六五 「寄生虫学遍路（二〇 中国遍歴）」『目黒寄生虫館月報』 第八一・八二号
- Josef Kreiner, ed. 2003 *Japanese collection in European museum*. Biersche Verlagsanstalt

【付記】 本稿は文部科学省科学研究費（若手研究B）平成二十三〜二十四年度「日本における銅人形製作の医学史・工芸史の研究」（研究代表者 東北学院 大学文学部 加藤幸治）による研究成果の一部である。

平成 24 年度 東北学院大学学術研究会評議員名簿

会 長	星宮 望
評 議 員 長	斎藤 善之
編集委員長	斎藤 善之
評 議 員	
文学部	[英] 遠藤 裕一 (編集)
	[総] 佐藤 司郎 (編集)
	[歴] 加藤 幸治 (編集)
経済学部	[共] 越智 洋三 (編集)
	[経] 泉 正樹 (会計)
	[共] 佐藤 滋 (編集)
経営学部	斎藤 善之 (評議員長・編集委員長)
	松岡 孝介 (会計)
	折橋 伸哉 (編集)
法 学 部	黒田 秀治 (庶務)
	白井 培嗣 (編集)
	木下 淑恵 (編集)
教養学部	[人] 鈴木 宏哉 (編集)
	[言] 伊藤 春樹 (編集)
	[情] 乙藤 岳志 (庶務)
	[地] 金菱 清 (編集)

東北学院大学論集 歴史と文化 第 49 号

2013 年 3 月 21 日 印刷

2013 年 3 月 25 日 発行

(非売品)

編集兼発行人 斎藤 善之

印刷者 笹 氣 幸 緒

印刷所 笹氣出版印刷株式会社

発行所 東北学院大学学術研究会

〒 981-8511

仙台市青葉区土樋一丁目 3 番 1 号

(東北学院大学内)